

平成28年 2 月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成28年 3 月 8 日～11日

場 所 第3委員会室

平成28年 3 月 8 日 (火曜日)

午前 9 時58分開会

会議に付託された議案等

- ・ 議案第 1 号 平成28年度宮崎県一般会計予算
- ・ 議案第14号 平成28年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- ・ 議案第15号 平成28年度宮崎県育英資金特別会計予算
- ・ 議案第16号 平成28年度宮崎県公営企業会計(電気事業) 予算
- ・ 議案第17号 平成28年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業) 予算
- ・ 議案第18号 平成28年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業) 予算
- ・ 議案第20号 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第23号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第36号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第37号 宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例
- ・ 請願第10号 公立高等学校授業料不徴収制度の復活を求める請願
- ・ 請願第11号 正規教職員の増員を求める請願
- ・ 請願第12号 小・中・高の35人以下学級等の実現について国に意見書の提出を求める請願
- ・ 請願第13号 義務教育費国庫負担制度の拡充
・ 復元について、国に意見書の提出を求める請願

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経

営に関する調査

○その他報告事項

- ・ 検定申請中教科用図書の閲覧に関する調査報告について

出席委員 (7人)

委 員 長	重 松 幸次郎
副 委 員 長	日 高 博 之
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	井 本 英 雄
委 員	中 野 廣 明
委 員	田 口 雄 二
委 員	函 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	野 口 泰
警 務 部 長	新 島 健太郎
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	鬼 塚 博 美
生 活 安 全 部 長	片 岡 秀 司
刑 事 部 長	黒 木 典 明
交 通 部 長	鳥 井 宏 一
警 備 部 長	金 井 嘉 郁
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	永 野 博 明
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 地 域 課 長 兼 生 活 安 全 企 画 課 長	長 友 信 明
生 活 環 境 課 長	児 島 孝 思
総 務 課 長	小 野 博
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	廣 澤 康 介
少 年 課 長	藤 川 寿 治

交通規制課長 大野正人
運転免許課長 鍋倉幸次

企業局

企業局長 四本孝
副局長
(総括) 梅原裕二
副局長
(技術) 満留康裕
総務課長 沼口晴彦
工務課長 新穂伸一
開発企画監 上石浩
電気課長 喜田勝彦
施設管理課長 平松信一
総合制御課長 新見剛介

事務局職員出席者

政策調査課主幹 西久保耕史
議事課主事 八幡光祐

○重松委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。お手元に配付しております資料、委員会審査の進め方(案)をごらんください。

まず、1、審査方針についてであります。当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めるとし、あわせて平成26年度決算における指摘要望事項に係る対応

状況についても説明を求めるとしております。

次に、当初予算関連議案の審査についてであります。今回の委員会は、審査が長くなることが予想されることから、教育委員会については3グループに分けて審査を行い、総括質疑を行った後、その他の報告について説明を受けたいと存じます。

審査方法について、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

当初予算関連議案について、本部長の説明を求めます。

○野口警察本部長 先日は、補正予算関係議案を審査していただきまして、ありがとうございました。

本日、御審査をお願いする案件は、「平成28年度宮崎県一般会計予算」であります。

当初予算案は、平成28年の宮崎県警察運営方針及び運営重点に沿った各種施策を具体的に実現する予算として編成をしたところであり、歳出予算額として、恩給及び退職年金を除きまして271億4,958万9,000円をお願いするものであります。

条例に関しまして、「地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例」「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」「宮崎県暴

力団排除条例の一部を改正する条例」の4件につきまして御審査をお願いいたします。

また、昨年9月の決算特別委員会での指摘要望事項に係る対応状況につきましても御報告をいたします。

詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

私からは以上であります。

○重松委員長 本部長の概要説明が終了いたしました。

それでは、引き続き議案の審査を行います。歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは、議案に関する説明を求めます。

○新島警務部長 それでは、平成28年2月定例県議会提出の議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計予算」の公安委員会関係につき御説明いたします。

お手元に文教警察企業常任委員会資料という題名の資料を準備させていただいておりますので、これと議会資料の平成28年度歳出予算説明資料という冊子で御説明いたします。平成28年度歳出予算説明資料では、491ページからの記載となります。

それでは、お配りしております資料の2枚目、資料1、平成28年度歳出予算についての1、平成28年度歳出予算の概要をごらんください。

警察本部の歳出予算要求の基本的な考え方は、県民の期待と信頼に応える力強い警察という平成28年の宮崎県警察の運営方針のもと、事態対処事案への迅速・的確な対応等7項目の運営重点を中心とする治安維持に必要な経費を措置し、

警察力を確保しようとするものであります。

この基本的な考えのもとに、公安委員会関係の平成28年度歳出予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして、271億4,958万9,000円をお願いするものであります。

この予算額は、昨年度と比べますと、人件費につきましては、勤勉手当の支給率が0.1カ月分ふえたこと等により5,617万1,000円の増額、人件費以外の物件費につきましては、平成28年度予算において、道路交通法の改正に伴うシステムの改修費等が多額になることなどから1億6,393万4,000円の増額となり、総額では2億2,010万5,000円の増額、率にしますと、対前年度比0.8%の増となっております。

それでは、平成28年度公安委員会関係の歳出予算の内容を科目、事項別に説明いたしますので、資料1の2、事項別歳出予算額と主な事業をごらんください。歳出予算説明資料につきましては、495ページからになります。

まず、資料1の項目2の一覧表最上段左側に記載しております会計、科目、事項の欄をごらんください。

会計、一般会計、(款)警察費(項)警察管理費(目)公安委員会費(事項)委員報酬681万6,000円でございますが、これは公安委員3名の報酬であります。

次に、(事項)委員会運営費704万円でございますが、これは公安委員会運営に要する経費であります。

この中で主な事業につきましては、警察署協議会運営費341万4,000円ですが、これは県下13警察署に置かれております地域住民の意向を警察業務に反映するための警察署協議会の運営に要する経費で、委員の報酬や旅費などに要する経費であります。

次に、(目) 警察本部費(事項) 職員費187億2,960万6,000円でございますが、これは職員の人件費であります。

次に、(事項) 運営費30億6,497万4,000円でございますが、これは警察業務を行う上で、その基盤となります通信指令システムやOA機器、その他職員が警察業務を処理するために必要な事務費等のいわゆる職員を設置することにより必要となる経費であります。

この中で主な事業につきましては、退職手当14億6,644万6,000円、「警察業務電算化推進事業」3億7,494万2,000円、「新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業」2億8,228万3,000円であります。

退職手当は、本年1月1日現在で、平成28年度末の定年退職予定者数を58名と見込み、予想される希望退職者等を含む合計81名分を計上しており、平成27年度と比較しますと1億9,254万8,000円の減額となっております。

警察業務電算化推進事業は、現在の高度情報化社会の広域・複雑・高度化する犯罪から県民の安全な生活を守るため、情報技術、いわゆるITを活用した警察業務の電算化を推進するための経費であります。

新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業は、110番の受理に当たり、多様化・スピード化する犯罪等に的確に対応するためのシステムのリース料であります。平成28年3月にリースを更新するために入札を実施した結果、より機能性が高く高機能なシステムを導入することができたところであり、その年間分の経費であります。

次に、(目) 装備費(事項) 装備費4億6,726万2,000円でございますが、これは、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備活動

に要する経費であります。

この中で主な事業につきましては、警察活動用車両維持費2億7,473万8,000円、新規事業の「警察航空機(ひむか)性能強化整備事業」5,530万円であります。

警察活動用車両維持費は、警察が保有しております全車両に係る修繕料、燃料費、自賠責保険料、重量税及びその他維持に係る消耗品費等に要する経費であります。

新規事業の警察航空機(ひむか)性能強化整備事業につきましては、お手元の資料1-1をあわせてごらんください。次のページになっております。

事業目的につきましては、警察航空機「ひむか」は警察のヘリコプターであります。空中に浮遊いたします火山灰を構成する物質である二酸化ケイ素が、飛行中にエンジンの燃焼による熱により溶けてしまい、エンジン内部に付着して、その結果エンジンの性能が低下し、航空法に基づく基準を満たさなくなることから、先日の2月補正予算においてエンジンの交換を実施する費用を要求しているところでありますが、平成28年度におきましては、同様の症状を発生させないために、エンジンに流入する火山灰等の異物を除去するためのフィルターを整備するものであります。

事業の概要といたしましては、警察用航空機は平成23年3月に警察庁から配備されて運用しておりますが、今後同様のふぐあいを生じさせないために、機体・エンジンメーカーが推奨するIBFと呼ばれる、いわゆるフィルターをエンジンの吸気口付近に設置することにより、エンジンの性能低下を防止するものであります。

事業効果といたしましては、警察用航空機は、犯罪捜査や災害時の被害状況及び被災者の確認、

また人命救助等で活躍しておりますが、フィルター設置後はさまざまな状況下でも飛行することが可能となり、新燃岳を管轄する当県におきましては、火山の爆発など災害時等の有事体制強化が図られるものであります。

それでは、再度、1 ページ前の資料 1 に戻っていただきまして、次の(目) 警察施設費(事項) 警察施設費ですが、これは8億7,492万1,000円でございます。これは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費であります。

この中での主な事業につきましては、交番、駐在所庁舎新築費6,040万1,000円、職員住宅借家料8,265万9,000円、「宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業」1億9,709万9,000円でございます。

交番、駐在所庁舎新築費につきましては、交番、駐在所の建設に係る設計費や建設費等であります。

なお、建設費につきましては、警察共済組合の不動産投資事業を活用して建設することとしております。

平成28年度は、小林警察署の小林駅前交番、高鍋警察署の川南交番の2カ所を木造により新築する予定であります。

交番と駐在所は、地域住民の安全と安心の拠点である生活安全センターとして、地域住民の日常生活に密着した警察活動を行っておりますが、ただいまの交番につきましては、老朽化に加えまして、来訪者と対応するためのコミュニティスペースや駐車スペースが狭いため、県民が利用しやすい場所への移転新築や利用しやすい配置とする計画としていただいております。

職員住宅借家料は、警察共済組合の不動産投資事業を活用して多くの職員住宅を建設してお

りますので、その償還金を支払うものでございます。

宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業につきましても、運転免許センターを建設した際と同様に警察共済組合の不動産投資事業を活用しておりますので、その償還金を支払うものであります。

次に、(事項) 警察署庁舎建設費5,289万円でございますが、「えびの警察署庁舎建設整備事業」につきましては、築53年が経過し、また耐震性能が低かったことから、平成27年度に事業費が認められまして、平成28年度は建設工事の1年目となります。平成28年度は、建設工事の入札を行いまして、平成29年1月ごろに着工し、現場事務所の設置や基礎工事を実施する予定で、平成30年2月ごろの完成を目指しているところであります。

なお、警察署庁舎は鉄筋コンクリート3階建てとなり、総事業費は約12億5,000万円程度を見込んでおります。

次に、(目) 運転免許費(事項) 運転免許費9億905万5,000円でございますが、これは運転免許試験及び各種講習その他運転免許事務処理に要する経費であります。

この中で主な事業につきましては、新規事業の「運転免許保有者の認知症等対策推進事業」1,317万8,000円、同じく新規事業の「道路交通法の一部を改正する法律に伴う運転免許整備事業」1億7,903万6,000円、既存事業であります「運転免許証ICカード化導入事業」1億9,515万7,000円でございます。

新規事業の運転免許保有者の認知症等対策推進事業につきましては、お手元の資料1—2をあわせてごらんください。

事業の目的につきましては、高齢社会の進展

に伴い運転免許保有者も高齢化が進み、全国的に加齢による認知機能及び身体機能の低下、また脳梗塞、てんかん等一定の病気に起因する重大事故が後を絶たない状況にあり、当県においても、昨年10月に宮崎駅前におけるてんかんの持病がある高齢運転者が歩道を暴走し、死傷者7名を出す悲惨な事故が発生しております。よって、病状によっては、免許の停止や取り消し、または返納が必要となる場合もございます。

そこで、運転免許保有者の病気等による運転への影響を判断するには、運転免許更新時の病状の確認や運転適性相談への対応が重要ですので、認知症や一定の病気を抱えている方や加齢により運転に不安を抱えている高齢者やその家族等からの相談に、よりきめ細かに対応するための体制を強化し、交通事故抑止対策の推進を図るものであります。

事業の概要としましては、これまでも運転適性相談業務につきましては警察職員が行っておりますが、本事業では、医療の専門的知識を有する看護師4名を非常勤職員として採用し、宮崎、都城、延岡の各免許センターに計4名を配置して運転適性相談業務等を行ってもらい、相談体制のさらなる強化を図るものであります。

事業効果としましては、看護師の配置によりまして、県民がより気軽に相談できる環境が整い、相談者が増加するとともに、医療の専門的な見地からの確な助言・指導を行うことで、医療機関への早期受診や免許返納等がスムーズに促されるなどの効果も見込まれ、結果的にさらなる交通事故抑止が期待されるものと考えております。

続きまして、新規事業の道路交通法の一部を改正する法律に伴う運転免許整備事業につきましては、次のページの資料1-3をあわせてご

らんください。

事業の目的につきましては、改正道路交通法が来年3月に施行予定で、75歳以上の高齢運転者対策及び準中型免許という車両総重量3.5トン以上7.5トンまでの車両を運転できる免許種別が新設されることにより、各種整備を行うものであります。

事業の概要としまして、新しく導入される準中型自動車3台の購入、同免許の技能試験に対応するための試験コースの立体障害物等改修費、75歳以上の高齢運転者を対象とした臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入に伴い、その対応に多大な時間を要することから、非常勤職員4名の増員、またこれらの改正に伴い、運転免許に関する各種電算システムの改修等を実施します。

事業効果としまして、高齢者につきましては、安全運転に対する意識の醸成が図られるとともに、準中型自動車に関する整備を行うことで、同新規免許種別に対応した運転免許試験を適正かつ円滑に実施することができるものと考えております。

それでは、再度、資料1に戻っていただきまして、既存事業であります運転免許証ICカード化導入事業につきましては、ICカード免許証を作成する装置のリース料やICカードの購入費に要する経費でございます。

次に、(項)警察活動費(目)警察活動費(事項)一般活動費15億845万8,000円でございますが、これは、生活安全、刑事及び交通等警察活動全般に要する経費であります。

この中で主な新規事業につきまして説明いたしますと、「交通鑑識強化のための機器整備事業」359万7,000円、「GIS(地理情報システム)による交通事故総量抑止対策事業」2,722万8,000

円、「証拠能力確保のための多機能カメラ整備事業」1,191万2,000円であります。

交通鑑識強化のための機器整備事業につきましては、またお手元の資料の1—4をあわせてごらんいただければと思います。

事業目的につきましては、交通犯罪の解決を求める県民の期待に応えるために、交通事故現場における正確な速度鑑定や挙動解析を実施する必要があります。また、車両の損傷状況から判断する当事者間の過失割合の判定等、公平で正確な実地検証が重要で、そのためには交通鑑識の強化が求められるところであり、交通事故現場において、高度・精密な交通鑑識を実施するための三次元測定器である3Dレーザースキャナーを整備するものであります。

事業概要としましては、交通鑑識の中心である警察本部の交通事故鑑識係に3次元測定器、3Dレーザースキャナーをリースにより配備し、県内における交通死亡事故等の重大事故に対応します。

現在使用しております既存の測定器は20メートル当たり約10センチの誤差が生じていましたが、3次元測定器は25メートルで約2ミリの誤差しか生じないため、飛躍的に精度が向上し、また現場の状況を測定後、最大でも6分程度で図面作成をすることが可能となります。そのほか、曲線道路を計測し走行時の限界速度の分析、車両のタイヤ痕などから車両挙動の解析、車両の損傷状況から衝突速度を求めることが可能となるものであります。

事業効果としましては、正確な交通事故分析が可能となり、加害者・被害者の区別なく事故関係者にとって公平で公正な真相解明ができます。また、短時間で交通事故現場の計測が可能であることから、長時間にわたり交通を遮断す

る必要もございません。加えて、警察官が道路上で作成作業をする必要もないことから、受傷事故防止も図られるものと考えております。

次に、GIS（地理情報システム）による交通事故総量抑止対策事業につきましては、次のページ、お手元の資料1—5をあわせてごらんいただければと思います。

事業目的につきましては、県内において交通事故は日常的に発生し、平成27年度中は、人身事故が1日当たり約26件、物損事故を含めると1日当たり約90件発生しておりました。

交通事故を抑止する方法としては、交通事故の発生箇所、発生路線、発生時間帯及び道路形状等の詳細な分析に基づいた対策が有効とされており、そのために、視覚的に分析できるGIS機能を有した最新のシステムを導入することにより、交通事故の総量抑止対策を推進するものであります。

事業概要としましては、既存の交通事故事件捜査支援システムは、これまでの交通事故に係る各種情報を文字データで管理しているシステムですが、このシステムにGIS機能を加え、蓄積された事故データを地図上にマッピングして、視覚的に交通事故発生地点の密度、路線、時間帯、エリア分析等を行うものであります。

事業効果としまして、交通事故の多発地点や時間帯等を視覚的かつ精密に絞り込むことが可能となることから、地点や時間帯を絞ったより効果的な交通安全教育及び交通指導取り締まりを実施することができます。地図上にマッピングした事故データを、県警ホームページを利用して、県民に対しても交通事故実態を視覚で訴えることができることから、よりわかりやすく効果的な広報啓発が期待でき、交通事故の総量抑止が図られるものと考えております。

次に、証拠能力確保のための多機能カメラ整備事業につきましては、同じくお手元の次のページの資料1—6をあわせてごらんください。

事業目的につきましては、全国で重要・凶悪犯罪等の事件が報じられており、その検挙事例において街頭カメラ等の映像が大きな役割を果たしております。大阪の繁華街において、少年と少女が連れ去られ、その犯人の特定に街頭カメラの映像を分析し車両を特定した事例など、記憶に新しいところでございます。また、最近の刑事裁判では視覚的立証が重要視され、特に写真やビデオカメラの映像は立証効果も高いところでもあります。また、否認事件が増加するなど、捜査を取り巻く環境も変化しており、これまで以上に客観的証拠によって事件を立証しなければならないことから、客観証拠を採証するための多機能カメラや画像解析装置を整備するものであります。

事業概要としましては、犯罪現場などで鑑識係や捜査員が使用するデジタルカメラとコンパクトカメラを計85台、夜間でもカラー撮影が可能な夜間高感度カメラを1台、コンビニ等の防犯カメラの映像を鮮明化でき、また持ち運びが可能なモバイル型画像鮮明化処理装置1台を整備するものであります。

事業効果としましては、最新の機器の導入により、客観証拠の採取、分析がより高度化され、立証措置への有効活用が図られることから、事件の検挙及び早期解決が図られるものと考えております。

それでは、再び1枚目の資料1にお戻りください。

続きまして、(事項)交通安全施設維持費4億8,255万円でございますが、これは交通安全施設の維持管理及び電気・通信料等に要する経費

であります。

最後に、(事項)交通安全施設整備事業費10億4,601万7,000円でございますが、これは交通管制センターの機器の更新、信号機の新設や改良、道路標識等の整備等に要する経費でございます。

この中での主な事業につきましては、交通管制及び信号機改良等整備費3億2,354万8,000円、円滑化対策事業費2億37万2,000円であります。

交通管制及び信号機改良等整備費は、交通管制、信号機改良、信号機新設、道路標識の整備に係る経費であり、国庫補助対象事業でございます。

円滑化対策事業費は、交通渋滞を解消し、地域における交通の円滑化を図る必要がある場所を円滑化対象地区として指定し、指定された場所について、信号機新設や道路標識等の設置を行うための経費であり、国庫補助対象事業でございます。

なお、平成28年度予算におきましては、交通安全施設に係る補助金が削減されたことに伴いまして、国庫補助対象事業費が前年度対比でマイナス約1億2,000万円となったことから、県単独事業費につきましては、プラス約1億2,000万円増額し、交通安全施設の整備費を確保したところであります。

なお、信号機の新設数は16基とし、昨年度と比較して4基ふやしております。

交通安全施設につきましては、交通事故防止に大きく影響するものであり、交通事故の発生や交通量の実態に即し、さらに地域住民や道路利用者などからの要望や意見に配慮しつつ、計画的な整備を図ることとしております。

以上でございます。

次に、議案第20号「地方警察職員の定員に関

する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

本県警察官につきましては、平成28年度予算政府案におきまして、9人の増員が認められたところであります。

常任委員会資料の、資料の2でございます。

地方警察官の定員及び階級別定員につきましては、警察法施行令に定めている基準に基づき条例で定めることとなっておりますことから、今回の増員に伴う必要な改正を行うものでございます。

具体的には、警察官定員が9人ふえて2,026人となり、階級別定員につきましては、各階級ごとの上限を、警視の階級の定員が1人ふえ91人、警部補の階級の定員が3人ふえ565人、巡査部長の階級の定員が3人ふえ584人、巡査の階級の定員が2人ふえ602人にそれぞれ改正するものであります。

なお、人員につきましては、各階級の上限内で運用している現在の体制に、今回の増員となる9人を新たに巡査として採用しますので、一時的には巡査の人数がふえることとなります。

今回の警察官の増員につきましては、厳しい治安情勢に対応するため、緊急に対応が必要であり、かつ増員によらなければ有効に対処しがたい治安情勢について地方警察官の増員が認められたものであり、その内容は、人身安全関連事案対策の強化、特殊詐欺対策の強化のために配分された経緯がございますので、これらの業務に人員を配置し、県民生活の安全・安心のために運用してまいります。

最後に、本条例案の施行期日は、平成28年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

○片岡生活安全部長 それでは、議案第36号「風

俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」、議案第23号

「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきまして、お手元の資料に基づいて御説明いたします。資料は、資料の3、3—1、資料4、資料4—1の計4枚でございます。

なお、風俗営業等の規制に関する内容であります議案第36号を先に御説明いたします。

また、法令の呼び方を整理いたしまして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律は風営法、風営法施行令は政令、風営法施行条例は条例、警察関係使用料及び手数料徴収条例は手数料条例とさせていただきます。

それでは、資料の3をごらんください。

項目1、風営法の改正の柱であります。客にダンスをさせる営業に係る規制の見直し、新しい営業形態である特定遊興飲食店営業に関する規定の整備、良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備、ゲームセンターへの立ち入らせ制限に関する見直しなどが大きな柱であり、昨年6月24日に公布されております。

もう少し具体的に申し上げますと、これまでの風営法は、ダンスそのものに着目して、ダンスを規制の対象としておりました。原則として、深夜においてこれを営んではならないとともに、風俗営業以外の飲食店営業にあっても、深夜に客に遊興させてはならないこととしておりました。

しかし、近年、国民生活様式の多様化が進み、ナイトライフの充実を求める国民の声が高まっていることや、ダンスそのものに対する国民の意識が変化してきたことなどを踏まえ、ダンス自体に着目した規制を改め、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、

特定遊興飲食店営業という新たな制度をつくりまして、深夜に客に遊興と酒類、アルコールの提供を伴う飲食をさせる営業を許可制のもとで認めるとするのが大きな変更点であります。

次に、項目 2、政令及び条例の改正であります。

(1) 政令の公布として、風営法の改正に伴う改正政令が昨年11月13日に公布され、新たに設けられた特定遊興飲食店営業の営業所の設置を許容する地域などの基準が示されました。これを受けて、(2) の条例の改正案に至ったものであります。

項目 3 の条例の具体的改正点であります。

(1) に新たに設ける 6 項目、(2) に一部を改正する 6 項目を挙げております。

資料の 3 の一 1 をごらんください。A 3 横のカラー刷りであります。この資料で御説明いたします。

資料左側の上に、(1) 新設するものと書かれてあります。新設するものは、①から⑤の特定遊興飲食店営業に係る規定、それから右上に上がりまして、⑥風俗環境保全協議会に係る規定の 2 つであります。

まず、特定遊興飲食店営業に係る規定であります。

特定遊興飲食店営業とは、深夜において、客に遊興をさせ、かつ客に酒類、アルコールの提供を伴う飲食をさせる営業をいい、公安委員会の許可を受けて営むものであります。これまで、風営法に基づく公安委員会の許可対象は風俗営業でありましたが、これと異なる特定遊興飲食店営業が新たな許可対象となったということでもあります。

ここでいう「深夜」とは、午前零時から午前 6 時までの時間帯のこと、また「客に遊興をさ

せる」とは、営業者側の積極的な行為により客に遊び興じさせることとされております。

具体的にいえば、不特定の客に、ショー、ダンス、演芸等を見せる行為や、歌手がその場で歌う歌、バンドの生演奏等を聞かせる行為あるいは客にダンスをさせる場所を設けるとともに、音楽や照明の演出等を行い、不特定の客にダンスをさせる行為などがこれに当たります。

特定遊興飲食店営業に関し、条例で定める規定は、①から⑤の 5 点であります。順に御説明いたします。

①営業所の設置を許容する地域についてであります。

政令では、営業所の設置を許容する地域の基準として、一定地域に風俗営業等が集中している風俗営業等密集地域及び一定地域内の人口が少ない人口閑散地域を示しております。

本県におきましては、風俗営業等の営業所が集中しております宮崎市の通称西橋通り一帯、都城市の牟田町一帯、延岡市の船倉町一帯の 3 地域を、この特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域として指定することとしております。この 3 地域は、現行の条例におきましても、風俗営業の営業時間、原則午前零時までのところ、午前 1 時まで認める営業延長許容地域として指定されているところであります。

なお、風営法の規定により、営業所がホテルまたは旅館の施設内にあり、かつ国家公安委員会規則の基準に適合する場合は、指定する 3 地域以外であっても営業を許可することができます。

また、保全対象施設として定める児童福祉施設や病院等の敷地の周囲 50メートルの区域内は、先ほど申し上げました指定する 3 地域内であっても営業所を設置することはできません。

次に、②営業時間の制限についてであります。

特定遊興飲食店営業は、深夜において営業できることから、朝からも引き続き営業すれば24時間営業も想定されますが、風営法において、善良な風俗環境を害する行為を防止するため、条例で定めるところにより、地域を定めて営業時間を制限することができると規定されております。

そして、政令で営業時間を制限する時間帯の基準を午前5時から午前6時までの間、または午前6時から午前10時までの間としております。

本県の条例案では、良好な風俗環境の保全及び日常生活や、特に通勤、通学の時間帯を考慮しまして営業時間を制限することとし、県内全域を対象に、午前5時から午前6時までの間を、営業を営んではならない時間と規定することとしております。

次に、③騒音及び振動の規制についてであります。

騒音及び振動の規制とは、③の表にありますとおり、深夜の時間帯において、用途地域ごとに超えてはならない数値を定めたものであります。

この数値につきましては、政令の基準に基づき、周辺の静穏な風俗環境等を考慮しまして、現行条例で定めている風俗営業の深夜の欄に係る規制数値と同一としております。

次に、④営業者の遵守事項についてであります。

この遵守事項のアからカまでは、現行条例で定めている風俗営業の遵守事項と同じであります。

キは、18歳未満の者に対する営業所への立ち入らせ制限の規定であります。

18歳未満の者の営業所への立ち入らせにつき

ましては、風営法では、午後10時以後午前零時の時間は保護者の同伴が必要であるとし、午前零時から午前6時までの時間は立ち入らせを禁止しております。この規制に加え、本県においては、少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止するため、午後7時後午後10時前の時間において、18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めると定めております。

次に、⑤営業所への年少者の立入禁止の表示であります。

この規定は、④のキの遵守事項に関しまして、立ち入らせ禁止の規定を利用者に明らかにするため、営業者は公安委員会規則で定めるところにより、午後7時後午後10時前の時間において、保護者が同伴しない18歳未満の者が営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入り口に表示しなければならないと規定しております。

次に、⑥風俗環境保全協議会を置く地域であります。

風俗環境保全協議会は、深夜営業に伴う問題、例えば営業に伴う騒音、営業所周辺での酔客の蟻集、年少者の立ち入りなどが考えられますが、これらのうち、個々の事業者のみでは解決できないものにつきまして、地域住民等の声を反映させながら、その防止と速やかな解決に向けた協議を行うものであります。この協議会を置く地域は、風俗営業等密集地域であり、特定遊興飲食店営業の営業所の設置を許容する地域として指定しました3地域としております。

次に、(2) 一部を改正するものについて御説明いたします。

まず、①風俗営業の営業時間の特例であります。

風俗営業の営業時間は原則午前零時までとさ

れておりますけれども、年末年始、盆、特定の祭礼の日及び先ほど申しあげました3地域におきましては、午前1時までの営業が認められているところであります。現行の条例であります。

今回の風営法の改正により、この「午前1時まで」という規定が、「条例で定める時まで」と改められたことを受けて検討いたしました結果、やはり条例案では、良好な風俗環境の保全や県民の平穏な生活の保持等を勘案し、現在の規制時間と同じ午前1時までとしたところであります。

次に、②営業時間の制限、③騒音及び振動の規制、④の遵守事項の規定につきましては、条例の内容そのものに変更はありませんが、風営法の改正により、条ずれや時間の制限に関する表記が改正されたこと及び文字表記等の語句の修正を行うものであります。

次に、⑤の法第2条第1項第5号の営業における年少者の立入制限であります。

これは、ゲームセンター等に係る規定でありますけれども、現行の条例では、ゲームセンター等の営業者は、16歳未満の者について、保護者同伴であっても午後7時以降に客として立ち入らせることができません。これは、改正前の法律の規定を受けて定めているところですが、法改正により、新たに保護者同伴であれば立ち入らせを認めるなどの規制を条例で定めることができるようになりました。

そこで、条例案におきましては、ゲームセンターの営業者は、午後7時後午後10時前の時間において、16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは保護者の同伴を求めなければならないとし、16歳未満の者は保護者同伴であれば午後10時まで客として立ち入らせることができることとしております。

次に、⑥の店舗型性風俗特殊営業の禁止区域の規定に係る部分の一部削除であります。

ここでいう店舗型性風俗特殊営業は、いわゆる出会い系喫茶営業のことであります。現行条例では、当該営業は県内全域において営業が禁止されております。また、この削除する部分につきましては、平成23年1月1日施行の改正条例において、いわゆる既得権として、それまで出会い系喫茶を営業していた出会い系喫茶に対する特例の規定でありました。

しかし、現在県内に出会い系喫茶はゼロであり、特例の規定の対象が存在しないことから不要となり、削除することとしたものであります。

改正案の説明については以上であります。

なお、条例の施行日は、風営法改正の施行日である本年6月23日を予定しております。

議案第36号の説明については以上であります。

引き続き、議案第23号の「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

最後、資料の4をごらんください。

項目2、条例の改正理由につきましては、先ほど御説明したとおりであります。特定遊興飲食店営業が新たに公安委員会の許可の対象となったため、当該営業の許可申請等に係る手数料を制定する必要が生じたものであります。

項目3、根拠となる法令は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令であります。この政令は、一部改正され、昨年11月13日に公布されております。同政令におきまして、各項目ごとに手数料の標準額が示されており、条例案でもその金額を採用しております。

具体的な金額につきましては、資料4-1に一覧表で示しているとおり、営業の許可や許可証の再交付等に係る申請に必要な金額でありま

す。

項目5、施行日であります。改正風営法の全面施行日である本年6月23日を予定しておりますが、ただし、特定遊興飲食店営業の許可申請に係る風営法の規定は、本年3月23日に施行されますので、手数料条例におきます当該営業の許可申請に係る部分の手数料の規定も、本年3月23日の施行を予定しているところであります。

以上であります。

○黒木刑事部長 それでは、平成28年2月定例県議会提出議案の議案第37号「宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

資料につきましては、お手元の提出議案201ページをお開きください。

条例改正の理由につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、引用条文の改正を行うものでございます。

改正の内容は、青少年に対する教育等のための措置の条文にあります学校の種別に、学校教育法で新たな学校の種別として規定された義務教育学校を追加規定したものであります。

なお、この条例の施行日につきましては、本年4月1日を予定しているところでございます。

以上でございます。

○鳥井交通部長 それでは、昨年9月の決算特別委員会におきまして、指摘要望事項が2点ございましたので、それぞれの対応について説明させていただきます。

1点目は、高齢者の交通安全対策についてでありました。

内容につきましては、今後、高齢者ドライバーの増加も見込まれることから、引き続き、交通安全教室等において指導を行うなど、交通事

故防止対策をより一層推進することでありました。

資料はございません。

その具体的内容につきまして説明いたします。

これまで高齢者対策につきましては、警察官もしくは交通安全協会の交通安全指導員等による交通安全教育を実施してきたところですが、平成27年度からは、予算措置をさせていただきまして、高齢者に対する交通安全教育を専従で行う交通安全教育隊を発足させていただいたところであります。これに、ドライビングシミュレーター等の機材を搭載した交通安全教育車を20年ぶりに更新しまして、県内全域でこの安全教育隊による参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しておるところであります。また、高齢運転者の皆さんに身体機能の低下を認識していただくとともに、交通安全意識と技能の向上を図るため、県内10カ所において、運転技能を競うシルバードライバーズコンテスト等も開催させていただきました。このほかに、医師会、薬剤師会等と連携をとった広報啓発、さらには乳酸菌飲料の販売会社の販売員などと連携した広報啓発等を行っておるところであります。

また、今年度におきましては、これらの事業のほかに、先ほど警務部長からも報告のありましたGIS（地理情報システム）をお願いするところでもあります。交通事故の発生地点等が詳細に地図上に瞬時にあらわせられるということで、これらの資料を活用しての交通事故抑止効果が期待できるところであります。

また、認知症等一定の病気、さらには高齢等で運転に不安を抱えている高齢者等からの相談に的確に対応するために、運転免許センターの相談窓口、ここに看護師を配置する事業等もお願いするところであり、これらの事業と相まっ

て、きめ細かな対策、これが推進できるものと考えております。

今後とも、関係機関、団体としっかりと連携を図りながら、高齢者の交通安全対策をより一層推進してまいりたいと考えております。

あと、2点目は、交通安全施設整備事業についてでした。県民の命を守るために、必要な箇所については、重大な事故が発生する前に積極的に信号機を設置することという意見でございました。

信号機の設置につきましては、これまでも必要な箇所に必要な信号機を設置するという方針のもと、設置を進めてきたところであります。平成27年度中は、繰り越し分を含め、13基を設置いたしました。平成28年度につきましては、16基分の設置をお願いしてるところであります。

いずれにしても、今後も信号機の設置につきましては、交通の安全と円滑という点に配慮しながら、警察庁の定める信号機設置の指針等に従って、真に必要な性の高い場所、これを選定して設置してまいる所存であります。

以上です。

○重松委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○凶師委員 委員会資料の1-1ですけれど、ひむかに関する事なんですが、ひむかの導入費用は幾らだったんですか。

○長友生活安全企画課長 落札価格でありますけれども、約4億3,000万でございます。

○凶師委員 また、今回、このフィルターを設置するという事での追加の予算なんですが、これは何で補正で一緒に上げなかったんですか。

○新島警務部長 補正につきましては、エンジンをまずかえる必要があるということで上げさせていただきました。新年度でそのエンジンを

今度は守るということでフィルターをつけるということで、改めて当初で要求させていただきました。

○凶師委員 エンジンをかえるときにフィルターも設置すると思うんですけど、それは何で時期がずれた予算要求になってるんでしょうか。

○片岡生活安全部長 このフィルターの取り付けでありますけれども、海外のメーカーでありまして、発注してから到着するまでに最大で10カ月ほどかかるということで、平成27年度までに終わらないということで、最初はエンジンを、エンジンがついた後に、今度は新年度でフィルターをとる流れであります。

○凶師委員 じゃあ、10カ月間はフィルターなしで飛ぶということですか。

○片岡生活安全部長 10カ月間はフィルターなしで、いわゆる制限つき飛行になります。緊急時のときは飛ばせませうけれども、通常やっております、警ら、パトロールというのはやらない予定にしております。

○凶師委員 それでは、最初に説明がございましたが、警察力の低下につながるんじゃないですか。

○片岡生活安全部長 確かにへりがなかなか通常の警らはできないという面では、警察力の低下につながると思います。

ただ、緊急時の場合にはもちろん飛ばせませうし、あるいはどうしても足りない、必要であるという場合には、警察法に基づく援助の要求、隣接県、鹿児島、熊本、大分等のへりの要請を考えております。

○凶師委員 そもそもなんですが、こういう高額な機器を導入する際に、我々も車を買う際とか、保険とかをかけて故障とか機器の変換とかに対応すると思うんですが、そういうものはか

けてらっしゃらなかったんですか。

○新島警務部長 委員御指摘のとおりではあるんですけれども、そもそもヘリコプターというのは国費で整備されます。今回、当県に配備になっている型のヘリコプターはヨーロッパ製のものなんですけど、更新する前のものはアメリカのヘリコプターだったそうでございます。それにつきましては、標準装備としてエンジンにフィルターがついておりました。したがって、その時点では、そういったものがトラブルになるということが実は想定されておりました。新たにヨーロッパのヘリコプターを導入するのは当県だけではなくて、ほかにも、たしか全部で当県を含めて4県だったと思うんですが、あわせて購入するということがヘリコプターの単価が低く購入できたと。ただし、そのときに、ヨーロッパの型のヘリコプターはフィルターがついてるとというのが標準装備ではなくて、それが当県のほうに配分として回ってきて、飛ばしてみたら、実はそういう問題が生じたということが初めてわかったということでございます。

○凶師委員 全然かみ合っていないんですが、アメリカ製、前のひむかは標準装備でフィルターがあり、今回はなかったということで、もう国が導入の決定はしてるわけですよね。2月の補正予算のときもおっしゃいましたが、ランニングコストとか維持経費については国、県で折半しなきゃいけないということで、今回も県単で出てるんでしょうけれども、本部長、やはりもっと国の責任をしっかりと特に追求していくべきだと思うんです。こういうことで、県単で予算がまた出ていってしまうということは、県民が不利益をこうむることになりますし、先ほどお話があったとおり、警察力の低下がもう明らかなわけですので、導入責任は国にあるというこ

とであれば、しっかりと国にはこういう現状を意見申し上げていくべきだと思いますが、本部長、いかがですか。

○野口警察本部長 委員の御指摘を踏まえまして、我々も検討いたしたいと思いますが、いずれにしても、現行の体制では、やはり維持管理というのは県の負担といたしますか、役割分担になっておまして、そこは警察力が低下しないよう、しっかりと対応していきたいと思っておりますし、今回の件について、我々もここまで火山灰の影響があるということを事前にしっかりと見積もってなかったとか、想定外、ここまでの影響があるとは思ってなかったというのが正直なところでありまして、こうした教訓というのは、今後の整備の観点からも留意していきたいと考えております。

○凶師委員 他県にも4県、同様の機械が入っているということですから、そこも連携をしつつ、ぜひ、このように飛ばしてみてもわかったというようなことが今後ないように、国ともしっかりと連携をしていただきたいと思います。

次、委員会資料の1—2なんですが、運転免許保有者の認知症対策なんですけれども、看護師4名を非常勤で配置することはよくなったと思うんですけれども、認知症判定に対してどういうテストを導入される予定でしょうか。

○鳥井交通部長 認知症判定につきましては、警察庁の示したものを従来どおり判定についてはやっておるところです。百点満点で、中身は試験当日の曜日、日にち、時間等を記載していただくと。それと、十数種類のイラストを何分間か見ていただいて、その後、一回伏せさせていただいて、じゃあ、今見たイラストにはどんなものがありましたかというのを抽出するもの、さらには、例えばきょうは午後3時30分ですけ

れども、それを長針と短針を用いて時計で記してみてくださいという、こういった内容の判定になっております。

ただ、49点以下が認知機能が著しく低下しておるということで、法の改正によってこの1分類に該当した人、もちろんこれが全てじゃございませんので、これをもって専門医もしくはかかりつけの先生から診断書を出していただく。ですから、1分類になった方が全て認知症で免許を失われるという性質のものではございません。

○凶師委員 今までもそのようなテストをされてきて、さらに今回看護師を配置されて、より相談しやすい体制をとられたということですが、そのような重厚な体制をとられるのはいいんですが、やはり認知症という判断に関しては専門医の診断と診断書提出が必要で、どの段階でもう運転免許を返納しなさいという、ある程度指導的な、強制的な介入っていうのはされてるものなんでしょうか。それとも、今後、看護師を配置することによって、そういう返納の促しっていうのがさらに強化されていくというふうになっていくもんなんでしょうか。

○鳥井交通部長 現在でも自主返納というのはお願いしておるところです。相談に乗ると、非常に危なっかしい方もおられる。ただ、これは、強制としては一切できません。看護師を配置いたしますけれども、今までも警察職員、女性職員が対応してるところですけれども、この事業の効果に一番期待するのは、やはり専門的知識を有している、白衣を着ていただいて、それから親身になりながら話を聞いて、そういう危ない状態であれば、スマートにといいますか、ソフトに返納の手続が進められるものと。

また、なかなか認知症といいますが、本人

は認めない、家族の方が非常に心配して来られるケースもふえております。そういった方に対しても、これまで警察職員もそれなりに教養等は受けた者が対応してたところですけども、そういった経験を生かしたきめ細かな対応ができるのじゃないかということで、この事業は、いわゆる高齢者対策を進める上で非常に大きなウエイトを占めてるというふうに我々は判断してるところであります。

○凶師委員 強制力はないということですが、やはり事故が多発している現状もありますので、看護師を配置したということで、返納の促しが今まで以上に、より効果を上げられることを期待しております。

続けて、次のページの資料1—3なんですが、これは私も一般質問で取り上げさせていただいたんですけども、準中型の免許取得ということに関して私が一般質問で取り上げたのは、消防団員が今後消防車両を運転するときに、今持っている免許では、ここで出てくる準中型の運転はできるんですが、新規に運転免許を取る消防団員が免許を取らないと消防車両を運転できないという、そういうふうな状況になりますので、ぜひここは速やかに取得ができるような指導体制をとっていただくのがいいと思うんですが。

ちょっと余談にもなりますけれど、準中型自動車を3台購入される予定になっておりますけれども、どのような車両を購入される予定なのか。やはり新たに消防団員が免許を取りにすることが多いと思うんですが、例えばその1台を消防車両で免許の講習ができるとか、そういう体制はとれないものかなと思って。いかがでしょう。

○鍋倉運転免許課長 準中型が新たに導入されますけれども、車両総重量3.5トン以上7.5トン

未満ということでございます。あと細かなものがございますので、後ほど説明いたします。

あと、*持ち込みでの試験は、基本的にできないことはございませんけれども、我々としては、準備しておる車両があればそちらをお勧めすることになるかと思えます。

○鳥井交通部長 確かに消防団の皆さんからの需要、非常に結構なことかなと思うんですけども、これは、これまで普通免許では5トン未満までしか運転できなかった。中型免許を取るとなると、普通免許を2年間持ってなくちゃいけないと、それも5トン以上ということで、これだとなかなか18歳で高校を卒業する人がなかなか乗れないと。例えば、最大積載量2トンのトラックは普通免許で運転できるのに、これに同じ大きさでも保冷装置をつけてしまったら5トンを超してしまう。だから、高校卒業した人が乗れないという不公平感もあるということで、トラック協会等からかなりそういう要望等もあって、実施したところであります。

当然、用途そのものは幅広いんですけども、車両につきましては限られた予算の中で3台購入ということで、やはり消防団だけではなく、普通免許を受けるのは毎年2万人おられますので、準中型はことし5,000人弱ほど受けるのかなという見込みをしてるところなんですけれども、とりあえずは普通の規格に合った準中型車3台でいろんな対策は進めてまいりたいというふうに思います。

○鍋倉運転免許課長 準中型免許取得の車両の基準ですけども、車体の大きさが現在決定しておりますけれども、基本的には普通免許の大きさと変わらず、長さが4.4以上4.9以下、幅は1.69以上1.8以下、軸距といいますけれども、これは2.5以上2.8以下、いずれも普通免許と同

じ大きさの車両であります。

最大積載量については、まだ現在検討中ということでございます。

以上です。

○図師委員 私もまだ現役の消防団員をしてるもんですから、地元の若手に声をかけるときに、やはり特に高卒の子たちは新たな免許取らないかんということが消防団に入団することの障壁になってくるもんですから。もちろん速やかにこういう整備をしていただくのはありがたいことだと思いますけれど。

済みません、もう一つ。最後に、予算説明資料の499ページなんですけれども、一番下の説明項目で、その他の警察活動経費等で4億6,000万以上上がっておるんですが、これの主なものをご二つ、三つ教えていただければと思いますが。

○廣澤会計課長 各種警察活動を行うに当たって必要となる経費でございますが、少年補導員等の警察活動上必要な部外委嘱に係る経費であるとか、警察官の職務に協力・援助した方に対する災害給付金、交通取り締まりや犯罪捜査等の各種警察活動に係る旅費、これらを含めた事項でございまして、全部で19の事業で構成されておりまして、総額が4億6,000万余りとなっております。

○図師委員 額が大きかったもんですから。内容は今の説明で理解できました。

○中野委員 認知症の看護師4名の配置です。今まで、60歳までなら試験がありました。あそこ行くと、大体目の検査と遠距離の検査、それぐらいかな、あと講習があったでしょ。今、検査の方法は変わったんでしょうか。県民がより気軽に相談できる環境で、相談者の増加が見込まれると。今まで試験場に行って、そんな相

※25ページに訂正発言あり

談をしているとか、そんなのがあったんですか。

○鳥井交通部長 これは、高齢者の皆さん、もちろん高齢者講習等は自動車学校で、免許更新等で来られる際に、相談というのは免許更新のときもそうですし、それ以外での相談、看護師が免許センターにおると、専門的な看護師が配置されてるんですよということが広くPRできることによって、更新時以外でも……。いや、質問はそういう意味じゃないんですか。(「今まで。新しい中身ですよ」と発言する者あり)
中身はほとんど変わっておりません。

○中野委員 70歳以上は、試験員じゃなくて民間委託じゃないんですか。認知症というのは、70歳以上の方が皆かかるというわけじゃない。50歳くらいの人から出てくるけれど、実際、今までこういう相談業務があったのかなど。

○鳥井交通部長 認知症に限らず、てんかん、脳梗塞、こういった相談は、高齢者以外にも、先ほど委員のほうから御指摘のとおり、50歳代の方、こういった方が免許更新の際にも相談に見えておりましたし、警察署にも相談に来て、専門的なことを要する場合は、宮崎なり都城の運転免許センターのほうにつないでおきますから相談してくださいと、そのような相談も多々ございました。

年間でいえば、2,000件まではいきませんけれども、1,700件程度の相談はあっております。

○鍋倉運転免許課長 相談件数の具体的な数字を申し上げます。

平成27年中、相談の総数で1,637件、うち認知症に関する相談98件、ちなみに前年、平成26年中が総数1,445件、認知症に関する相談36件、認知症に関する相談がかなりふえております。

○中野委員 それは、免許を受けるところでの相談ですか。警察での相談ですか。

○鍋倉運転免許課長 これは、警察です。警察署を含めて、運転免許センター全てで受理している件数です。

○中野委員 免許証受けにあって、そんな相談するところはどこにもなかったがな。警察署ならわかりませんが。

○鍋倉運転免許課長 今の御指摘のとおり、相談室がございましたけれど、余り県民に周知できていなかったということもございます。今回、こうやって看護師を採用することが決まることで、適性相談室の広報にも大きく役立つという一つの狙いでもございます。

○中野委員 さっき、不動産投資事業の中からと言われたけど、不動産投資事業ってのは別会計ですか。

○永野警務課長 この不動産投資事業は、警察共済組合が県からの要請に応じまして、その建物譲渡契約を締約いたしまして、譲渡代金の支払い完了まで共済組合のほうで当該不動産を所有いたしまして、支払い完了後に県のほうに譲渡するという。具体的に言いますと、県のほうから警察共済組合東京の本部に対しまして、不動産投資による土地の購入とか建物の建設等の申請を行いまして、主務大臣の承認をまず得て計画を実行します。その後、この不動産投資資金によりまして、土地の取得、建物の建設を行いまして、警察共済組合で登記いたします。その後ですけれども、不動産投資に関する経費に一定の年率によって算定した利息を加えた額を、25年以内に償還するという仕組みであります。

なお、固定資産税とか火災保険料、修繕料等の維持費につきましては、県が負担するということでもあります。最終的にこの償還が終了した場合は、その建物を県へ無償で譲渡するという

ことでございます。

○中野委員 警察の職員寮の、二、三年前かな、4年前か、これを適用したんですか、あその場合。

○廣澤会計課長 この不動産投資を利用しての建設ですが、交番、駐在所はもとより、職員住宅あるいは免許センター等に利用されております。日向のどの宿舎がこれに当たっておるかどうか、ちょっと手元にございませませんが、職員宿舎にも利用されておる制度でございます。

○中野委員 いや、以前、この委員会で行ったことがある日向の職員寮の中に、何か共済制度が入っているんですか、全国警察職員の出資で成り立ってる不動産投資事業ですか。

○廣澤会計課長 御指摘のとおりでございます。全国の組合のほうから出ております。

○中野委員 組合もいわゆる金を出してるということは、それでもってやっぱり一つの投資だから、組合に対する利益がないと意味がないですわね。組合としては、互助会員として職員が金を積み立てたもので、それを投資してるということ。

○廣澤会計課長 当然、低利ではございますが、利率をつけてお借りをしておるところでございます。

○中野委員 だから公務員の共済がそういうふうにやっとなのと一緒に、国単位でそんなものをつくるっていうのは私も初めて。前回、そういう説明がなかったんです。日向、職員寮つくる時には。これは、ちょっと向学のために後でもいいです。後でどういう仕組みになってるのか、ちょっと教えてください。

○廣澤会計課長 延岡の緑ヶ丘のほうに、PFI的手法による宿舎というのは建設をしておりますが、ひょっとすると議員御指摘のはこちら

のほうをお尋ねでございますか。

○中野委員 それは違う。

○廣澤会計課長 これは、不動産投資事業ではございません。

○中野委員 あれはコストが高くついてるんです。空き家補修まで入れたりしてるから。トータルでは私は絶対コストは高くなってると思う。そこら辺を含めて、不動産投資事業というのは、組合で、地方公共団体だから絶対損することはないんでしょうけれど、ちょっと中身はまた後で、後日でも教えてください。

○廣澤会計課長 かしこまりました。

○井本委員 先ほどのヘリコプターの件なんだけど、補修するより、これはもう欠陥品だという気がするんです。それで、アメリカ製のものは、完全なものがあるわけでしょう。その欠陥品のふぐあいについて半分負担するっていうのは、理屈から、私は合わんような気がするんだけど、どうなんですか。

○新島警務部長 ヘリコプターの専門的な知識はそれほど持つてるわけではないので、聞き及んでる範囲でございますが、ヨーロッパ製の当県に配備されましたヘリコプターが、そのものが欠陥品ということではないのですが、宮崎県の置かれた地形的な事情と申しますか、先ほど当県を含めて4機同じ型が入札で導入されたというお話をいたしました。その他の3県につきましては、実はこういう問題が発生しておりません。聞いておりません。当県が2つの火山帯と申しますか、上の阿蘇山、下の桜島、これに挟まれてるために、空気中に二酸化ケイ素が多数含まれてるという状況下で恐らく発生したのではないかと思います。

ただ、委員御指摘のとおり、そういった当県の置かれている地形的なものがあるにもかかわ

らず、そういった形のヘリコプターが当県に配備になったということは、非常にその後のことを考えますと、もう少し導入に当たってよく検討すべきであったのではないかと考えております。

○井本委員 わざわざ2,800万円も負担しないといけないというのは解せんなどという感じがする。もう一回、検討し直してもいいんじゃないか。

交通鑑識強化のための機器整備事業、過失割合を出すということですが、民事にいくときも、警察のあれを証拠として出すということになるんですか。

○鳥井交通部長 交通事故捜査、200分の1、300分の1の縮尺で図面等をつくっておるところでございます。今回、3Dスキャナー、1秒間に100万個のレーザーを発して、距離の違いで返ってくる時間が違うものですから、それで正確にはかかれるというもので、これでいわゆる交通事故捜査をスムーズに進めるというものであって、過失割合を民事に出すとか、そういうものではございません。

○井本委員 過失割合を警察内部で、一応証拠として持っとくか何か、そういうことですね。わかりました。

それから、カメラですが、このカメラというのは、よくつけてあるカメラですか。

○黒木刑事部長 つけてあるカメラではございません。現場に持参するカメラというか、携帯カメラでございます。ですから、一眼レフカメラとコンパクトカメラを、今度は老朽化のために整備していただくというものでございます。

○井本委員 もう一つ、条例の新設する特定遊興飲食店営業に係る規定、それについて、16歳未満の者が午後7時から午後10時まで保護者と一緒だったらいいと。今、例えば、映画館なん

かでも、たとえ保護者が一緒でもだめですわな、11時過ぎか、何時か過ぎか。あれとは全然これは関係ないわけですか。

○片岡生活安全部長 今回、ゲームセンターの立ち入りを保護者同伴であればよいとしたのは、いわゆる深夜の連れ回し、23時から4時までは保護者がいないと連れ回しはできませんし、従来のカラオケボックスとかこういうところが、条例で23時、午後11時までは入れると、単独で、なっているのに、なぜゲームセンターはいけないのかというゲームセンター側からのお話もありまして、さらに、少年補導の件数等も、調査したところ、少年補導の件数のうちのゲームセンターでの少年の非行の補導というのが2.3%と非常に低いと。昔と違って、今は大分、ゲームセンターにいわゆる非行少年が蝟集して何かやるというのはかなり低くなって、ゲームセンターの業界側も、カラオケボックスとかああいうところには入れるのに、うちだけが午後7時以降だめというのは非常に苦しいと、客からもそういう苦情も来るということで、今回、保護者同伴であればということで条例につくったところであります。

○井本委員 映画館はどうなんですか。11時過ぎとか。

○藤川少年課長 県の青少年育成条例で深夜の入場を制限しておりまして、深夜、いわゆる午後11時から4時まで、この中の興業というのが、映画館であったり、演芸、演劇、見せ物ということです。それともう一つ、遊技業ということで規定してるのが、カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェ、これは入場の制限をしております。ゲームセンターにつきましては、もともと風営適正化法によって制限されておりますので、育成条例には該当しないという

ことです。

○井本委員 要するに、育成条例と風営法というか、今度のあれとでは基準が違うというということですか。

○藤川少年課長 ゲームセンターは、あくまでも風営適正化法で時間制限等を設けて立入制限はありましたけれど、育成条例には映画館とか漫画喫茶とかそういうもので、ゲームセンターは入ってないということです。

○井本委員 わかりました。

○緒嶋委員 先ほどのひむかですけれども、これは補正予算で8,600万だから、今度と合わせれば、経費が1億4,000万になるわけですよ。これは、自動車ならリコールだろうと思うんです。普通なら、トヨタとかどこそこならリコールだろうと思う。これは、買ったものが4億どしこでも、1億、3分の1ぐらいがこれはある意味では欠陥みたいなこと。これは、またフィルターはもう変えていいんですか。また何年かすれば変えないといかんと。どうですか。

○片岡生活安全部長 フィルターを一旦つけますれば、県警の航空隊のほうで整備していけば、お金は使わずにずっと使えるということであります。

○緒嶋委員 それなら、買うときに、もう最初からそれをつけてもらっとけば一番よかったわけですよ。それで、特にやはりこれは、警察庁のほうに私はある意味では問題があると思うんです。日本は、大体どこでも火山地帯です。ほかの県はどこの県に配備されたのかわからんけれど、九州は特に大きな活火山があるわけですので、こういうのでまさかと言われることだろうと思うけれども、こういうことが起こるといのは、やっぱり事前にこういう研究というか、そういう勉強をしておかかったというこ

とであれば、警察庁のほうに私は責任があると思うんです。県警がこの機種がいいですよというたわけでも何でもないわけだから。

また、そういうことを考えれば、2分の1負担ということであっても、やはりこれは警察庁には厳しく、これは補助金で100%見てくれということ強く私は言ってもいいんじゃないかなと。ほかの県にとっちゃ、この負担はないわけですよ。宮崎県だけが負担せんらんとするのは、ある意味では不公平な気もするわけです。ほかの3機はこういうことにはなっていないわけでしょう。

○片岡生活安全部長 ほかの県は、このようなふぐあいは生じておりません。

○緒嶋委員 そういうことであれば、特にやっぱ警察庁には強く要請して私はいいと思うんですけれど、県警本部長、どう思われますか。

○野口警察本部長 委員の多くの先生から、ひむかの補正、それから来年度の予算について厳しい御指摘をいただいたことを踏まえて、もちろんそういった声が非常に強かったというのは警察庁のほうにも申し上げたいと思います。

ただ、これまでのやり取りからすると、なかなか警察庁のほうで負担するというのが難しいと思われまので、いずれにしても、宮崎県の特殊事情というのを十分説明して、かつ、委員の先生から非常にこの委員会で厳しい御指摘があったということをしつかりと伝えておきたいと思ひます。

○緒嶋委員 ぜひ、またよろしく。次のまた更新というのがいつ来るだろうと思うんです。そういうときは、やはりこちらの宮崎県のような地域性を考えた機種を選んでもらわんと、安く入るから一緒に買いますだけでは納得できないんじゃないかなという気がします。今度の

ことは警察庁も十分わかっておられると思いますので、参考にしていただきたいというふうに思います。

それと、交通鑑識強化のための機器整備事業、これは、交通事故が起こって、一般の人は長時間交通が遮断されるのが一番困るわけです。それは、かなりこれで解消され——解消ということにはなかなかならないと思いますが、そのあたりはどうなるわけですか。

○鳥井交通部長 これまで死亡事故とか重大事故が発生しますと、現場でトライスという装置を使ってやっておりました。これは、地点地点を計測することによって図面が作成できるというものなんですけれども、御指摘のとおり、地点地点を特定するのに、一つの現場に長いときは3時間かかっておりました。そのため、地点を特定するために車両をとめることもございました。

ところが、今回の3Dレーザースキャナーにつきましては、1秒間に100万個のレーザーを発射するというので、動いておるものであれば、あえてとめなくてもデータの中から削除してしまうと、そういうすぐれ物でございますので、あえて交通を遮断する必要がなくなったというのと、図面も6分ほどでできるということで、非常に利便性の高い機器ということでございます。

○緒嶋委員 それと、運転免許保有者の認知症対策ですけれども、これはどういう看護師を配置するかというのが問題だと思えます。やっぱり看護師としての経験豊かな人じゃないと。看護師なら誰でもいいというわけには、私はいかんと思えます。そういう意味じゃ、これは人選が問題だと思う。やっぱりその看護師が、そういう検査を受ける認知症の可能性のある人

にどう対応するかということで、免許をやはり返納したほうがいいかなというふうに、ある意味では思えるような説得力のある看護師でないと、看護師を配置しただけで効果が上がると思えんわけです。だから、看護師の選定というか、非常勤ということであるので、定年後の人とかいろいろおられると思うんですけど、これは十分考えた上で配置する必要があると思うんですが、その辺の考え方はどういうふうに思っておられるか。

○永野警務課長 私のほうから、試験の方法ですけれども、受験資格といたしまして、保健師助産師看護師法による保健師、看護師等となっております。

試験につきましては、作文試験を40分、面接試験を10分、もちろん免許課も入れてですけれども。プラス履歴書も提出していただきますので、総合的に判断して、適正な方を選ぶような手続にしております。これも、ハローワークのほうに登載しておりまして、広く適性のある方を募集したいということで考えておるところです。

○緒嶋委員 逆に言えば、ほんとに看護師さんのおかげで返納もできたし、交通事故にも遭わなかったというのが一番いいわけですので、ぜひそういう人を選んでいただきたいと。なかなか難しいと思いますけれども、お願いいたします。

それから、この条例改正の中で、特定遊興飲食店の営業時間の制限が午前5時から午前6時までというのは、1時間なわけですよ。1時間というのは、制限というか、もう完全に——たった1時間って、もうちょっと広くすることはやっぱりできない、1時間が限界ですか。

○片岡生活安全部長 特定遊興飲食店営業につ

きましては、政令で24時間できますけれども、風俗環境上問題がある場合には、深夜においては午前5時から6時まで、もし深夜から引き続きやるような営業形態であれば、6時から10時の間に区切って、営業できない時間を条例で決めなさいというのでありまして、現実には、例えば3時で終わる店もありますし、2時で終わる店もあるけれど、最低限24時間だらだらと続けると風俗が害されますので、一旦全部客をはかせる、それを5時から6時としたわけでありまして。

○緒嶋委員 常識的に言えば、1時間だけの制限というのは、もうちょっと制限は制限らしく広くしないと、1時間じゃ制限したことにならないんじゃないかと私は思う。

○兎島生活環境課長 議員御指摘のとおりでございますが、まず、営業の制限をする時間、この基準が政令で定められておるという前提がございます。その1つが、午前5時から午前6時までの間ということ、または、朝まで続ける場合には午前6時から10時の間の時間をという、この二択という前提でございましたものですから、前者を選定したという状況でございます。

○緒嶋委員 宮崎らしく厳しくという、私はこういうのが制限になるんじゃないかなという気がしますので、ほかの地域のことも考えてだとは思いますが、ちょっといかがなものかなという気がいたします。

次、499ページの、この落とし物早期返還システム構築事業というのかな、これは3,090万ですが、例の落とし物でいろいろ問題があったわけですが、これはどういう構築事業ですか。

○新島警務部長 この落とし物早期返還システム構築事業と申しますのは、平成19年12月に施行されました改正遺失物法に伴って、遺失物、

拾得物を県警ホームページなどに公表するための遺失物管理システムのリースに要する経費でございます。ですので、予算額として3,090万2,000円を計上させていただいております。

○緒嶋委員 これは、今度のいろいろなこととは関係がないわけですね。

○新島警務部長 関係はありません。

○緒嶋委員 これは、その他でも言ってるけれど、関係ないということは、まだ構築事業がある意味では不足しちょっとだから、ああいうことが起きたんじゃないですか。

○新島警務部長 言い方を訂正させていただきます。直接的には関係はありませんが、ただ、適正にちゃんと行われるということを担保することで、このシステム構築事業をやらせていただいております。

○緒嶋委員 だから、もうある意味では、こういうのに絡めてというとおかしいでしょうけれど、やっぱり何かがあったからああいうことが起こったわけですので、そういう点では、何か対処事業というのが当然起こってなきゃいかんわけです。県民から見れば、ああいうことがまた起こるんじゃないじゃろうかという心配もしておる人もおるわけです。だから、そういうことを含めたら、名前が構築事業ということになると、これはそれを考えられて構築事業かなというふうなちょっと印象があったものだから。ぜひそういうことがもう二度と起こらないように。何かそこに隘路があったからああいう事件が起こった、そういうこともあるので。やっぱり県民サイドから見れば、厳しい目線で見られますので、そこ辺は、対策は対策として立ててほしいと思います。

次に、交通安全施設、いろいろと金が要するということでもありますけれども、ことしは16基つ

くりたい、整備したいということで、大変ありがたいと思うんですけども、やはり県民の皆さんから言うと、あそこに信号機があればなという意見というのはかなり強いわけです。それは、もう十分御理解いただいておりますと思うんですけども、やはり16基というのが、年度から見れば、国の補助も必要だし、限界というか、そういう感じですか。これは、県単でもやろうと思えばできんことはないけれど、県の財政もあろうことですので大変だろうと思うんですけども、県民の交通安全という意味では、ぜひ欲しいというふうに思うんですけども、それは優先順位をつけてということでありまして、そのあたりにどうですか。

○鳥井交通部長 信号機の設置要望は、年間400件近くの設置要望があるところです。

ただ、警察庁の示します設置基準等で行きますと、1時間に300台以上とか、近接する信号機と150メートル以上あいてるとか、いろんな条件等がございます。そういうのを加味すれば、400件のうち1割に満たない程度が真に必要な箇所かなというふうに見ておるところです。

我々も、必要箇所については、全て足を運んで現場を見た上で設置しておるところでありまして、今年度の16基というのは、我々警察サイドも頑張った結果であるというふうに考えておりますので、必要箇所には信号機を設置したいと思いますし、もしできない場合は、道路管理者あたりと連携をとって、その他にかわるもの等で交通の安全確保を図っていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 ぜひ努力していただきたいと思いますが。

それと、センターラインを、警察の規制区域は黄色のラインを引いておられるんですけど

も、やはり年数がたつとあれが薄くなって、特に夜の雨のときなんかはセンターラインが見にくいです。特に雨で、対向車もあってライトの関係で見えないとかあるので、できるだけやはりセンターラインは明確にラインがあったほうがいいわけですので、これは予算も伴うけれども、ぜひ県下、白バイ、パトカー等でいつも道路を走っておるのは当たり前でありますので、恐らくそれは運転する警察官の人も気づいておられると思うんですけど。あとは、予算がないからという、そういう思いだろうと思うんですけど。これは警察も、白いセンターラインでもやはりかなり見にくいところも、警察の規制のあるところは特に明確にラインはあったほうがいいわけですので、そのあたりの配慮は、信号機はなかなか難しくても、ラインだけは明確にはっきりわかるような状態で保全してほしいなと思うんですけども、このあたりはどうですか。

○鳥井交通部長 道路標示等が薄くなっておるということで、先般、新聞等の声の欄等にも上がってきたところです。警察としましては、可能な限り対応していきたいというふうに考えております。

○廣澤会計課長 中央線を引くための予算でございますけれども、28年度、約1,083万円を計上させてもらっております。

○緒嶋委員 それが多いか少ないかよくわかりませんが、少なくとも1,000万ぐらいなら、ちょっとラインが薄くなっておりまして、言われる前に引けるじゃないかと思うから、補正してでもラインだけはしっかり引いていただきたいと思います。信号機を1基つくるよりも安いぐらいのあれじゃろうと思いますので。

全県下で、規制区域の延長はどのくらいある

わけですか。

○重松委員長 この時間、ちょっと委員の皆さんにお諮りします。少し時間を延長して、このまま審議を、警察のほうを続けていきたいと思えます。

○大野交通規制課長 実線の表示の延長距離ですけれども、県下で約1,700キロほどございます。

○緒嶋委員 1,700キロ、何年おきぐらいにラインの更新はされておるわけですか。

○大野交通規制課長 例えば、横断歩道の場合ですけれども、交通量の多いところ、交差点につきましては3年ぐらい、それより少ないところにつきましては5年から7年で更新をしているという状況でございます。

○緒嶋委員 これは規制線が見えればいいわけですので、できるだけ県民からラインが見えにくいと言われんぐらいの予算は確保していただいて、それで交通安全対策にもなるわけですので、ぜひお願いしたいと思います。

○鍋倉運転免許課長 一部、答弁の訂正をさせていただきます。

図師委員から御質問がございました、準中型のところでの御質問でした。技能試験での持ち込み車両での試験はということでのお尋ねがございましたけれども、基本的にうちの試験場にある車両を使っただけということ、どうしてもない車両、準備できていない車両は、通称農トラといって農耕用大型特殊自動車、農耕用の牽引車等はありませんので、そういったものについては持ち込みを認めているということです。

理由は、やはり補助ブレーキ等、あと試験官用のミラー等がないと事故のおそれもある。事故防止の観点からそのようにしているということでございます。

以上、訂正しておきます。

○中野委員 さっきの認知症の相談、警察署にかな。

○鳥井交通部長 警察署、免許センター、本部等の相談全てをひっくるめて1,700件前後という数字でございます。

○中野委員 いや、普通何かあったときには、みんな警察署とか警察に電話するはずですよ。わざわざ免許証切りかえ、電話番号調べるのも大変ですよ。ちょっと割合、どれぐらいあったんですか。認知症やらの相談をひっくるめてという話だったけれど。警察署と免許センターとひっくるめてという話やったけれど。私は、警察署のほうの方が大概多いんじゃないかなという気がします。

○鳥井交通部長 もちろん警察署のほうにも相談があるわけですが、もちろん警察署のほうも警察職員が対応しているところですが、不なれな部分等もあるものですから、そういう詳細な部分については、都城の免許センターで常時おりますよと、宮崎の免許センターでも常時おりますよというような広報と申しますか、そういうお知らせをして、お見えになる場合もあります。ですから、免許更新のときに全て質問票を書き添えていただくわけですので、高齢者に限らず、てんかんとかそういった発作を起こした人なんかの相談等はあつてるところです。

○中野委員 いや、最初の説明が、警察署の全ての相談でという話かなと思ったから、多いところに置くのが普通じゃないかなと思っただけです。

○重松委員長 よろしいですか。

委員の皆さんにお諮りします。午後1時再開ということではよろしいでしょうか。執行部の皆様、よろしいでしょうか。1時10分に開会した

と思います。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時6分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

議案に対する御質問はございませんでしょうか。

○中野委員 ちょっと雑談でしましたけれど、今考えると、ひむかというのは、宮崎にある最初のヘリコプター導入だったと思いますけれど、宮崎は桜島の噴火もある、阿蘇もある、新燃が爆発した後に購入したものでしょう。

○片岡生活安全部長 初代のひむかは、平成2年4月に入っております。これは、アメリカ製のヘリで、初期の使用設定がそもそもフィルターのような装置がついているヘリでございました。平成23年の3月に2台目の現ヘリが入ってきております。新燃岳の噴火が平成23年の年初であったと思いますので、新燃岳の噴火直後の3月末に納入されたということでありませう。

○中野委員 そういう状況があつて、そういうのがついてなかったというのは、何度考えても解せんのです。一緒に4機買われたと言われましたよね。あと3機はどこやったんですか。そういう噴火の場合は。

○片岡生活安全部長 4機同時に入札しておりますが、宮崎のほかに、高知、徳島、福井に配備になっております。

○中野委員 だから、県警で、通常でも、鹿児島、桜島が爆発している、阿蘇もある、新燃もあったという前提の中でそういう選定がされたというのはすごく不思議に思うんだけど、周辺の地元の警察の意見というのは何もなかったのかな。東京で4機一緒に入札してやったとい

う感じで決まったということですか。

○片岡生活安全部長 そのとおりでございます。

○中野委員 県警でやっぱりいろいろ回るわけですから、僕はよくわかりませんが。そこから先はわかりません。

○田口委員 済みません、何点か、理解を深めるために質問いたします。

予算資料の496ページ、警察官の被服購入費、1億2,485万円という予算が組まれておりますが、これは恐らく制服の支給じゃないかと思うんですが、これはどのぐらいのローテーションで渡してるんでしょうか。

○廣澤会計課長 支給品、貸与品については、品目ごとに使用期間等が定められておるところでございます。例えば、警察官の制服でございますけれども、これについては使用期間が3年間、それから帽子については4年間、それから夏場におきまして夏の制服がございませうが、それについては1年間、それから冬、コートを着る場合もありますが、コートについては5年間というふうに、使用期間がそれぞれ定められておるところでございます。

○田口委員 当然、制服ですから非常にいつも使ってますんで、それは2着ずつということになるんですか。

それと、これは新しいのを支給した後は、今まで着ていた制服は返却するのかどうか、それは。いや、こういうの、出回っては困りますからね。

○廣澤会計課長 それぞれ保有数については、1着もしくは1個となっております。

ただし、普通の制服、それについては予備として2着は持てるようになっております。また、そのほか、例えばネクタイ等については必要数ということになっておりますので、古くなれば

交換とかについては臨機に対応できるようになっております。

○田口委員 1着で回してるんですね。それは大変ですね。洗濯忘れたら、もう2週間続けて同じものを着ないといかんということですね。

○廣澤会計課長 先ほど申しあげましたように、予備が2着ありますので、制服については都合3着は最大持てるようになっております。

○田口委員 ちょっと答弁の漏れがありますけれど、支給した場合には今まで着ていた制服は返すんですか。

○廣澤会計課長 そのとおりでございます。

○田口委員 それは、退官するときも、全部今まで着てたものとか警察関連のものは、こういうマニアもお持ちですけども、そういうのに渡らないように返却はしてるんですか。

○廣澤会計課長 そのとおりでございます。

○田口委員 わかりました。

次に、警察官の健康診断手数料というのがありますが、これは健康診断料と見ていいんでしょうか。手数料というふうに書いてるんですけれど。

○永野警務課長 健康診断に係る費用ということです。健康診断手数料、いわゆる単純に健康診断に使用する費用ということです。

○田口委員 ですから、健康診断費ということでいいんですか。

○永野警務課長 そのとおりです。

○田口委員 いや、手数料って書いてあるから、何だろうと。

それと、続けてですが、その下に健康管理支援システム整備事業というのがございますが、これは健康診断にいわばチェックが入って、いろんなものが要管理というふうになった人、治療とかになった人を管理支援するシステムとい

うことよろしいんでしょうか。

○永野警務課長 健康診断を行いまして、全職員の結果を管理するシステムです。どこの数値が悪いとか要精密とかを管理するシステムのことです。

○田口委員 そのシステムに基づいて、ちゃんと各人の健康状態を把握し続けているということよろしいんですね。

○永野警務課長 そのとおりであります。要精密等で診断を受けた者は、100%精密検査を受けなさいというふうなことで、漏れないようにしてるところでございます。

○田口委員 わかりました。

今度は、その下にありますけれど、22番の職員の健全な心身の保持のための健康管理対策事業費337万、これは、今、モンスターもいれば、職場のストレスとか、いろんなのもあるかと思えますので、心身ともにまいっている人に対する事業ということよろしいんでしょうか。

○廣澤会計課長 これについては、27年度の新規事業で要求をいたしましたストレスチェックシステムについての事業でございます。

○田口委員 ちなみに、全員で2,300人近くいる職員の中で、心身ともにちょっとダウンしてて休養中という方はどれぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○新島警務部長 28年2月現在になりますけれども、メンタルダウンで、かかっている方が4人、あと病気療養中の方が1人となっております。

○田口委員 今、メンタルダウンしている方に、健康管理の何かいろいろ、メディカルチェックじゃない、何て言うんでしょう、ああいうの。そういう心身をケアするような事業としても、管理事業の中に入ってるんですか。

○新島警務部長 現在、病気にかかっている方と

いうよりも、警察職員全部で二千二、三百人おられますけれども、過度のストレス、あるいは心身ともにいろいろとストレスだとか過重労働とかあるので、そういったもののチェック体制をしっかりとするということでもあります。

まず、心に関しましては、心身の状況だとか、あとストレス。先ほど申しましたストレス度チェックというのは、心身の状況あるいはストレスの蓄積度合い、こういったものを管理するために活用させていただきますし、また不調の兆しが見られるような職員につきましては、早期に精神科医などへの相談ができるような環境を整備して、未然にメンタルダウンまで行かないように職員の健康を見てあげると、そういう環境をつくってあげると。仮にメンタルダウンになった方にも、職場に戻るに当たって、いきなりまた過度のストレスがあるような状況に置いてはふつごうな点もあるので、少しずつ円滑に職場復帰ができるような支援をあわせて図るということをやります。

○田口委員 今、4人とお1人ということでしたが、これは大体、最近の推移は。余り上下はないんですか。

○新島警務部長 これは、減っております。右肩下がりでございます。

○田口委員 わかりました。

○緒嶋委員 えびの警察署は、鉄筋コンクリートでないといけないってことになっておりますか。

○新島警務部長 警察署に関しましては、防災の拠点であるとか、あるいは留置場の施設、あるいはまた拳銃等を保管する金庫、こういったものを設置する必要がありますので、構造上、やはり鉄筋コンクリートということが求められます。

○緒嶋委員 ただ、我々宮崎県は、もう御案内のとおり、杉生産日本一がもう24年間続いております。我々も建設予定地には視察に行ったわけですが、場所としてはいいとこだと思いますけれども、できるだけやはり宮崎県の置かれてる立場を考えながら、また東京オリンピックでも宮崎県の杉を使ってくださいというPRをとるわけです。そういう中で、できるだけ宮崎県の地産地消という意味もあって、またそれが地域の活性化にもつながるわけで、需要があって供給がありそこに経済が生まれるわけですから、できるだけ木を使うような知恵を出さなければいかんわけです。そういう配慮というのはされておるわけですか。

○新島警務部長 委員御指摘のとおり、先般、委員にも本部にいらしていただいて話を伺ったんですけれども、新しくできます署につきましては、内装の部分とかに県産材木材を使用させていただき予定でございます。先ほど申し上げましたように、要は構造そのものは、やはりどうしても警察施設として必要なものを備えるということで鉄筋にせざるを得ない部分はあるんですが、例えば床ですとかあるいは壁の一部とか、そういったところを木製のものにして、一般の県民の方も来られるわけですので、環境に優しいといえますか、そういったものに配慮して建設していくという予定でございます。

○野口警察本部長 県議会の木材振興の議連の方の御要望も受けてるところでございます。警察署では内装で工夫するという、それから交番、駐在所については、基本的には木質化といえますか、木材を使うということです。先般、えびのにできました五日市の駐在所とか、あるいは延岡駅前交番とか、そういうところでもなるべく県産材を使用させていただいてござい

す。

○緒嶋委員 ありがとうございます。特にえびの場合、かつてえびの地震という震度6くらいなのかな、そういうかなり強い地震も局地的にということでもありますので、鉄筋でつくられるというのは、まあ、当然と言えば当然かなというふうに思いますけれど、できるだけ使える範囲で、ぜひ木材の利用を考えていただきたいということを要望します。この前も、そういうことも含めて県警本部まで伺ったところでございますので、よろしく願い申し上げます。

それと、ちょっとこの予算とも関係もあっていますが、私たちは今年度日之影の駐在所に行っただけですけど、つくる場所は、やっぱり地域の治安の一つの拠点になるわけですね。安心安全の一つの拠点であるわけで、あそこは駐在所に行くのに、9カ所、道しるべがないと駐在所がどこかわからん。地域の人、夜なんかは全然わからん。だから、どこにつくるかというのを真剣に考えんと。場所がないからここで仕方がないというぐらいでつくるというのは。一回つくったら、もう数十年はそこにあるわけですね。その場所が仕方なければ、対策をどう立てるか、道路をどうするかというような、その次のフォローがなきゃいかんと思うんです。あそこの場合は、現在のところ、つくったらそれはそのまま、道路のフォローもないまま。道路をつくるというのは県の仕事になるとですか。町の仕事になるとですか。道路整備をするならば。

警察本部長は行かれたんですか、日之影の。長くおられないだろうと思うから、早く行った方がいい。

○新島警務部長 私は、着任直後に行かせてい

ただきました。場所、済みません。ちょっと道路、町道であれば町が、県、市が管理すればそれぞれがつくるんですけども、あの場所に関しまして、委員の御意見があるということで伺って伺ってましたんで、私自身もすぐさま見させていただきましたが、前あった場所が非常に手狭ということで、ちょっと奥まったところでもあるということもあったんですけども、今回の新しい場所につきましては、確かに表の通りから坂を上っていくということで、若干わかりにくいところもあって、標識を、駐在所はこちらというサインを幾つか新たに設置させていただきましたし、私が来たときはまだ小さいサインが多かったんですけど、それをちょっとやや大きめの青いはっきりわかるような形にしたのと、あと、外国人の方が今後もふえるということもありましたので、全部の国の言葉はちょっとできませんけれども、英語で「POLICE」ということであわせてつけさせていただきます、設置させていただきました。

災害時には、隣に町の施設もありますので、それとあわせて、あそこが駐在所が緊急時の防災拠点になるという意味合いもありまして、そういった意味においては、設置場所としては利便性があるというふうに考えております。

また、ちょっとうろ覚えで恐縮ではございますが、駐在所がここになくてわかりづらかったという意見の方は、そこに住んでらっしゃらない方がなかなか駐在所を見つけることができなかつたという話は何かあったらしいんですけど、今現在は、地域にお住まいの方は皆様、駐在所の場所もわかっていらっしゃいますし、あと、駐在所に訪れるお客さんとは言えないですね。要は、前の駐在所と今の駐在所で、駐在所に相談とかいろんなことで来られる方に差が

あったかという、ほとんど変わりはないという状況でございます。

○緒嶋委員 それにしても、やっぱり行きやすいほうがいいわけです。ちょっと行くのに不便性があると。ですから、道路をつくるならば、県がつくるべきか、町がつくるべきか、どちらがつくるべきか。

○新島警務部長 今回の段階でちょっとこちらでわからないので、済みません。

○緒嶋委員 そこ辺まで考えて、町とも相談して、やっぱりわかりませんというような形は、私から見ればちょっとおかしいんじゃないかと。利便性が悪いことはわかってるんだから、標識があるだけでは、私は不十分だと思っておるのです。いろいろ相談があって、どうしてもそこしかないということならいいんだけど、もうちょっと検討すれば多少あったと、私は思うんです。マイクロバスでも行けないわけですよ。我々は、町の車に乗りかえて行くような感じです、その場所に行くのに。そういうようなところで本当にいいのかというような気がしてならんわけです。

つくったものは、もう何十年もそこにあるわけです。もうあれを動かすということはできないわけです。何かいい知恵はないかなというときに、県が道路整備をすべきか、町がすべきか。町がすべきというなら、私のほうも町にも要請をしたいと思うんだけど、私はどちらかと言えば県がやるべきじゃないかと思う。つくったのは県の、それか町と相談して道路は町がつくれますと言え、もうそれはもちろんそれでいいわけです。その辺の検討はなされなかったのかなと。

○新島警務部長 大変失礼しました。ちょっと熟慮しようと思います。

恐らく、道路のことまでは整備ということまでは検討には入っていなかったと思います。

ただ、場所につきましては幾つか候補があって、より適した場所もあったんですが、諸般の事情でそちらのほうはちょっとつくるのが困難であったということで、決してあそこ一カ所だけということで決めたことではなく、幾つか候補地がありました。その中で、さまざまな条件を見る中でそこが残って、先ほど申し上げましたとおり、町の施設もその隣にあるということで、災害時に防災拠点になるということで利便性もあるということで、あそこに落ち着いたと理解しております。

○緒嶋委員 さまざまな条件を考えれば、ほかにもあったんじゃないかということですよ。今さらもう仕方ないけれど、ちょっと知恵を出さんと。特に、地元の近くの人にはわかるんですけども、夜なんかとてもじゃない、わかりません。カーブばかりで、標識が、前のところではなく、ちょっと横に書いてありますので、見えない。利便性、そういう配慮という意味からは、私は適地であったとは理解しておりません。もうこれ以上言いません。

○井本委員 この前も国会議員から電話がかかってきて、県警の不祥事はいけないじゃないかって。済みませんねと言ったんだけど、これに対しての対策のための予算とか、今度の予算でそういうことは考えんかったのかな。

○野口警察本部長 予算要求の形でというのは具体的には考えておりませんでした。例えば1月の逮捕事案、これは拾得物の横領でございましたけれども、逮捕された者は、ちょっと拾得物の処理について非常に手抜きをしていたということが不正の温床になったものですから、特に権利を放棄したとか、そういったことが問

題の発端になったということで、そういった事案があったときは、直ちに署の責任者に報告をするという形でチェック機能を強化するというのを指示を出してる。拾われた方には、拾ったときにはちゃんと権利があるんだというのをよく説明して、さらにそれでも権利を放棄される場合には、署の責任者に速やかに報告をするという体制をつくることによって、チェック機能を強化しているというところを具体的にはやっております。

いずれにしても、不祥事案が発生しましてから、署長会議を早速開催いたしまして、やはり心にしみる教養、なかなか琴線に触れる教養ができてなかったんじゃないかというふうな反省がありますので、引き続き引き締めを図っていきたくて考えております。

○井本委員 やるにしても、教育的なものにならざるを得ないだろうという気がするんだけど、特別にこんなふうに言われると、何らか方策のために予算でもとってやらないといかんときが来てるんじゃないのかなという気がするんです。そんなことは考えなかったんですか。

○中野委員 関連でいいですか。例えば、私が交番に届ける、警察官がそれを預かる。では、預かった場合に、今言ったように、本人に何年かして落とし主が出なかった場合はどうなるのかというのは、それを何か書いたものでやってるのか、単なる口頭なのか。

それと、それを届けた場合、じゃあ、警察官がかわった場合、誰が届けたというのがわからないですか。そういう一連の書類、手続っていうのかな。そういう流れがどうなったのかなと、私はそれがちょっと不思議だったんです。それで、何か今度、例えばそういうのをパソコンに入れれば、本庄の交番であつたら高岡

警察署まで上がるとか、今はもうネットの時代ですから。そういう手続の見直しとか、そういうのはなかったんですか。

○野口警察本部長 拾得物を処理するときは、拾得者に対してそういった権利があるということですか、あと、現金とか拾得したものについて、お互いに確認した上でそれを封にして本署に送るといふ、そういった作業をすることになります。

当該事案については、そういったことを手抜きをしていたということが発端の原因となりましたので、そこら辺を徹底するという指示を改めて交番にもしております。今、交番には、説明した、立てたものを目に見えるように書いておまして、それによって、より拾得した人がわかるような形で知らしめてるところでございます。

○中野委員 私が聞きたいのは、届けた人には単なる口頭だけで、何にも手続としてはないんですかと聞いてるんです。

○野口警察本部長 これについては、拾得を処理した書類を拾得された方にお渡しして、それで拾得者の方はそれをもとに、たしか3カ月たっても落とし主があらわれない場合にはその方に権利が発生するという形で、そこについても徹底をするようにいたします。

○中野委員 今度の事件は、本人はそういう手続はとってたんですか。

○野口警察本部長 そこをとっていなかったというところも原因であったと思います。

○重松委員長 それでは、議案の審議はよろしいでしょうか。

それでは、その他にまいりたいと思います。その他で何かございませんでしょうか。

○緒嶋委員 山口組のこと、神戸山口組、この

ことは全国的には大変心配されておるわけですが、宮崎県の暴力団絡みの中で、山口組との関係はどうなんですか。その対策をどう立てておられるのか。そのあたりはどうなんでしょうか。

○黒木刑事部長 宮崎県内の情勢ですけれども、6代目山口組、既存の団体ですけれども、これが県内に9団体あります。今回の分裂によりまして、9団体のうち、7団体が神戸山口組に分裂をいたしました。残ったのが2団体。人員にいたしますと、私どもが把握しておる暴力団が180名でございますので、130名が分裂して神戸山口組に移りました。残る50名が既存の6代目山口組に残っております。

県内では、そういう小競り合い等は現在発生しておりませんが、いつこういう小競り合いが発生するかもわかりませんので、昨年の12月に警察本部長を長とする対策本部をつくって、情報の収集、それと取り締まりの強化、それと各事務所がありますので、そこへの視察等の警戒を実施して、とにかく県内で抗争が起こらないような対策を現在とっております。

○緒嶋委員 この山口組が分裂した原因というのは把握されているんですか。2つに分かれた、もっとも抗争があって分かれているわけですが、何が原因でこれだけ分かれて大きなあれになったのか。その辺の情報はとっておられますか。

○黒木刑事部長 私も新聞等でしか。きょう、全国会議があつてますので、またそこで詳細があろうかと思っておりますけれども、現在私が承知している情報では、6代目山口組の上納金の吸い上げが余りにもきつ過ぎるということで、各県に下部組織がありますので、その組が、各組の組員もですけれども、各組長がもう耐えられないということで、5代目山口組の組長ですけれども、今、6代目ですから、その組織であれば

そういうことはなかったと、今の6代目になっておかしいんじゃないかと、そういう不満がたまって分裂したということ承知しております。

○緒嶋委員 問題は、全国的に北海道までいろいろ事件になっておるようですが、宮崎県で暴力団がおること自体が心配なわけですけれども、これは現実問題としてやむを得ないと思っておりますけれども、一般県民を巻き込んだ事件とか、そういういろいろなことで県民が不安に陥れられるようなことがあってはいけないと思うので、その対策というのは十分とっていただいて、監視の目を含めて十分やっていただきたいと思っておりますけれども、そのあたりは十分考えておられるわけですね。

○黒木刑事部長 先ほども御報告いたしましたとおり、しっかり今、本部長を長として、各警察署に取り締まり体制の強化と視察、情報収集の強化を指示して、委員が今おっしゃるような万全な体制をとっております。

以上でございます。

○中野委員 もう3月11日来ますよね。テレビ見てますと、今、いろんな特番をやってます。それから、今までもNスペなんかでやってます。もうあれを見ると、ほんと悲惨というか。一応みんな登録して撮ってるけれども、2回は見たくないというのがやっぱり悲惨です。

このとき、東北で1万9,074人死者、行方不明が2,633人なんです。それで、宮崎の防災計画では3万5,000人、まだ多いんですよ。それで、今、まず防災等の話でありますけれど、これは市町村の役割だということで、やっと県がちょっと補助金出したりとか。

そういう中で、東日本大震災のときに、消防団、警察官も亡くなっているわけです。ちょっと数字忘れたけれど、二百何人。今、県がやつ

てるのは、要は津波が来た、災害が起こった後のいわゆる食料とか運搬とか、そういう起こった後のいろいろ、お互いに協定を結んだとか。私に言わせてみれば、人命救助の話じゃないんです。1週間でも、みんな生きている話で、そういう中で、Nスペなんか見ますと、地震が起こる前のビッグデータで車の動き、あれはもうほんとすごい、車の動きまでができています。そういう中で、私は警察としての津波対策の使命、役割っていうのはどこにあるのかなと思うんですけど、そこ辺をちょっと教えてもらえませんか。

○金井警備部長 警備部でございます。

警察としては、やはりいかに早く住民の方に逃げていただくかという認識を持っておりまして、常日ごろから安全教育、地域ごとのそれに対するところの駐在所、交番等において、いかに逃げていただくか、この教育を徹底することによってやらせていただいているところであります。

それと、県のほうにおきまして、防災士協会等を持っておられまして、いろんな団体と協力しながら、いかに早く逃げていただくか、これが一番大きな問題かと思っております。

現在、3万余人の被害が出るという想定なんですけれども、この教育が徹底されれば9,000人まで抑えられるんじゃないかという想定もございますので、それに基づいて、県並びに市町村と連携しながら、いかに早く逃げるか。それと、避難場所、ここをどこにするか。それともう一つ大きな問題は、やはり高齢者並びに災害時に避難が困難な方、これをいかに早く逃がすか、地域との連携をとっておるのが今の現実でございます。

装備的には、なかなかないんですけれども、

発生して15分から20分という短い時間でございまして、いかに住民の方が自分で逃げていただくか、それが一番大きな問題ということで捉えて対応してるところであります。

○中野委員 それは誰でも、我々素人でも考えることです。要はあのときのビッグデータを見ると、交通渋滞なんです。みんな逃げろって、逃げられない。そこ辺を、地震が起こった、これは一方通行でこっちは逃げる道ですよ。例えばおまわりさんが交差点に立って交通整理するにしても、そこに立ってても、はけなきやどうしようもないでしょう。私は、せめてこれは一方通行で逃げる道ですよ、そういう検討ぐらい警察の役割じゃないかなと。ただ交通整理するにしても、道路が渋滞すれば、いないのと一緒にですから。早くいかに避難するか。だけれど、避難道路が詰まってしまえば、要は避難できないのです。県がやってるのは、そこ辺は全然。終わった後の話。食料なんか1週間なくなつて、人間は生きてるんですよ。まず命を私は失わんことを先に手がけるべきだと思ってるんです。

○金井警備部長 まさにそのとおりでございます。いかに避難路を確保するのかがあります。

それと、今、国土交通省におきましては、くしの歯作戦を当時からやってまして。くしの歯作戦、高速道路をくしの幹と捉えまして、くしが海に向かった直線の道路、これをいかに開発するかということで、今、高速道路が延岡はしっかりでき上がってきているというところあります。ですから、その道路に基づきまして、緊急交通路を警察としては指定しまして、いかに早く逃げるか、一番先にその交通を確保するか、この計画を立てておるところであります。

○中野委員 いや、高速道路はいいんです。じゃあ、高速がないとはどうするの。とりわけ宮崎市の周辺を見ても、高速道路なんかこっちです。要は、津波は県庁までも、県警本部までも来ないということですから。いわゆるあの海岸線にずっと住んでる人たち、これをどうやって逃がすかという、そこら辺の計画。これは、金の要る話じゃないんです、本部長。

ちょっと長くなるけれど、やっぱりNスペ見ていたら、全国で一番津波が早く来るところは5分、千葉県の何とかっていうところです。私は、そのテレビを撮ってますけれど、いわゆる市が防災塔を建てた、しかし、地域の人が5分じゃ間に合わんです。じゃあ、どうするかっていうと、津波の高さが3メートルと想定されるから、3階以上の鉄筋のところをみんな避難場所にして、そしてそれでしたら5分以内に逃げたっていうのがあるんです。

だから、今、警備部長が言われたのは、みんなそんなことは考えてるんです。じゃあ、具体的に、港の人たちは逃げるときはこっちに逃げなさいよとか、こっちがこうですよ、そういうのをある程度してないと、地元の警察官だってどうやって誘導していいかわからないんじゃないんですか。私は、もう理屈じゃないって。早くせめてそんなものつくってPRを流して、みんなに周知する話だと思ってるんです。

○金井警備部長 そのとおりでございまして、一応、県並びに自治体、市町村のほうで、避難場所は高層なビルを指定してるところであります。ですから、そのビルに集まる地区、避難する地区、これは指定しまして、もし地震がありましたら、このビルに避難してくださいということ指定してあります。ただ、一方通行とかいろんな交通の面がありますけれども、なかなか

その具体的なものにつまましては難しいところがあるかと思います。いろんなところから集まってきますので。

ですから、今のところでは、地域の1カ所、これを避難場所に指定して、ここに避難を早くしていただく。高い場所、ビルであれば、管理者に対しましてその協力依頼をしておりますし、警察だけではなくて、県、市町村等でも対応しておりますので、そこにいかに早く逃げていただくかということ、県、市町村と警察と現場で指導してると。これをもう繰り返し繰り返しやっていくのが必要だと思っております。ただ、すぐ忘れてしまいますので、もう10年、20年たちますと全く昔のこととなってしまいますので、それが風化しないように、繰り返し繰り返しやっていきたいと考えておるところであります。

○中野委員 本部長、避難場所はそれでいいんです。そこに行くでも、やっぱりどこから集まるか。いろいろあるじゃないですか。やっぱり宮崎だったら、ここら辺の周辺まではないわけですよ。車だったら、県庁がある町のほうまで来れば逃れられるわけです。だから、そういう道路をしっかりと、今言われたそこから先の具体的な話をしないと、私は何にもならないと思うんです。警察官でも死んでるんですから。これは、いつ来るかわからんです。100年たっても来んかもわからん。だけれど、やっぱり来たときには、ここまでしとって警察としてもよかったよね、とにかくそういう教訓が残ってるんだからです。

私は、金の要る話じゃないと思うんです。私は、もうちょっとここら辺の教訓を生かして、どうやって逃がすか、行くか。全て交通、道路、そこ辺についてのたまかな計画を警察本部でつくって、あと、それにまた付随した逃げ道とか。

何らかの形で、早い将来、そういうのは示せないですか。

○金井警備部長 パターンによって変わると思うんですけど、現在やっておるのは、避難訓練を実際やっておりまして、地域ごと、それと海に来られた方、海周辺、この避難路を使用した避難場所への避難要領、これも警察と、交通指導をしながら、案内誘導しながらやらせていただいているところがございます。これを反復していただいて、しっかりそこは対応していきたいと思います。

議員の言われるとおり、緊急交通路、しっかりした道路が欲しいというのはもちろんでございますけれども、いろんな面で企業も会社もございましてなかなか難しいところもございまして、その中での交通混雑に対する防止、これについては警察も全面的に警察官を配置したいと思っております。

私も宮城のほうに行かせていただきましたけれども、宮城の消防団の方の援助の方も、15分ルールというのがございまして、発生して15分たったら逃げろと。ただ、その15分の間にしっかり誘導するというのが消防団の鉄則であったように聞いております。それを過ぎて、一生懸命避難をさせておったのが、間に合わずに亡くなられた方も多数おられるというのは聞いてますけれども、やはり時間との勝負でございますので、そこはしっかり大量に警察官を投入して、安全な交通路を確保するよう努めていきたいと考えておるところであります。

○中野委員 私が言ってるのは、誘導するにも、どっちに誘導するのかわからんでしょう。どこが混むとか、避難場所をどこに確保するとか、前もってこれは逃げ道ですよとか、そういうのを決めとったら……。

○金井警備部長 先ほど言いましたとおり、それを徹底するために訓練を繰り返しております。地域と一緒に。

○中野委員 訓練ですか、じゃあ、そういう道路は設定してあるんですね。

○金井警備部長 道路は、そのときの状況によると思いますし、今のところ不特定です。震災は津波だけではございませんし、地震もありますから。避難場所的なものは指定しております。ですから、そこに最短な道路を確保したいと考えております。ですから、まず指定してしまっただけで、そこが潰れたら、次の道路があるということはないと思いますので、とにかくしっかり避難場所だけは指定して、そこに避難していただく、誘導するという状況を確保すると考えてます。

○中野委員 いや、私は、津波と地震は別に検討すべきだと思ってるんです。地震で壊れるときはみんな一緒です。これはどうしようもないですよ。警察の車だって。要は、津波のときに、防災の話が出たけれど、まず津波の来ないところってハザードマップで出てるじゃない。やっぱりそういう逃げ道なんかをどうするかという検討が私はまずあっていいんじゃないかな。そういう逃げ道で逃げられない人たちが、まずは防災塔に行く人、車で逃げる人、なんかそういう道路をしっかりとどうするかというのを検討すべきだと思うんですけど、それはだめですか。本部長、どうですか。

○野口警察本部長 そこまで具体的な検討というのはまだ進んでないと思いますが、いずれにしても、非常に中野議員が道路の逃げ道というか、地震、津波の発生時にということをおっしゃられてるんで、例えば一つ、これは国土交通省が中心になってやろうとしてるんですが、阪神

淡路大震災の経験で、電柱が結構倒れて、それが交通の妨げになって大渋滞になったというふうな教訓がある中で、電柱の地中化というのを積極的に進めるようにしてまして、そこを警察も協力するようにはしております、それらも予防的な措置としては考えられるかなとは思っております。

○中野委員 いや、本部長、そこまで言ったら何もする価値がなくなるじゃないですか。電柱が倒れて、建物もどこも逃げられん。避難場所だって、道路が潰れた、行けないよという話になって、元も子もない話じゃないですか、まずは前提としては。だって、あの東北を実際に見ても、かなりその後、車がみんな通ってますよ。国土交通省なんか、どこ見てそんなことを言ってるか知らんけれど、あのビッグデータのデータ見てごらんください。地震が来た後に、そんな通れんような道路はどこもなかった。交通部長、どうですか。ああいうときには、もう交通部長としては現場に任せるより仕方ないですか。ある程度、道路がそのような確保してないと。

○鳥井交通部長 交通部としては、先ほどから委員の御指摘のとおり、発生後の緊急交通路とか、そういった対策はとってるところです。確かに言われるように、津波が発生してきて、恐らく当然、宮城、あの三陸沖の状況を見ましても、避難場所まで行くのに大渋滞を来したという実態があるわけで、ですから、日ごろから、例えば津波、緊急時の場合は、これ一方通行、一方通行という、そういった取り決めが事前できてれば、まだスムーズに行くのかなとは思ってるところです。ですから、こういう取り組みについては、やはり県の関係部局、市町村あたりともう少し連携強化して、そういうのをやっていかないと対応できないのかなと考えており

ます。

○中野委員 だから、そういう取り決めをしっかりとどこが中心になってやるのか。警察がこうすれば、市町村はそりゃだめだという話じゃないと思うんです。どこがそれを責任持って提案するかということで、私は地震は自分の責任というのがあると思う。津波は逃げるのは、これは自分の責任じゃないんです。やっぱり公が、あれだけの教訓があるわけだから対応すべきで。ぜひ、警察っていうのはそういう道路をどう確保するか。無理なら無理でいいんです。今言ったように、電信柱が倒れたからだめだというんだったら、もう何もしませんよという話と一緒に、そこ辺をどうするか、ぜひ早急に、検討してください。

○重松委員長 その他、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時10分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案について、局長の説明を求めます。

○四本企業局長 企業局でございます。よろしくお願いたします。

それでは、企業局の提出議案につきまして、簡潔に説明をさせていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料（当初分）の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

3の提出議案であります、今回、3件の議

案を提出しております。議案第16号「平成28年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算」、議案第17号「平成28年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算」、議案第18号「平成28年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算」であります。

それでは、資料の1ページをお開きください。

1の平成28年度宮崎県公営企業会計当初予算（案）のポイントであります。大きく2点掲げてございまして、まず1点目は、（1）の電力システム改革への着実な対応であります。これは、電力システム改革が進展する電力市場において、水力発電は引き続き重要な役割が期待をされていることから、発電設備の維持・改良など、電力の安定供給に資する取り組みを推進し、健全経営を維持するものであります。

2点目は、（2）の地域貢献に資する取組の拡充であります。これは、産業経済の振興と住民福祉の増進という局設置の理念に基づき、地域貢献に資する取り組みを拡充するとともに、本県の豊かな自然を生かした水力発電など、企業局の取り組みについて広く県民にアピールするものであります。

次に、2ページをごらんください。

2の平成28年度宮崎県公営企業会計当初予算（案）の概要であります。（1）の電気事業であります。来年度の業務の予定量といたしましては、5億159万1,000キロワットアワーの供給電力量を予定しておりまして、事業収益から事業費を差し引いた収支残は、黒い太枠で囲んでいるところではありますが、2億8,492万円としております。

（2）の工業用水道事業であります。来年度の業務の予定量といたしましては、3,610万1,420立方メートルの総給水量を予定しておりまして、

事業収益から事業費を引いた収支残は、1,357万1,000円としております。

（3）の地域振興事業であります。来年度の業務の予定量といたしましては、3万3,500人の施設利用者数を予定しておりまして、事業収益から事業費を引いた収支残は、211万8,000円としております。

概要の説明は以上であります。今回の予算案では、特に企業局の新たな地域貢献といたしまして、知事部局において新たに創設されます県営電気事業みやざき創生基金の財源として、一般会計に今後3年間で30億円の繰り出しを行うこととしております。

この繰り出しに至った経緯についての代表質問及び一般質問における答弁につきましては、説明が足りない点があり、御迷惑をおかけしましたことを改めて委員の皆様におわびを申し上げます。

後ほど担当課長から詳しく説明させますが、私といたしましては、地域振興に寄与することを目的に、企業局が長年にわたって積み立ててきた資金がみやざき創生に向けて展開するさまざまな事業に活用され、本県の振興が図られるといったことを切に願うものであります。

企業局といたしましては、今後とも、電力システム改革の進展などの状況の変化に的確に対応しながら健全経営の維持に努め、県民福祉の増進に寄与していく所存でございますので、委員の皆様におかれましては、引き続き、御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、経営企画監の森本につきましては、インフルエンザ罹患のため、本日の委員会を欠席させていただいております。

私からは以上でございます。

○重松委員長 局長の概要説明が終了いたしました。

それでは、引き続き議案の審査を行います。歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に説明をお願いいたします。

それでは、議案に関する説明を求めます。

○沼口総務課長 それでは、私からは今回提出しております予算議案の詳細を御説明をいたします。

委員会資料の3ページをお願い申し上げます。

議案第16号「平成28年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算」であります。

(1)の業務の予定量であります。年間供給電力量は、過去30年間の平均をもとに、5億159万1,000キロワットアワーとしております。

(2)の収益的収入及び支出であります。

事業収益は50億8,147万3,000円としております。このうち、営業収益は46億5,024万7,000円で、主なものは電力料であります。この電力料は、現在、九州電力との料金交渉を行っているところでありますが、増収を見込み、27年度に比べ、2億2,322万円余の増としております。

附帯事業収益は3,547万5,000円で、主なものは固定価格買取制度を活用した小水力発電と太陽光発電の電力料であります。

財務収益は2億4,091万6,000円で、主なものは受取利息であります。

営業外収益は1億5,483万5,000円で、長期前受金戻入等であります。

事業費は47億9,655万3,000円としております。このうち、営業費用は43億7,730万9,000円で、主なものは職員給与費や減価償却費であります。

附帯事業費用は3,955万9,000円で、小水力発電や太陽光発電に係る費用であります。

財務費用は9,197万8,000円で、企業債の支払

利息等であります。

営業外費用は2億3,770万7,000円で、消費税及び地方消費税納付額等であります。

2つ下の予備費は5,000万円で、この結果、事業収益から事業費を差し引いた収支残は2億8,492万円となり、27年度に比べ4,093万円余の減となっております。

4ページをごらんいただきたいと思っております。

(3)の資本的収入及び支出であります。これは、施設の建設改良工事のように、支出の効果が長期間にわたるものなどについての収支をあらわしております。

資本的収入は7億2,607万2,000円としております。このうち、3つ下の貸付金返還金7億2,607万1,000円は、一般会計等からの返還金であります。

資本的支出は23億6,185万1,000円としております。このうち、建設改良費は7億2,748万5,000円で、「渡川発電所大規模改良事業」等であります。

企業債償還金は5億3,435万2,000円、2つ下の繰出金は10億円で、一般会計への繰出金であります。後ほど御説明をさせていただきます。

この結果、資本的収入から資本的支出を差し引いた収支残は16億3,577万9,000円の収支不足となります。米印のとおり、2つ目のポツのところでございますが、地方振興積立金10億円などを財源として補填することとしております。

(4)の継続費であります。継続費は、単一の工事で工期が1年を超えることが明らかなものについて設定しておりますが、企業局では、改良工事に伴い固定資産の除却費等が発生する場合、当該費用は営業費用となるため、アの営業費用とイの建設改良費に分けて計上をいたしております。

綾第一発電所発電機自動制御装置更新工事は、平成28年度からの3カ年事業で、アの営業費用として総額232万6,000円、イの建設改良費として総額3億899万6,000円の継続費の設定をお願いしております。

5ページをお開きいただきます。

議案第17号「平成28年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算」であります。

(1)の業務の予定量であります。

年間総給水量は、14社との契約水量を踏まえ、3,610万1,420立方メートルとしております。

(2)の収益的収入及び支出であります。

事業収益は4億97万2,000円としております。このうち、営業収益は3億3,452万円で、主なものは給水収益であります。一部ユーザーの常時使用水量が減となることから、前年度に比べ110万円余の減としております。

営業外収益は6,645万2,000円で、主なものは受取利息であります。

事業費は3億8,740万1,000円としております。このうち、営業費用は3億6,545万4,000円で、主なものは減価償却費や修繕費であります。

営業外費用は1,194万7,000円で、主なものは消費税等であります。

2つ下の予備費は1,000万円で、この結果、事業収益から事業費を差し引いた収支残は1,357万1,000円となり、27年度に比べ967万円の増となっております。

6ページをごらんいただきたいと思っております。

(3)の資本的収入及び支出であります。

資本的収入はございません。

資本的支出は2億457万6,000円としております。このうち、建設改良費は2,413万3,000円、2つ下の借入金償還金は1億6,010万4,000円で、一般会計及び電気事業会計への元金償還であり

ます。

予備費は1,000万円で、この結果、資本的収入から資本的支出を差し引いた収支残は2億457万6,000円の収支不足となりますが、米印のとおり、2つ目のポツのところでございますが、借入金償還積立金1億1,610万4,000円などを財源として補填することとしております。

7ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第18号「平成28年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算」であります。

(1)の業務の予定量であります。年間施設利用者数は、第3期指定管理期間の設定目標である3万3,500人としております。

(2)の収益的収入及び支出であります。

事業収益は2,746万7,000円としております。このうち、営業収益は2,172万5,000円で、主なものは施設利用料であります。営業外収益は574万2,000円で、主なものは受取利息であります。

事業費は2,534万9,000円としております。このうち、営業費用は2,411万5,000円で、主なものは減価償却費であります。営業外費用は23万4,000円で、主なものは支払利息であります。

2つ下の予備費は100万円で、この結果、事業収益から事業費を引いた収支残は211万8,000円となり、27年度に比べ105万円余の減となっております。

8ページをごらんください。

(3)の資本的収入及び支出であります。

資本的収入は、出資金返還金70万円で、一ツ瀬川県民スポーツセンターの一般財団法人移行による返還金であります。

資本的支出は4,599万9,000円としております。このうち、建設改良費は3,302万1,000円、借入金償還金は996万8,000円で、電気事業会計への元金償還であります。

1つ下の予備費は300万円で、この結果、資本的収入から資本的支出を差し引いた収支残は4,529万9,000円の収支不足となりますが、米印のとおり、2つ目のポツのところでございますが、過年度分損益勘定留保資金3,407万5,000円などを財源として補填することとしております。

9ページをお開きください。

4の主な新規・重点事業であります。

まず、渡川発電所大規模改良事業であります。

(1)の事業の目的ですが、昭和30年の運用開始から60年を経過し、発電機や水車等の主要機器などに老朽化が見られることから、最新の機器を導入するものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は1億6,000万円余とし、事業期間は平成27年度から32年度までを予定しており、28年度につきましては取りつけ道路工事を実施するとともに、発電設備一括更新工事の実施設計を行うものであります。

(3)の事業効果ですが、最新機器の導入及び基礎部の改良により、発電所の総合的な運転信頼性の向上と発生電力量の増加が見込まれるものであります。

10ページをごらんください。

新規事業「綾第一発電所発電機自動制御装置更新工事」であります。

(1)の事業の目的ですが、設置後20年以上が経過した発電機の自動制御装置を最新機器に更新するものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は3,900万円余、3年間の継続事業としております。

(3)の事業効果ですが、機器の信頼性が向上し、電力の安定供給が図られるものであります。

次に、新規事業「無人航空機を活用した送電

線等の点検調査事業」であります。

(1)の事業の目的ですが、送電線設備等に関する点検調査業務の効率化を図るため、無人航空機、いわゆるドローンを導入するものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は200万円余としております。

(3)の事業効果ですが、作業効率や安全性が向上するとともに、異常箇所早期発見や状況把握の迅速化が図られるものであります。

11ページをお開きください。

新規事業「企業局地域貢献事業」であります。事業の内容を御説明いたします。

(1)の事業の目的ですが、公営企業会計における地方振興積立金を原資として繰り出しを行い、一般会計において県営電気事業みやざき創生基金を設置し、地域振興のための取り組みの財源として活用してもらうことによりまして、企業局の地域貢献に資する取り組みを拡充するものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は10億円とし、平成28年度から30年度までの3年間で30億円を支出する予定であります。四角囲みの事業スキームにありますように、一般会計におきましては、この繰り出しにより基金を造成し、みやざき創生の加速化やみやざき新時代のチャレンジに資する事業に活用していくこととされております。繰り出しの原資となる地方振興積立金につきましては、米印に記載しておりますが、地域振興のための財源として、昭和55年度の決算から運用益の一部を積み立ててきたものであります。

(3)の事業効果ですが、一般会計への繰り出しによる新たな地域貢献により、企業局設置の理念である産業経済の振興と県民福祉の増進

に資するものであります。

ここで、今回、電気事業会計から一般会計に繰り出すこととした経緯について御説明をさせていただきます。

これまでの電気事業法のいわゆる総括原価方式のもとでも、他会計へ繰り出すことは制度上は可能ではありましたが、繰り出すためには売電料金の引き下げが前提とされておりましたことから、売電料金の引き下げを行った上で繰り出しを行うという判断は経営上困難でありました。

先日の一般質問におきまして、「これまでの法律のもとでも、売電料金を引き下げることを電力会社に説明して繰り出しを行うことができたのではないか」との質問がございましたが、このことにつきましては、当時の企業局における中長期の経営見通しの中で、人員削減や投資の抑制などの経費節減による平成14年度以降の料金引き下げを想定しており、そのタイミングで繰り出しを行うことは可能であったと思われまますので、そのような答弁を局長のほうで申し上げたところでございます。

ただ、その当時は、平成12年度から実施された電気事業制度改革により、公営電気事業者の位置づけが見直され、他の公営電気事業者や民間事業者との競争も想定されるなど、将来の経営に予断を許さない状況にあり、企業局においては、競争力を高めるとともに経営基盤の強化を第一に考えておりましたことから、繰り出しを行うという判断はしてこなかったものであります。

こうした経緯もあり、これまで一般会計への貸し付けという形で地域振興への貢献を続けてきたところですが、電力システム改革に伴う今回の法改正で、本年4月から卸供給が廃止され、

繰り出しについての制約がなくなることを踏まえ、今後の経営への影響も含め総合的に検討した結果、今回繰り出しを行うこととしたものであります。

以上が繰り出しに至った経緯でありますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、資料の説明を続けさせていただきます。

12ページをごらんください。

改善事業「企業局施設活用促進・PR事業」であります。

(1)の事業の目的ですが、発電所やゴルフ場など局施設を活用したイベント等を通じて、企業局の各事業をアピールするものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は700万円余としております。

(3)の事業効果ですが、各種コンペや若者世代ゴルフ交流イベントを通じたPR等を行うことで、企業局の各事業について県民の理解が深まるとともに、一ツ瀬川県民ゴルフ場の利用拡大などが見込まれるものであります。

13ページをお開きください。

その他の主要事業といたしまして、(1)立花発電所落石防止網設置工事3,305万2,000円、(2)三財発電所直流電源装置取替工事2,918万3,000円、(3)猿瀬発電所水車発電機精密点検工事6,213万6,000円、(4)水力発電所等施設の整備10億881万8,000円、(5)小水力発電推進事業5,702万4,000円、(6)緑のダム造成事業1億11万1,000円を計上しております。

最後に参考といたしまして、知事部局等への経費支出予定額を記載しておりますが、先ほど御説明いたしました繰り出し10億円のほか、多目的ダム管理費用等により、支出予定額の合計は21億2,100万円余としております。

28年度当初予算についての説明は以上であります。

○重松委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○中野委員 3ページの、資金運用っていうのは何で運用しとるわけですか。資金運用上、受取利息は。

○沼口総務課長 資金の運用につきましては、企業局で、まだ当座、使わないお金につきまして、国債とかあるいは定期預金で運用をしているということでございます。

○中野委員 配当金は、九電だけですか。

○沼口総務課長 九電の配当金は、今、九電が赤字ということで無配になっておりまして、こちらのほうは、企業局が持っておりますお金を運用して、それを国債、企業局がまだ将来——株式については配当金をいただいております。失礼しました。宮銀と、それから太陽銀行でございます。

○中野委員 それと、いわゆる留保金は、トータルで今何ぼあるんですか。どっかで前は明細が出てきてたけれど、何ぼ手元に現金、預金があるか。

○沼口総務課長 株式におけます評価、これは簿価ということでお答えさせていただきたいと思いますが、九州電力株式のほうは15億1,900万円程度、それから宮崎銀行のほうは727万1,000円、それから太陽銀行が1,980万円、簿価でございます。時価ではございません。

○中野委員 今、九電は、ちょっと上がったけれど、簿価という今単価、それとも最初の額面のもの。簿価というのは今の金額か。

○沼口総務課長 御指摘のとおり、簿価というのは取得価格というようなことで、現在の時価は相当上がってるものと思っております。

○中野委員 簿価何ぼですか。もともとのいわゆる1株の額面は。

○沼口総務課長 九電のほうは、1株390円というようになっております。

○中野委員 それと、今、株式以外の保留金、内部留保っていうか、剰余金の合計は。積立金のトータル。

○沼口総務課長 1株当たり、これも……。〔株式じゃなくて、積立、剰余金〕と発言する者あり〕

○中野委員 株がどこでとか、前、明細出てたですよ。いろいろやっていく中で、資産として現金、預金があって、トータルで何ぼ残ってるかというのはどっかで出さないとわからない。

それともう一つ、今回の設備はみんなそういう借入金はなしでやるわけでしょう。

○沼口総務課長 損益勘定留保資金というようなものがございます、それが88億ございます。

○中野委員 今、この新年度の時点ですか。

○重松委員長 新年度、期首における在価ですね。

○沼口総務課長 27年度末の予想値なんですけど、損益勘定留保資金で88億9,000万円程度ということになっております。

○中野委員 もう一回。株式のトータルは、今、簿価で幾らになってるんですか。

○沼口総務課長 九電のほうは〔「トータルで」と呼ぶ者あり〕トータルでですか。

九州電力、それから宮崎銀行、太陽銀行、こちらを全て合わせました簿価での価格は、15億4,600万円余ということになっております。

○中野委員 これは27年度残ということであれば〔「27年度末ですね」と呼ぶ者あり〕28年度に、この予定をすると、どれぐらい出るのかな、新年度でこれから引き出す分というのが。

○沼口総務課長 今回の簿価でお話をしております。

○中野委員 今、88億のほうは何ぼぐらい出るわけ。

○沼口総務課長 損益勘定留保資金というようなレベルでいいますと、88億が、28年度では91億をちょっと超えるということになります。プラスになります。

○中野委員 それで、とりあえず、今、金利がかなり安くなってますよね。ここ辺は、従来の——借金はないわけか、企業局は。

○沼口総務課長 借金はございません。

○中野委員 わかりました。

○沼口総務課長 失礼しました。企業債が。これが、27年末で27億だったかな。

○中野委員 ことはもう起債せんで、内部留保でやるわけか。28年度は。

○沼口総務課長 それは、今後ということですか。28年度の起債は、企業債が残っておりまして、それが25億。新たには借金はいたしません。

○中野委員 利息が安くなった起債の借りかえっていうのはないのかな。大体何年で借りてるとか。

○沼口総務課長 企業局のほうには、かなり内部留保金がありますので、新たな借金は必要ないのかなと考えております。

○中野委員 だから、これは設備資金だろうけれど、起債の借りかえっていうのは、方法はないかなと。

○沼口総務課長 借りかえになりますと、いろいろ保証金とかいうのがございますので、予定はしていないというようなことでございます。

○中野委員 どうせ銀行からの起債でしょう。

○沼口総務課長 銀行というのはございませんで、企業債は財務省と金融機構、そういった公

的団体のほうから企業債は借りておるといような状況でございます。銀行はございません。

○緒嶋委員 返済積立金とか借入金償還積立金とかは、積立金の場合、それぞれの会計ごとに分けておるわけですか。

○沼口総務課長 これはバランスシート、貸借対照表の中でそれぞれの科目に分かれて上げておるといことでございます。

○緒嶋委員 会計ごとに分けておると、そのトータルしたものが88億だということですね。

○沼口総務課長 これは電気事業会計だけということございまして、工水と地域振興のほうは除かれておるといことになります。

○緒嶋委員 今言う88億は、電気事業だけのですか。

○沼口総務課長 電気事業だけのものであるということでございます。

○緒嶋委員 そうすると、ほかの工業用水とか地域振興の積立金というのは、それはまだ別にあるということになるわけですか。

○沼口総務課長 工業用水道が約10億ございます。それから、地域振興のほうが約1億6,000万ほどあるというようなことでございます。

○緒嶋委員 これは、トータルすれば、大体100億くらいあるということですね。

○沼口総務課長 大体100億を超えるということでございます。

○緒嶋委員 そうなれば、今度の10億円の当面3年間で30億にするということだけれど、将来的にはこの基金は3年間だけじゃなくて、それ以降も経営がこういう状況であれば、金利とか何とかいろいろ変動性はあるけれども、今後とも、経営的には、一応10億円の繰り出しはやろうと思えばできんことはないということですかね。

○沼口総務課長 ちよつと経営企画監が休んでおりますので、かわって答えさせていただきますが、こういった資金につきましては、将来的には建設改良積立金とかそういうのにも使わなくてはならないということで、全額を地方振興のほうにはもっていかないと。

○緒嶋委員 もちろんそれはわかるけれども、一遍に50億も出せとかでなく、毎年10億ぐらいは。この経営の安定を欠くようなことではいかんわけだけれど、基金としてそういうふうに出そうということは可能ではないかということを書いておるわけです。

○四本企業局長 実は、そういう意味では資金に、委員御指摘のように余裕はあります。ただ、電力システム改革の進展、これで、売り先が現在九州電力ですけれども、これがまた新電力とかというのがかわってくる、あるいは電気料金そのものが一体上がるのか下がるのか、実は今のところちよつと非常に不透明なところがございまして。その辺の、ここ何年かの経営状況を見ながら、またあるいはひょっとしたら、例えば来年度、雨があんまり降らんかったとかという渇水みたいなことでまた収入が減ったり、逆にふえるかもしれない。その辺の不確定要素がかなりあるもんですから、その辺を見きわめた上で、おっしゃるような繰り出しについてはやっいていくことを検討していくということになると思います。ただ、今の時点で、毎年10億は大丈夫ですとはちよつと申し上げられないところでございまして。

○緒嶋委員 それはそうだろう。特に、今度の10億を出すというのは、企業局独自の発想だったのか、財政当局の何とかならんかという、一般会計が苦しいからとかいう、そのどちらだったんですか。

○四本企業局長 どちらもというところが正解かと思います。制度改正があつて、出しやすくなるということがありまして、また、それ以外にも、企業局ということは基本的に地域貢献をしなければいけないという中で、一体、何をしたらいいのかということを経営局の内部の中でも検討しつつ、また知事部局といえますか、財政当局から何か貢献ができないのかというお話もあり、その辺を議論した形がああいうことになったということでございます。

○緒嶋委員 今までも、緑のダムとかを毎年やって、これはもう水源涵養という意味でも貢献はしておったんですけど、今度は特に教育に特化してこの基金を使うといいんじゃないかな。

○四本企業局長 人事案件が先であつたれば恐らくそういう話になったと思いますが、一応、企業局として余りこれに使ってくださいということは言わないほうがいいかなと、そのときは思っておりました。

○緒嶋委員 まあ、それ以上は言いませんけれども、県民のため、やっぱり人をつくるということが大変重要なわけだから、そういう意味では、今後ともそういう思いで努力することは重要だと思います。

いずれにしても、経営的には、言われたとおり、これはもう優良企業であることには間違いのないわけだから、県民の今言われたようなことのためには、企業局は、今までも何で早く使わなかったかというような指摘も逆に受けたようなことだから。今度の10億というのは大金であるので。

特に一般会計から見れば、今度企業局の10億の繰り出しがあったから、一般会計の予算のめり張りができた。この10億がなければ、一般会計のほうも充実した予算とは見られないぐらい

だったけれど、めり張りをつけるためには、この10億というのはものすごく効果があったと思うんです。であれば、今後とも、できるだけ、企業努力しながら繰り出しができるような経営をやってもらうというのが私は大変重要だと思うので、やはり企業局の皆さん方はそういうつもりで、県民のための企業局であるという認識のもとに、使命感を持って頑張っていたきたいということ強く要望しておきます。

特に、そういう制度的なものもやりやすくなったということも含めて、やはり電気料金を下げながらやるということとはとてもじゃないができないことでもありますので、電気料金もできるだけ有利に売買できるように知恵を出してもらわないといけないし、自由化に今度4月からなるとはいったものの、九電との関係を切るわけにはいかないと思うんです。だから、そこの辺の、お互い相互理解というものを取りながら、企業局は健全経営を目指して頑張っていたきたいということ強く要望しておきます。

○中野委員 先ほど、利息の話をしたけれど、今、借り入れてる利息というのは大体どれくらいですか。

○沼口総務課長 現在は非常にマイナス金利が騒がれて、長期金利が下がってるんですけども、企業局は、たしか記憶によりますと21ぐらい、国債、地方債等を買っております。借入利息につきましては、高いものは1.5以上で借り入れております。

○中野委員 1.5じゃったら、3もあるのかね。

○沼口総務課長 長期金利は、大体20年物、10年物を買っているわけなんですけど、利息はその都度違っております。起債のことですか。

失礼しました。これも、借り入れの時期によって若干違いますが、5.5%、6.3%、低いとき

は2.25%というような形でなっております。

○中野委員 公営企業法では一般公募債も多分できると思う。銀行からの借り入れも可能だと思ってるけれど、それは間違いないよね。一般公募債もできると思った、方法論として。

○沼口総務課長 一般の金融機関から借りることも可能だろうと思いますけれども、企業局では実績がないというようなことで、公的企業債で借りておるといような状況です。

○中野委員 公営企業ってのは、これは借りられるわけ。借りてるところも、例えば林業公社とか、農林中金が借りかえを認めなかったから5%、6%って払ってきたわけです。だから、今の借金も、借りかえようと思えば、借りかえられるんじゃないの、そのためには、一般市中から借り入れられるでしょうっていうこと。

○四本企業局長 企業局が現在借り入れております企業債というのは、一番最後が平成11年度、田代八重ダムの関係でございまして、そのときはちょっと詳しい状況はわかりませんが、申しわけありませんが。その後は、企業債を借りてまでやるような、実は大きい事業が現実ございませんでしたので、そういう状況になっております。

そして、その当時は、当然、借り入れの金利も高いわけですが、これを今安いからってなかなか繰り上げ償還とか、そうすると、向こうのほうがいれば利子収入の計画が狂いますので、そう簡単にはそうさせてくれないということもあって、この金利で今残ってるということかと思えます。

○中野委員 分析してれば、こういうのが出てこないとおかしいんじゃない。トータルで、今、利息がそれぞれの部門で幾らになるのか。それだけあれば、やっぱり借り入れの努力はすべき

やと思う。5、6%というのは、もうほんと10年以上前の話よ。

○緒嶋委員 今の話ですが、やはり借りかえが
できんかという相談をしてやらないと、それは
相当な金額になっている。企業債の残額はどの
くらいですか。今借りておる企業債の償還残額
は。

○中野委員 こういうものを出すときには、自
分の財布の中身からは全然出てないわけだから、
そこまでやっぱりつけないと。次からそういう
ことは、引き継いでおいてください、新しい局
長に。

○四本企業局長 委員の御意見を踏まえ、なる
べくわかりやすい資料に今後改正してまいるこ
とを検討していきたいと思っております。

○中野委員 トータルが見えないとね。

○沼口総務課長 企業債の残高ということによ
るしいですか。

電気事業会計におきましては、27年度末で31
億1,900万円余ということになっております。も
う一つ、工業用水道事業会計がございまして、
こちらのほうでは3,754万何がしというような、
まだ残が残っておるというような状況でござい
ます。

企業債については、電気事業と、それから工
業用水道会計事業、この2つだけということに
なっております。

○緒嶋委員 いずれにしましても、これだけま
だ31億余りあるということは、1%借りかえし
ただけでも償還額が相当な金額になってくると
思うから。だから、約束があるからといっても、
国そのものが金利を下げているわけだから、
国の公的な機関であれば、そこ辺はある程度努
力で、借りかえというなら市中銀行から借りて、
2%とか1%とかの金利でやれば、市中銀行も、

宮銀やら喜びますよ。もう預金利子は、日銀に
預ければ、逆に金利を出さないといかん時代、
マイナス金利だから。それがプラス金利になる
わけだから。法的な制約があったかもしれんけ
れど、やっぱりそこは。日本全国どこでも同じ
ことだろう。宮崎県だけが遠慮する必要はない。
これは、ほかの県も、企業局なんかは借りかえ
を何とかしないとイケないんじゃないかという
議論が恐らく今度の議会では出ているだろうと
思うんです。全国的なそういう動きも捉えなが
ら、これは何とか対策を立てるということ。特
に、電気も売電価格が、今は、自由化されてい
るときだから。そこら辺の努力は、企業局全体
がそういう努力をする必要があると思うんです。
頑張ってください。

○日高副委員長 この株の配当金に影響が出る
わけじゃないですよ、この金利関係は。さっ
きの利息が高い、借りかえができないって
のだけれど、宮銀とか太陽銀行はかんでないん
ですか。

○沼口総務課長 株の配当金につきましては、
その金利が云々というのは関係はないかなと
思っております。これは銀行でございまして、
定期預金に時々預けるわけなんです、これは
複数の金融機関に入札をかけた上で、一番有利
なところを選んでおるというようなことでやら
せていただいております。

○図師委員 委員会資料の12ページなんです
が、昨年度も取り組まれてる、この各種グル
ープコンペとか若者世代ゴルフ交流イベントPR
とか、このPR効果は十分評価するところなん
ですが、昨年度の事業で、ちょっと単価が高
いんじゃないかなという指摘があったかと思
うんですが、今年度に関して、改善していく
ポイントがあったら教えてください。

○沼口総務課長 この中では、いろんな事業があるわけなんですけど、例えば②の若者世代ゴルフ交流イベントを通じたPR事業につきましても、昨年度の280万何がしから、今年度は200万に下げたというようなことはございます。

○図師委員 下げればいいんじゃないかと、やっぱりこのPR効果が発揮できなくては意味がないわけで、さらに効率的な事業として何か取り組まれたのか。結局、予算を下げたから参加者が減ったでは意味がないと思いますので、昨年度は多分ポスターつくったり、広報活動に多く予算をかけられてたと思うんですが、今年度、そういう何か改善したところがあればということ。単なる予算が削られただけなんじゃないか。

○沼口総務課長 昨年は、私がちょっと一つ思い出したのは、年齢なんですけれども、20代のビギナー、若い方男女20名ずつというように考えておったんですが、いろいろと要望がございまして、30代まで伸ばしてもらいたいということもありました。ことしは20代から30代までということと枠は広げております。

○緒嶋委員 無人航空機、ドローンはもう購入して、リースでその会社に頼んで点検するわけですね。職員が直接やるわけですか。

○喜田電気課長 ドローンにつきましては、機体を購入いたしまして、職員がその機体を利用して点検をするものでございまして、外部に委託するものではございません。

○緒嶋委員 それは、一定のところ、どの程度そこで調査というのはできるわけですか。検査というのは、自分がここにおいて、何キロ先もできるわけですか。

○喜田電気課長 ドローンは、航空法によりまして、見えてる範囲でないと動かしてはいけな

いということになっておりますので、せいぜい1キロとか、そういうような範囲内ではちょっと操縦はできません。また、見通しがどのくらいとれるかっていうところもございまして、明確にはちょっとお答えできないところでございます。

○緒嶋委員 はっきり言って技術がないと、ドローンが落ちてしまえば、調査ができないことになるわけです。だから、技術的なことは大丈夫なんですか。

○喜田電気課長 現時点では、私ども職員、全く素人ですが、来年度は導入にあわせてまして研修に派遣いたしまして、そういう技術も取得した者が操縦するようになりたいと考えております。

○緒嶋委員 その他の主要事業の中で、精密点検だけで、猿瀬ですか、3番目、13ページ、6,213万、これだけ点検だけで要るわけですか。

○平松施設管理課長 この点検は、この猿瀬発電所の場合は、12年に1回行う点検で、16年にできまして、それから12年目に初めて行う点検で、その間、ずっと回転する部分とかが消耗してまいります。そういうことがありますので、分解しまして、そういう消耗的な部分を取りかえて、また次の12年間を健全に運転できるようにやる工事になりますので、お金が少し高いということになります。

○緒嶋委員 これは、ただ点検だけでなく、交換しなきゃいけないようなものも含めた点検ということですね。

○平松施設管理課長 そういうことでございます。

○緒嶋委員 わかりました。

○中野委員 さっきの起債の借り入れ先、聞いたこともないようなところだったが、どこだった

ですか。大体、起債というのは一応、かんぼとか決まってるでしょう。公営企業だけでなかったかな。

○梅原副局長（総括） 運用部資金と、あと地方公共団体金融機構、これは昔の公営企業金融公庫でございます。そこから借りてるということでございます。

○中野委員 例えば、だから林務の話もしたけれど、いわゆる借りかえできるようになったわけでしょう。それだけ。名前聞いたことないなと思って。

○喜田電気課長 済みません。借りかえについてでございますが、電気事業は大変経営がよろしいものですから、電気事業で借りかえたものは、現在、借りかえを認めていないところでございまして、全国的にも公営電気の連合体で経営者会議というのがございますが、そこで要望はしているんですが、なかなか認めていただけないというところでございまして、先ほど緒嶋委員のほうからもございましたように、総括原価がなくなったわけですから、来年度以降、また強く要望はしてまいりたいと考えてるところでございます。

○重松委員長 皆さん、議案はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 では、その他は何かございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時19分休憩

午後 3 時20分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

あすの委員会は午前10時に再開をし、教育委員会の審査を行うことといたします。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

午後 3 時20分散会

平成28年 3 月 9 日 (水曜日)

午後 2 時10分再開

出席委員 (7 人)

委 員 長	重 松 幸次郎
副 委 員 長	日 高 博 之
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	井 本 英 雄
委 員	中 野 廣 明
委 員	田 口 雄 二
委 員	冨 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	飛 田 洋
教 育 次 長 (総 括)	原 田 幸 二
教 育 次 長 (教育政策担当)	川井田 和 人
教 育 次 長 (教育振興担当)	川 崎 辰 巳
総 務 課 長	大 西 祐 二
参事兼財務福利課長	田 方 浩 二
学 校 政 策 課 長	川 越 良 一
学 校 支 援 監	永 山 良 宣
特別支援教育室長	坂 元 徹
教 職 員 課 長	西 田 幸一郎
生 涯 学 習 課 長	恵 利 修 二
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	古 木 克 浩
文 化 財 課 長	大 西 敏 夫
人 権 同 和 教 育 室 長	黒 木 政 信
県 立 図 書 館 長	福 田 裕 幸
県 立 美 術 館 副 館 長	川 越 雅 彦

総 合 博 物 館 長	富 高 敏 明
県 立 西 都 原 古 博 物 館 長	入 倉 俊 一
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー 所 長	岩 切 隆 志

事務局職員出席者

政 策 調 査 課 主 幹	西久保 耕 史
議 事 課 主 事	八 幡 光 祐

○重松委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案について、教育長の説明を求めます。

○飛田教育長 おはようございます。教育委員会でございます。よろしく願いいたします。

去る 3 月 6 日に実施いたしました博物館民家園にある国指定重要文化財、旧藤田家住宅及び旧黒木家住宅の保存修理完成披露会には、重松委員長に御臨席をいただきました。本当にありがとうございました。お礼申し上げます。

それでは、28年度当初予算案等について御説明させていただきます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。目次をごらんください。

今回、御審議いただく議案は、議案第 1 号「平成28年度宮崎県一般会計予算」など、3 件でございます。また、その他の報告事項といたしましては、検定申請中教科用図書の見直しに関する調査報告について、報告をさせていただきます。

それでは、資料右側にあります 1 ページをごらんください。

教育委員会に係る「平成28年度宮崎県一般会計予算」、「平成28年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算」並びに「平成28年度宮崎県育英資金特別会計予算」について、各課室別に一覧に

いたしております。

平成28年度の当初予算額についてであります
が、表の下から5段目の太線で囲んであります
合計の欄をごらんください。

一般会計の合計は1,072億8,525万9,000円でご
ざいます。

また、下から2段目の太線で囲んであります
合計の欄をごらんください。

特別会計の合計は14億8,391万9,000円であり、
よって、総計は、一番下の欄に記載してありま
すように、1,087億6,917万8,000円であります。

2つ右の欄になりますが、これは、平成27年
度6月補正後の予算額に対しまして2億2,358
万7,000円の増、率にいたしまして対前年度
比100.2%となっております。

次に、2ページ、3ページをお開きください。
第二次宮崎県教育振興基本計画の施策の体系に
沿いまして、平成28年度の県教育委員会の主な
事業をお示しさせていただきました。資料の上
のほうをごらんください。

昨年9月に改定いたしました第二次宮崎県教
育振興基本計画は、宮崎県総合計画、未来みや
ざき創造プランの分野別施策、人づくりの部門
別計画として位置づけております。この計画は、
5つの施策の目標で構成いたしております。平
成28年度予算でお願いしております関連事業に
つきまして、簡単に説明をさせていただきます。

資料の上のほうに、第二次宮崎県教育振興基
本計画と書いてあります四角枠の下をごらんく
ださい。

まず、施策の目標1、県民総ぐるみによる教
育の推進につきましては、右側の事業名の上か
ら2番目の事業、新規事業「『日本一の読書県』
を目指した総合推進事業」などをお願いいたし
ております。

次に、施策の目標2、社会を生き抜く基盤を
育む教育の推進につきましては、右側の事業名
の上から1番目の事業、新規事業「子どもの学
びを高める“ひむか”の授業づくり推進事業」
などをお願いしております。

次に、施策の目標3、宮崎や日本、世界の将
来を担う人財を育む教育の推進につきましては、
右側の事業名の上から3番目の事業、新規事業
「見る、知る、体験する！高校生の県内企業理
解推進事業」などをお願いしております。

次に、施策の目標4、魅力ある教育を支える
体制や環境の整備・充実につきましては、右側
の事業名の2番目の事業、新規事業「宮崎県育
英資金返還促進・回収強化事業」などをお願い
しております。

次に、施策の目標5、生涯を通じて学び、文
化・スポーツに親しむ社会づくりの推進につき
ましては、右側の事業名の4番目の事業、新規
事業「国体準備スタートアップ事業」などをお
願いしております。

私からの説明は以上でございますが、平成28
年度当初予算における、新規、重点事業の詳細
につきましては、担当課室長から説明をさせて
いただきます。御審議のほど、どうぞよろしく
お願いいたします。

○重松委員長 教育長の概要説明が終了いたし
ました。

引き続き説明をお願いいたしますが、3班に
分けて議案の説明と質疑、その後、総括質疑の
時間を設け、最後に、その他報告事項の説明と
質疑を行うことといたしますので、御協力をお
願いいたします。

また、歳出予算の説明については、重点事業
・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて
決算における指摘要望事項に係る対応状況につ

いても説明をお願いします。

それでは、まず初めに、補正予算関連議案審査時に当委員会から資料要求をしておりました、性質別に区分した当初予算の概要と教育事務所に係る当初予算の概要について、総務課の説明を求め、引き続き、総務課、財務福利課、学校政策課の議案に関する説明を求めます。

○大西総務課長 総務課でございます。

それでは、まず、先日の常任委員会におきまして御指示のありました件について御説明をいたします。

文教警察企業常任委員会追加資料の1ページをごらんください。

初めに、平成28年度教育委員会一般会計歳出予算の性質別区分についてであります。網かけ部分をごらんください。

歳出合計1,072億円余のうち、その下になりますが、人件費などの義務的経費、これが974億円余りで、構成比が90.8%となっております。

次に、普通建設事業費などの投資的経費が11億円余で1.0%、物件費などのその他一般行政経費、これが87億円余で8.2%となっております。

その他一般行政経費の内訳としまして、物件費が46億円余でございまして、その主なものは、県立学校の光熱水費等一般運営費17億円余を初め、旅費やスポーツ施設、県立学校、文化施設の管理運営費であります。また、維持補修費9億円余のうち、県立学校老朽化対策事業が7億円余、そして、補助費等31億円余のうち、高等学校等就学支援金が23億円余というふうになっております。

2ページをごらんください。政策的な経費の主な内容であります。

平成28年度当初予算における教育委員会の新規事業、改善事業、既定事業につきまして、学

力向上など、10の区分で整理をしたものであります。

1の学力向上関係予算2億4,000万円余から、以下10の文化の振興関係予算1億8,000万円余まで、これを合計いたしますと、政策的な経費としましては10億円余ということで計上させていただきます。

3ページをお願いします。

次に、平成28年度教育事務所の業務内容及び歳出予算についてであります。

教育事務所につきましては、1の業務内容にありますとおり、市町村教育委員会に対しまして、必要な指導、助言または援助を行うことを主たる目的とする機関でございます。

本県におきましては、3つの教育事務所を置きまして、それぞれに総務課と教育推進課というものを設置いたしております。

総務課におきましては、小中学校職員の給与・旅費支給事務、また、教育推進課におきましては、学校訪問などを中心に、そこに記載しておりますような種々業務を行っているところでございます。

これらの業務を遂行する上で必要な予算といたしまして、平成28年度当初予算におきましては、2の(1)にあります人件費6億2,923万9,000円、また、(2)にあります運営費2,074万6,000円をお願いしております。

その運営費の内訳としましては、庁舎の維持管理に要する経費679万7,000円、そして、職員の活動に要する経費としまして1,394万9,000円でございます。

これらの説明につきましては以上でございます。

次に、総務課関係の当初予算につきまして御説明を申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料、総務課のインデックスのところ、433ページをお願いいたします。

総務課の当初予算額は、一般会計32億5,008万1,000円を計上いたしております。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

435ページをお願いいたします。

上から6段目、(事項) 委員報酬の946万8,000円であります。これは、教育委員5人の報酬であります。

次に、中ほどの(目) 事務局費の(事項) 職員費の16億552万2,000円であります。これは教育委員会事務局職員の人件費であります。

次に、下から2段目、(事項) 一般運営費の5,760万4,000円であります。これは、本庁及び教育事務所の運営に要する経費であります。

次に、436ページをお願いいたします。

下のほうから4段目、(事項) 教育広報費の2,534万9,000円であります。これは、テレビ教育広報などに要する経費であります。

次に、437ページをお願いいたします。

上から2段目、(事項) 教育研修センター費の2億3,777万円あります。これは、教育研修センターの管理運営等に要する経費であります。このうち、説明欄4の教育研修センター施設改修事業1億4,294万1,000円につきましては、旧本館の解体工事及び外構工事などに要する経費であります。

次に、中ほどの(目) 社会教育総務費の(事項) 職員費10億6,353万5,000円あります。これは、生涯学習課などの社会教育関係職員の人件費であります。

次に、その下の(目) 保健体育総務費の(事項) 職員費2億4,328万7,000円あります。これは、スポーツ振興課などの保健体育関係職員

の人件費であります。

総務課関係は以上でございます。

○田方財務福利課長 財務福利課関係について御説明を申し上げます。

同じ資料の歳出予算説明資料、財務福利課のインデックスのところ、439ページをお願いいたします。

平成28年度の当初予算としまして、総額86億6,943万5,000円をお願いしております。

その内訳につきましては、1段下にあります一般会計が71億8,551万6,000円、ページの中ほどにあります特別会計が14億8,391万9,000円あります。

以下、その主なものにつきまして御説明いたします。

441ページをお願いいたします。

ページの中ほどの(事項) 維持管理費につきまして、11億1,339万8,000円を計上しております。これは、県立学校の営繕、環境整備、防災対策等に要する経費でございます。

維持管理費のうち、説明欄の2、(1)の環境整備費、エレベーター設置に5,130万円を計上しております。これは、延岡高校にエレベーター、渡り廊下及び多目的トイレを設置するものであります。これにより、同校に在籍する障がいのある生徒が円滑に学校生活を送ることが可能となります。

次に、442ページをお願いいたします。

上から5段目の(事項) 育英事業費につきまして、2,455万3,000円を計上しております。これは、育英資金特別会計の事業に係る経費の繰出金等であります。

次に、その4段下にあります(事項) 教職員住宅費につきまして、2億748万3,000円を計上しております。これは、教職員住宅の維持修繕

に要する経費及び建設費用の償還等に要する経費であります。

次に、下から2段目、(事項) 高等学校等就学支援事業費につきまして、28億1,251万8,000円を計上しております。これは、高校生等の教育費負担軽減のため、授業料相当額の就学支援金等を支給する経費であります。平成27年度は高校1年生と2年生が対象でしたが、平成28年度は高校3年生までが対象となることから、予算が増額をしております。

次に、443ページをお願いいたします。

一番上の説明欄の1の就学支援金につきましては、保護者等の市町村民税所得割額が*30万4,000円、年収で申し上げますと、約910万円程度未満の生徒に対し、授業料相当額を支給するものであります。

説明欄の3の奨学のための給付金につきましては、授業料以外の教育費負担を軽減するために、低所得世帯の生徒に対し支給するものであります。

説明欄の4の学び直しへの支援につきましては、高等学校等を中途退学した者が再び学び直す場合に、授業料相当額を支給するものであります。

次に、4段下の(事項) 教職員福利厚生費につきまして、7,030万6,000円を計上しております。これは、教職員の健康診断やストレスチェック、各種研修、相談事業などを実施するものであります。

次に、(事項) 学力向上推進費につきまして、2億2,982万5,000円を計上しております。これは、県立学校の生徒用コンピューター5,058台のリース費用等でありまして、平成28年度は1,105台の更新を予定しております。

次に、444ページをお願いいたします。

上から5段目、(事項) 一般運営費、高等学校費につきまして、14億5,087万円を計上しております。これは、高等学校における光熱水費、警備等各種業務委託及び教材・教具の整備などの経費であります。

次の(事項) 海洋高校実習船費につきまして、1億9,788万5,000円を計上しております。これは、宮崎海洋高校の実習船「進洋丸」の実習航海等に要する経費であります。

次に、445ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(事項) 一般運営費、特別支援学校につきまして、3億2,461万9,000円を計上しております。これは、特別支援学校における光熱水費、警備等各種業務委託及び教材・教具の整備などの経費であります。

次に、(事項) 就学奨励費、特別支援学校につきまして、1億7,619万6,000円を計上しております。これは、特別支援学校に在学する児童生徒の学用品や給食費などの経費を支給するものであります。

次に、446ページをお願いいたします。

上から3段目、(事項) 学校給食運営管理費につきまして、1億4,817万円を計上しております。これは、特別支援学校等の給食調理業務委託に要する経費や給食調理施設の整備に要する経費であります。

次に、一番下の段にあります(事項) 文教施設災害復旧費につきまして、9,270万円を計上しております。これは、県立学校施設等の災害復旧に備えるための経費であります。

一般会計の主な事項につきましては、以上でございます。

続きまして、特別会計についてであります。

448ページをお願いいたします。

※59ページに訂正発言あり

県立学校実習事業特別会計であります。(事項) 高等学校実習費につきまして、2億836万9,000円を計上しております。これは、農業系の学科を有する高校7校における農業実習に要する経費でありまして、生産実習に必要な備品や材料の購入等に要する経費であります。

次に、449ページをお願いいたします。

育英資金特別会計であります。(事項) 育英事業費につきまして、12億7,555万円を計上しております。これは、高校生及び大学生等への奨学金の貸し付けや、返還金の収納等の業務を行うものであります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明を申し上げます。

資料がかわりまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況と表紙に書かれている資料をお願いします。10ページをお願いいたします。

10ページの下の方の四角囲み、15番、「教育委員会に係る監査結果報告書指摘事項等について、指摘事項等が合計34件と多いことを真摯に受け止め、学校事務職員等への指導やチェック体制の見直しを行うなど、再発防止策を徹底すること。」との指摘要望事項に係る対応状況についてであります。

学校における財務事務の改善につきましては、教育委員会事務局職員が直接学校を訪問し、書類を確認しながら実地指導を行うとともに、事務長や担当者が出席する会議において、前年度の監査指摘内容を具体的に説明し、注意を促すなどの取り組みを実施してきたところであります。

近年、監査結果報告書指摘事項が増加傾向にあることから、今年度は従前の取り組みに加え、実地指導の強化策として、対象校及び訪問職員

をふやしたほか、校長、事務長が参加する会議において、チェック体制の見直しを徹底して行うように指導をいたしました。

さらに、事務処理の際に前例踏襲によらないことや過去の監査指摘等の内容確認を行い、今後、事務処理に生かすように通知したところであります。

あわせて、担当者が実務に活用できるよう、過去5年間で監査指摘が多かった10項目の内容について、注意点や根拠法令等をまとめたチェックシートを作成し、配付したところであります。

今後、引き続きさまざまな場面において学校事務職員等の指導を行い、再発防止に努めてまいります。

続きまして、11ページをお願いいたします。

11ページの上の方の四角囲み、16番、「高等学校地区生徒寮について、寮生が心身ともに健康で、充実した学校生活を送れるよう、関係機関と連携して環境整備に取り組むこと。」との指摘要望事項に係る対応状況についてであります。

地区生徒寮におきましては、事務局職員が寮を訪問して、施設・運営面の課題等を聞き取る調査を実施し、寮生の生活環境の改善につながる取り組みを行ってきております。

今年度は、この聞き取り調査を年2回から3回にふやし、より詳細な実態把握に努め、寮生の個人空間が十分確保されるような部屋割りや、食事や入浴時間、病気やけがなどが発生した際などにおける柔軟な対応などについて、改めて寮に依頼したところであります。

また、老朽化が進んでいる寮もあることから、要望も踏まえながら、他の学校施設と同様に、安全・安心な環境づくりのための改善を行っているところであります。

さらに、平成28年2月からは、寮生が寮生活

について疑問や不安等を感じたとき、寮だけでなく事務局の職員にも相談できるよう、相談窓口を設置し、より迅速に対応できる体制を構築したところであり、今後とも、引き続き関係機関との連携を図りながら、寮生が気持ちよく過ごせる環境整備に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○川越学校政策課長 学校政策課関係の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の学校政策課のインデックスのところ、451ページをお開きください。

学校政策課の当初予算額は、5億6,762万2,000円を計上しております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

453ページをお開きください。

中ほどの(事項)学力向上推進費1億186万5,000円であります。このうち、説明欄の1の新規事業「子どもの学びを高める“ひむか”の授業づくり推進事業」、2の新規事業“「確かな学力」を育む高校授業改革推進事業」、5の新規事業「将来の社会的・職業的自立へ向けた宮崎県キャリア教育推進事業」につきましては、後ほど、委員会資料で説明いたします。

8の改善事業「小中一貫・中高連携教育推進事業」76万円であります。主な取り組みといたしましては、本県初の連携型中高一貫教育校を串間市に開設するための準備を進めるものであります。

9の改善事業「新教科『道徳科』の普及・啓発推進事業」250万円であります。学習指導要領の一部改定により、新教科として新設される道徳科について、その趣旨や内容の周知等を図るものでございます。

10の新規事業「ホップ・ステップ・世界にジャ

ンプ!～海外留学支援事業～」436万円でありませぬ。本県のグローバル化を促進するためには、将来を担う若者の海外経験が重要でありますので、高校生の海外留学を促進する取り組みを行うものであります。

454ページをお開きください。

中段の(事項)生徒健全育成費7,612万3,000円にあります3の改善事業「スクールソーシャルワーカー活用事業」と、次の455ページ、上から2つ目の(事項)就職支援活動促進費にあります1の新規事業「見る、知る、体験する!高校生の県内企業理解推進事業」につきましては、後ほど委員会資料で説明いたします。

同じページの一番下の(事項)産業教育振興費1,617万2,000円であります。

456ページをお開きください。

3の新規事業「次世代アグリリーダー育成事業」1,068万4,000円あります。文部科学省の事業でありますスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール事業を活用し、農業のトップリーダーの育成に取り組むものであります。

457ページをごらんください。

(事項)学校安全推進費818万2,000円あります。4の改善事業「子どもの未来を守る学校安全教育推進事業」500万4,000円あります。防災士などの専門家の活用や地域や関係機関等と連携した実践研究等を行うことにより、学校における安全教育や安全管理の充実を図るものであります。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

次に、委員会資料によりまして、新規、改善事業を御説明いたします。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の5ページをごらんください。

新規事業、「子どもの学びを高める“ひむか”の授業づくり推進事業」であります。

1の事業目的・背景であります。我が国や県の将来を担う人材を育むためには、子供たちにしっかりとした学力を身につけさせることが重要であります。このため、子供たち一人一人が、わかる、できる授業づくりに向けた取り組みを進め、確実な学力の向上を目指してまいります。

2の事業の内容であります。①の学力について確実な実態把握と分析及び情報提供の推進では、①にあります県独自の学力テスト、みやざき小中学校学習状況調査において、対象学年を拡大します。また、②、③にありますとおり、調査結果の集計システムの改修や各学校で学力分析ができるプログラムを開発してまいります。

(2) 教職員の意識改革の推進では、①から④にあります各学校の課題等に柔軟に対応する支援体制の整備等により、各教科の指導力や学力向上対策の普及・啓発を図ってまいります。

最後に、(3)の市町村の連携強化の推進では、県と市町村職員等による学力向上推進委員会を設置し、課題や効果的な取り組みの共有など、県と市町村が一体となって学力向上を推進してまいります。

3の事業費は、1,534万6,000円であります。

4の事業期間は、平成28年度から平成30年度までの3カ年です。

5の事業効果であります。学力の確実な実態把握や分析が可能となる調査等の改善や市町村の教育委員会と一体となって、教職員の意識改革や支援、指導体制の整備を図ることにより、児童生徒の学力の確実な向上が期待できると考えております。

次に、6ページをごらんください。

新規事業、「“確かな学力”を育む高校授業改革推進事業」であります。

1の事業の目的・背景であります。急速な社会の変化に対応するため、生徒には基礎・基本の確実な定着に加え、課題の本質を捉え、解決、発信する力が求められております。そこで、生徒がみずから課題解決に取り組み、その成果を発信できる力を身につける授業を推進することで、確かな学力の育成を図ります。

2の事業内容であります。まず、(1)学校が変わるでは、各県立高校が授業改革に取り組み、校内研修会や公開授業等を実施したり、授業改革体制づくりの核となる教員の養成を図ります。

(2)の教員が変わるでは、教科指導の核となる授業改革推進リーダーを任命した公開授業の実施や、教科別の授業改革に係る研修会等を実施して、教員の意識や教科指導力の向上を図る取り組みを行います。

(3)生徒が変わるでは、探求型の学習活動に取り組む学校が研究成果の発表会を実施したり、授業改革推進リーダーが講師となり、大学進学を希望する生徒に対する合同学習会を実施し、これからの入試に対応できる力を育成します。

3の事業費は、554万円です。

4の事業期間は、平成28年度から30年度までの3カ年です。

5の事業効果であります。各学校、各教科における授業改革が推進され、主体的・協働的な学習指導方法が充実することで、確かな学力を育むための教師の授業力の向上が図られます。

また、探求型学習を通して課題を設定し、他者と協働し、解決していく力を育成するとともに

に、思考力、判断力、表現力等を育成することができるものと考えております。

次に、7ページをごらんください。

新規事業、「将来の社会的・職業的自立へ向けた宮崎県キャリア教育推進事業」であります。

1の事業の目的・背景であります。若者が働く上でさまざまな課題がある現在、本県の子供たちが、社会的、職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育むことで、将来、社会の一員として人生を豊かに生き抜き、社会貢献を果たすことができることを目指すものであります。

2の事業内容であります。①の子どもたちが働くうえで必要となる基礎力をつける取組では、ライフプランナーによる授業を実施し、自分将来設計をシミュレーションして、将来の目標を実現する手段を学ばせます。

また、労働局の職員による講習会を行い、労働基準法など、社会において必要な基礎知識を身につける取り組みを推進します。

②の産学官が連携したキャリア教育の推進では、まず、産学官代表によるキャリア教育推進のための会議を開催します。

また、学校と地域社会、企業が一体となって社会人が講話を行う「よのなか教室」の実施や、学校や地域や企業が一体となった研修会などを行い、キャリア教育の推進に取り組みます。さらに、キャリア教育の先進モデル地区の取り組みを全県的に広げてまいります。

3の事業費は、766万8,000円であります。

4の事業期間は、平成28年度から30年度までの3カ年です。

5の事業効果であります。キャリア教育を深めることで、望ましい勤労観、職業観を育成できるとともに、生徒の進路意識や目的意識が

高まり、学習意欲の向上につながります。

また、学校、家庭、地域社会、企業が連携することで、本県キャリア教育のさらなる充実を図るとともに、本県の課題でもある若者の県外流出や早期離職の防止も期待できます。

次に、8ページをごらんください。

改善事業、「スクールソーシャルワーカー活用事業」であります。

1の事業の目的・背景であります。児童生徒のさまざまな問題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーの役割は大きいものがあります。

本県では、年々、スクールソーシャルワーカーの派遣要請がふえており、現在の配置数では十分な対応が難しい状況になっておりますので、スクールソーシャルワーカーの増員とともに、資質の向上を図ることにより、学校の教育相談体制の充実を図るものであります。

2の事業の内容であります。①にありますように、スクールソーシャルワーカーの配置人数を4名ふやし12名とします。あわせて、総稼働日数を本年度の800日から約2倍の1,500日とし、小中学校に加え、高校生の問題にも対応できる体制をつくります。

また、②にありますように、スクールソーシャルワーカーの資質向上と人材確保のため、協議会の増加や大学など関係機関との連携を強化していきます。

3の事業費は、2,026万7,000円です。

4の事業期間は、平成28年度から30年度までの3カ年です。

5の事業効果であります。いじめや不登校などの諸問題について、SSW、スクールソーシャルワーカーが児童生徒の置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活

用したりすることで、問題の解決につながることを期待できます。

また、児童生徒が抱える課題は貧困を原因とするものもあり、貧困問題への対策にもつながることが期待できます。

次に、9ページをごらんください。

新規事業、「見る、知る、体験する！高校生の県内企業理解推進事業」であります。

1の事業の目的・背景であります。本県が活力ある社会を維持していくためには、人口減少の要因の一つである社会減を防ぐ必要があります。昨年度の本県高卒者の県内就職率は54%と全国的に見ても低い水準であり、若者の地元定着が喫緊の課題となっております。

そこで、本事業は、生徒や保護者、教職員に県内企業の魅力を理解させ、県内就職率の向上とミスマッチによる早期離職防止を図ることを目的としております。

2の事業の内容であります。①では、産業関係団体と学校をつなぐ就職支援エリアコーディネーターを配置し、企業側から学校へ、継続的かつ積極的に情報発信できるネットワークの構築を行います。

②では、生徒や保護者、教職員を対象とした企業見学会や、企業が直接技術指導を行う外部講師派遣など、県内企業が自社のよさをアピールできるシステムを構築するために、産業関係団体と連携しながら取り組んでまいります。

3の事業費は、2,556万3,000円であります。

4の事業期間は、平成28年度、1年間です。

5の事業効果であります。企業側から学校への積極的な情報発信により、高校生の県内就職への関心が高まるとともに、生徒の希望に合致したインターンシップや企業見学等の県内企

業理解の取り組みを実施することで、県内就職率の向上と早期離職防止が期待できます。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の冊子、12ページをお開きください。

⑱の「学力向上のための取組について、全国学力・学習状況調査の結果を詳細に分析し、学力向上のための指導体制を整え、第二次宮崎県教育振興基本計画で掲げられている学力全国上位を目指した取組を進めること。」との指摘要望事項に係る対応状況についてであります。

学力向上のための取り組みにつきましては、これまで、全国学力・学習状況調査やみやぎき小中学校学習状況調査の結果を詳細に分析し、指導方法の工夫改善に取り組んでまいりました。

具体的には、市町村教育委員会や学校ごとの平成19年度から27年度までの学力調査の結果が、全国や県の平均と比較してどのレベルで推移しているのか、また、各教科ごとにどの分野に課題があるのかを明確にして、全市町村で説明会を開催したところであります。

その際、各学校での学力分析につきましても、従来行っていた平均による全体の状況把握のみでなく、子供たち一人一人の状況変化についての視点も示すなど、学力向上に向けた学校現場の意識を高める取り組みを推進してきたところであります。

また、教職員の授業力向上を目的として、授業改善を図るための具体的なポイントを全ての学校に配布するなど、市町村教育委員会と県教育委員会が一体となった取り組みの推進に努めてまいりました。

平成28年度当初予算案におきましては、子供たちの学力をより詳細に分析するため、みやぎ

き小中学校学習状況調査の対象学年を拡大し、小学校4年から中3までの全学年の課題等を経年で把握できるよう、本調査集計システムを改修するとともに、各市町村や学校の課題に対応したきめ細かな支援を実施する「市町村支援チーム」を新たに編成するなど、これまでの取り組みに加え、より一層積極的に学力向上に取り組んでまいります。

学校政策課は以上でございます。

○田方財務福利課長 1点、訂正をさせていただきたいと思います。

私、就学支援金の説明の中で、保護者等の市町村民税所得割額を30万4,200円と申し上げるところ、30万4,000円と申し上げましたので、おわびして訂正を申し上げます。

○重松委員長 それでは、議案に関する執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○図師委員 まず、予算説明資料の444ページ、海洋高校の実習船の費用が計上されておるんですが、前年度としますと2,300万円強増額となっておりますが、これは、今年度発生しましたいじめに関して何か対策をとられたということでの増額なのか、その増額の理由を教えてください。

○田方財務福利課長 この実習船の金額がふえておりますのは、実習船自体は、毎年度検査を実施しております。この検査の中で、定期検査、第2種中間検査、第3種中間検査というのがあるんですけども、その中間検査の中で、悪いところが非常に多いということで、冷凍庫だとか、そういうところの修理費が多くなっているため、この金額がふえているということでありまして、前年度の事件が起きた後には防犯カメラの増設とかは今年度の予算で実施しておりますので、その金額がふえているということでは

ございません。

○図師委員 了解しました。

それでは、委員会資料のほうに移りまして、6ページの確かな学力を育む高校授業改革推進事業なんですが、授業改革推進リーダーを任命しとありますけれども、これは県内で何人ぐらい任命されて、また、どこの高校に配置されて、どういう取り組みになるのか、もうちょっと詳しく教えてください。

○川越学校政策課長 今、委員がおっしゃった授業改革推進リーダーということですが、これにつきましては、今まで教科指導力向上支援教員というのを任命しておりました。その教科指導力向上支援教員というのは、大学入試の対応をするために、高校3年生、それと高校2年生を中心に、夏休み等に教科の指導をするために指名した先生方ですが、今回、学力向上の意味をさらに深めまして、新たな課題解決、学習もできる先生方にさせていただくということを願ったところでありまして。

現在、教科指導力向上支援教員が57名任命されております。主に、普通科、普通科系専門学科の先生方が主でございますが、基本は57名を中心に、各教科満遍なく、今度も任命をしたいと考えております。

○図師委員 今の教科向上支援教員さんをそのまま推進リーダーのほうにということで、増員はないんですね。

○川越学校政策課長 現在のところ、はっきりと57名というふうに明確にはしておりませんが、教科の状況に応じて増減というのは出てきますので、トータル的な部分について、今のところ検討している状況でございます。

○図師委員 これは個人的な意見ですが、普通科、普通科系のところに配置されていることが

多いということなのですが、やはり、今回の学校の再編計画が表面化しまして、統廃合の対象となっている学校と、また、そこは普通科がなく総合学科のところもあるかと思いますが、そういうところの学力向上というのはやはり喫緊の課題であり、市内中心部の普通科高校というのは、もう放っておいてもいい、学力の高い子どもたちが集まってくるわけですから、その地域性を把握して、傾斜配置をされていくというのが必要かと思いますが、いかがですか。

○川越学校政策課長 ちょっとこの資料自体が誤解を招くようなところがあって申しわけございません。

教員が変わるといふところの事業改革推進リーダーというの、今さっき私が申し上げました大学進学を目指した教科指導力向上支援教員57名に関係するところですが、委員がおっしゃった部分のところは、どちらかといいますと、1番の学校が変わる、この中の各学校の授業改革の核となる教員に対する研修会で、実は、先ほど言った授業改革推進リーダーというのとはまた別に、各学校にそういった核となる先生たちを配置する状況を持っていますので、今おっしゃった、普通科だけではない産業系、総合学科系、そういった学校にも授業改革の核となる先生たちを置くというような状況を考えております。

○図師委員 繰り返しになりますが、そういう指導力の高い先生を郡部の小規模校に傾斜配置されていくと理解してよろしいんですか。

○川越学校政策課長 その点も含めまして、新たに、産業系も含めて、新しい学力観に根差した指導ができる先生たちを研修で育成していくということを考えております。

○図師委員 大いに期待しております。

それでは、続けまして、同じ委員会資料の8ページ、スクールソーシャルワーカー活用事業、非常に拡充していただいて、その成果も上がってきておるところだと思いますし、一旦、なくなっておったのがまた再度復活したのかどうか。要は、事業規模が大きくなっているのもいいし、人がふえている、活動日数もふえているんですが、一つは、教育事務所に配置になるということだと思ふんですけども、このスクールソーシャルワーカーの方々と意見交換をしたことがありまして、やはり学校から教育事務所のほうになかなか情報が上がってくる体制に一貫性がないと。

ある教育事務所では、非常に小中学校との連携もとれておって、校長先生も協力的なところもあるけれども、逆を返すと、協力的でない、情報が上がってこないところもあるところで、問題を早期解決していくためには早期介入が必要であって、そういう情報伝達がスムーズに行われるような体制整備というのは絶対的に必要だと思うんですが、各教育事務所に配置されて、学校との連携をとるための体制整備については今年度拡充される場所があるんでしょうか。

○永山学校支援監 まさしく、このスクールソーシャルワーカーというのは、早期に対応してこそ意味があることかなと思っているところで。

各事務所におきましては、定期的にスクールソーシャルワーカーと指導主事との情報を共有していくという体制も徹底していくように、今までもやっていたけれども、そういうところをさらに徹底していくということと、各市町村それから各学校に、このスクールソーシャルワーカーのよさなどを周知徹底を図っていくと

いうところで取り組んでいきたいと思っています。

○図師委員 せっかくの予算拡充ですから、ぜひ風通しがいい体制の整備も含めて拡充を行っていただきたいと思います。

あわせて、公安委員会のほうにもスクールサポーターという制度がありまして、こここのところでも話はしたんですが、ぜひ地域の合同協議会等あるときは、各分野の専門家にも声をかけていただくことと、事件性があるような場合もありますので、公安委員会のスクールサポーター、こことの連携もぜひ密にとっていただきたいと思います。

○永山学校支援監 各生徒指導連絡協議会とか、そういう会も開催しておりますので、スクールサポーターの方であるとか、こういうスクールソーシャルワーカーも含めていながら、各関係機関そして学校が一体となって、そういうところの意識の形成と指導の向上という観点で取り組んでまいりたいと思っております。

○図師委員 スクールソーシャルワーカー、12名に拡充になって予算も大きくなっているんですが、正直申しまして、この方々が幾ら報酬をもらえるのか。単純に割ってみますと、16万5,000円ぐらいなんです。多分、そこからまた差し引かれる分もあるでしょうから、やはり、現役の例えば社会福祉士とか、精神保健福祉士とか、この方々が就職として、職として仕事をするには低過ぎるんですね。

ですから、今の現役のスクールソーシャルワーカーの方もOBの方が中心ですし、現場から離れている方にもう1回現場に来ていただく、それは悪いことではないんですが、できれば、30代、40代、50代の現役世代がここに配置されていくような配慮といえますか、さらなる予算の

拡充というのが必要かと思いますが、今後の見通しはいかがですか。

○永山学校支援監 まさしくスクールソーシャルワーカーは、今後の方向性においても重要視されているところであります。

委員がおっしゃいますように、時給単価ということについて、次年度については、1,700円だったものを2,000円というところと、実働稼働数というのを伸ばすということで、そういうところも検討はしていったところですが、やはり、人材の育成というところは非常に大事な点であると考えておりますので、いろんな福祉関係の部署とか、精神福祉士とか、そういうところとも、あるいは大学とも連携をしていながら、人材の育成という観点から、また今後、検討していきたいと思っております。

○図師委員 言いたかったのは、もう少し報酬を上げて、常雇用、パートではなくてということも今後視野に入れていただきたいと思えます。

○井本委員 5ページの学力なんですけれど、ここでは学力と書いてあって、次のページでは確かな学力となっておるんだけど、学力に確かな学力と普通の学力というのがあるのか、それを聞かせてください。

○川越学校政策課長 一般的に学力という定義が非常に難しいところがございますけれども、知識、技能をただ習得していく学習力、育てられる学習ではなくて、その知識や技能をいろんな意味で活用していく、そして、思考力や判断力や表現力を高めていく。そして、やはり最終的にはみずから進んで学習に取り組む態度、これを含めたものを確かな学力と、文科省も我々も定義づけております。

一応、3要素というふうに言っております。

○井本委員 普通の学力とどう違うかと私は言っているんだけど。

○川越学校政策課長 一般的に、普通の学力という言い方はあれかもしれませんが、基礎的、基本的な知識、技能の習得を重視した学力と捉えております。

○井本委員 それじゃいかんと、今までずっと言ってきたんじゃないの。知的な学習だけ、能力だけを高めるんじゃないかってずっと言い放しだったじゃないの。それをまたここで言いよるわけじゃない。「学力の経済学」でもわかるように、そうじゃない。

単に頭だけの知的な教育じゃ、本当の学力になっていませんと。忍耐力とか、いろいろあったじゃないですか。非認知能力というものが本当に大切ですと。そういうものを含めて学力と言っておるわけだから、確かな学力も普通の学力も本当はないはずです。私はそう思います。

だから、最初の学力のときも、学力って、これは恐らく知的な能力のことを、あなたが言うように考えているんだろうと思うけれども、これじゃ、やっぱりいかんと私はそう思います。本当に学力といえば、あなたが言うように、確かな学力、自分で考えて、自分で切り開いていく、そういう学力でないと私はいかんとお思います。

特に小さいとき、知情意というものが人間にあるとするなら、若い、小さいときの忍耐力とか、今言った頑張る力とか、そういうものは、どちらかというと情の世界です。そういうものは、小さいときに醸成したほうがやりやすい。年をとるにつれて、だんだん情は知に変わっていつて。

もちろん情も知も、「学んで思わざれば罔し思つて学ばざれば則ち殆し」、これは単に知だけ入

れるんじゃないかと、自分で考えて行動しなかったら暗い道になります、単に自分で考えて知識を入れなければひとりよがりになりますと、こうやって言っておるわけでしょう。結局は、学問はそこに尽きるわけだと思ふんです。

だから、せっかくこの前、「学力の経済学」のほうもああやって勉強したわけなんだから、特に小さいときは知的なそういう能力だけじゃなくて、情的な頑張る力、そういうものがもっと醸成されなきゃいかんと思います。どうですか。

○川越学校政策課長 本当に委員がおっしゃるとおりでございます。

高校生で言っている確かな学力の新しい事業につきましては、いわゆる知識習得型の学力を追い求めていた、例えば、大学入試に対応することから、先ほど委員がおっしゃったように、思考力や表現力、判断力を目指せる授業改革を推進するための取り組みであります。

ですから、大もとは前も昔もほとんど、根底の部分では、確かな学力というのは、小学校も中学校も高校もずっと流れている精神だと、我々はしっかりと考えております。

○井本委員 気をつけて、心がけて。それだったら、結局、また同じことじゃない。

次に、キャリア教育の件ですが、日向地区が一応成功したと見ているわけですね。どうなんですか。効果としては、数字は上がっているんですか。それこそ、しっかりしたエビデンスはあるんですか。効果がはっきりわかっていないものを、またほかのところに広めようとしているんじゃないですか。そこを心配しているんです。

○川越学校政策課長 いわゆる日向のキャリア教育の推進のはっきりしたデータという点につきましては、基本、今のところはございません

が、日向の取り組みそのものが、今まで学校と社会との段差の部分をしっかりつなげる役割をした取り組みを日向の取り組みとしてやっているということですか。

日向の取り組みの中で、よのなか教室というのがございます。日向市内の産業界の方々に、各小学校、中学校、高校に来ていただいて実施をしていますが、現段階で平成27年度が小学校、中学校、高校、全て合わせて35件、よのなか教室を開催しております。26年度が29件ということですので、1年間の中ですが五、六件ふえております。

数字的には、非常に各学校がよのなか教室の実施についてやっているということですか。

○井本委員 それをエビデンスというんじゃないんだわ。やっぱり、それがどんな効果をあらわしたか、子供たちがキャリア教育を学ぶことによって、数字的にどういうふうな成功をおさめたか、はかるというのはどういうことを言えればいいのか、私もわからんけれども、やっぱり、ぴしっと効果が出ているからこれを広めてということにならんと、やってみて、また、これは何だという話になりかねんから、私は言うておるわけ。

その辺をぴしっと定めて、そして、そのキャリア教育のどこがよかったのかということもあるだろうし、もう一回ちょっと考える必要があるんじゃないでしょうか。

○日高副委員長 今、井本委員の言われたキャリア教育、本当にまだ道半ばって、私はこの委員会でも相当言ってきたはずなんです。ホップ・ステップ・ジャンプのまだホップの段階だと。だから、じっくりいかないと失敗しますってこの委員会でも私は言ったと思うんです。いきなり全県的に広めるということに対する危惧はか

なり感じております。

やっぱり、じわりと広がっていかないと、先ほど言ったエビデンスも何もないままで、ただ、今さっき、よのなか教室の回数を言いました。手段と目的が違うと思うんです。回数で評価するということではいけないと思うんです。まずは、今やっているところをじわりと広げていく、こつこつ積み上げていくことが重要だと、私は正直思っているんですが、それについて、どう考えているのかお伺いします。

○川越学校政策課長 全県下に広げるということで、ことしの当初予算の中に入れておりますけれども、今、委員がおっしゃったように、一遍に全県下に広げるという動きではなくて、年々、徐々に広げていくということを含めた言い方で、現段階では、今、日向と日南、それから県北の延岡、このあたりを来年度は徐々にそういった方向でつくっていこうという構想を立てております。

○日高副委員長 そういった構想でいいんですが、この間も言いましたけれども、例えば、そうであれば、拠点宮崎市に絶対置かないといけないものでもないじゃないですか。その辺から抜本的に、このキャリア教育の推進については、成果、評価もしっかりと見ながらやっていく必要があると思いますので、その辺をもう一回、新しくやり方を議論してほしいと思います。

○川越学校政策課長 議論、検討していきますけれども、この前、ちょっとお話ししました基本は、研修センターにそういう機能を持たせるといったときの理由の1つに、やはり小中高教職員の講座、または研修の場という意味もございまして。それから、キャリア教育全般にわたっての調査研究等を総括的に研修センターが担うということがございますし、今後、研修センタ

一が学校支援、例えば、学校のニーズにおいた研修の支援であるとか、先ほど日向の取り組みを広げるといふキャリア教育支援の視点とか、それから生涯学習もございますけれども、この3つの支援を1つにまとめた構想を、今、研修センターの中でつくっているところもございません。

そういったところを含めながら、キャリア教育のあり方も含めて、また検討をしていきたいと考えております。

○日高副委員長 ですから、研修センターでしょう。研修センターっていったら、また、宮崎の人たちしか来ないじゃないですか。全県的に宮崎に集まらないといかん。また料金払ってくるみたいな感じです。

そうであれば、やっぱり発祥したところからやるべきだと正直思うんです。センター長がかわるか、かわらんかわかりませんが、延岡から来るのを考えたら、宮崎までわざわざ通勤してきたら大変です。そこら辺も考えると、日向が3年やったらいい方向にいったから、全県的に広めていこうっていう、段階が抜けているような感じなんです。結局、センターに行くわけでしょう。拠点をつくるわけです。形としてそうあらわれているわけですから、その辺は改めたほうがいいと思います。

○川越学校政策課長 拠点校っていいですか、日向だけではなくて宮崎市、それから、延岡市等9地区の商工会議所等にそういう機能を持たせていくという考え方がございます。そこを統括するところの意味合いとして研修センターというところの機能ということで、先ほど御説明したところでありませぬけれども、センター長、誰をどうするのかとか、いろんな問題点もあると思いますので、ちょっとお時間をいただきな

がら研究をさせていただきたいと思っております。

○飛田教育長 担当課長の説明にちょっと補足をさせていただきますが、キャリア教育というとは何だろうっていうと非常に難しいです。

例えば、それに近い日本語で考えたとき、それを言いかえるのは何だろうと。子供たちが人生をどう生きていくか、その志を育む、あるいは社会貢献をどうするか、そういう社会の中で自分の居場所をつくってしっかりと貢献をする、そういうことをする教育と言いかえて、大きな言い方としては間違っていないと思うんです。

そのときに、キャリア教育を推進する意味では、家庭教育もしっかりすることが大事です。学校教育もしっかりすることも大事です。もちろん、地域は第3の先生ですから、地域の企業、地域の方々と一緒にやることも必要です。そういう意味で、生涯学習の支援機能とか、キャリア教育の支援機能というのを、当然、研修センターには持たせたいというふうに構想をいたしております。

その中の一つとして、今、その部分もやろうということで、それが日向であっても、延岡であっても、どこでもいいでしょうけれども、家庭教育とか、学校教育とかなりのリンクをしていくことが大切だと考えておりますので、今の形を考えているところでありまして、それは、教育センターには全県下から教員が研修に参ります。それから、生涯学習、社会教育の指導者研修等も行います。そのときに、いろんな資料とか、実践例とか、その拠点で見ていただくという便利さはあります。

ですから、そういうことを総合的に考えながら、今はそういう検討をしているところですが、いろんな考え方がありますので、それが日向であつたらいかんかということも含めて、担当課

は今考えているから、また検討しますという答えを言ったんでしょうけれども、全体像としてキャリア教育をどう推進していくか、いわゆる産業界と連携したキャリア教育という視点だけじゃなくて、そういう意味もございますということも補足をさせていただきます。

○日高副委員長 日向じゃなくても別にいいんです。

県央、県南、県北とか、うまく調整がとれる範囲に、ある程度教育事務所に機能を持たせるかとか、そっちのほうです。

ただ、諸塚付近はないですね。諸塚の人は、例えば、近くで日向、延岡に行って、旭化成とかいろんなどころに行って、どうですかとか、そういったことも、もっと山間部のところに行けば、しないといかんわけです。

この事業だけじゃないです、ほかのまた違うものもあるんですが、機能は、最低でも県北、県央、県南、県西っていうのは、そこで取り組んでいる人たちと行政側がいつでもやりとりができる拠点っていうのは、私は必要だし、その部分についても、競争力とか、情報交換もそれぞれができるので、一発ぼんと置くと、それで終わる可能性があるんです。

そこが心配なもんですから、そういうことを話しました。済みません。

○重松委員長 関連ございますか。この件はよろしいですか。よろしいですね。

○井本委員 見る、知る、体験するっていうところの県内就職率の向上というところが、えらい至上命題に言われてるんだけど、私の勉強不足かもしれんけれども、これは、県内の就職率が上がることは、宮崎県の人口がふえることに本当につながるのかと。

岩手とか、向こうのほうは確かに就職率は

いんだけど、じゃ、人口はふえておるのかという話で。その辺は、そのことは一応わかっていて言っているのか、ちょっとお聞かせ願えたらと思って。

○川越学校政策課長 県内の就職率ということでもいろいろ考えると、例えば、地方創生という視点で今言われているところがあるかもしれませんが、地域に企業がたくさんあるにもかかわらず、その地方にどういう企業があるかっていうことをやはり学校側が知らないという状況があってはならないという意味での取り組みが一つと、今までは学校側がどうにかして企業を知るための努力をしていた部分もありますけれども、今度は、企業側の方々も自分たちのPRを学校側に言ってもらおう。

そうすることによって、全国で一番県内就職率が低かったということで汚名はあるかもしれませんが、そういった視点よりも、県内に残ってもいいような生徒が県外に行ってしまうかもしれない。そういった部分での地域の企業、または宮崎県内の企業そのものを企業サイドからアピールをしてもらう、または、学校側からもしっかりと認識してもらうというような、この事業の取り組みであります。

○井本委員 問題は、人口減をとめたいというのが目的なんでしょう。社会減を。これが目的じゃないの。本当にそれと関連しているのかと私は言いたいわけです。

○川越学校政策課長 直接的に人口減につながるかどうかということはあるかもしれませんが、基本、県内に就職をふやすことで、人口減の一つの解決の要因にはなるのかと思っています。

○井本委員 いや、証拠はあるわけ。ほかの県はそうなっているの。

例えば、就職率が岩手とか、あの辺に行ったとき、えらい高いという話を聞きましたけれど、本当に人口はぴたっととまっているわけ。調べたことはあるの。

○川越学校政策課長 申しわけありません。そこまでは検討しておりません。

○井本委員 だから、何のためにやるかという目的がしっかりせずに、行く先がわからなくて、やるようなもんじゃないですか。

私もそうだけど、この中におる人で、ほとんどの人が県外に出てから帰ってきた人ばかりだと思う。県外に出ていったら悪いという、何かそのような発想は、私はどうもちょっとおかしいんじゃないかと昔から思っているんだけど。

○川越学校政策課長 県外に行くことが悪だととられるのは、県外に行きたいという生徒たちにとっても非常に避けるべきだろうと思います。

もう一点、県内の就職に関して、離職をしている生徒たちが非常に多いと。この離職についても、これも全国平均の離職率をオーバーしています。県内に就職している生徒たちがなぜ離職をしている率が多いのか、そういったことも含めて、県内の企業を知る、または県内の企業の方々がしっかりとPRしていく。学校現場の生徒たち、先生たちもつないでいく、そういった就職支援エリアコーディネーターというのはそういう役目を果たすということで、今回、事業化を図ったところであります。

○井本委員 能力のある人が県外に出て行って活躍して、そして、日本をよくするということができれば、私はそれでいいんじゃないのかと。

ある意味じゃ、自分の県だけよくしたいというのはエゴイズムだと私は思うんです。自分さえよければいいというのと発想は変わらんわけです。私はそう思う。

だから、そんな小さなエゴイステイックな考えじゃなくて、もっと日本がよくなればいいじゃないですかと、こういう発想でどうしてできるもんかと、私は不思議でしょうがないんですけど。私はこう思っています。私の考えです。

○中野委員 だから、やっぱり考え方があるんです。井本先生の広い考え方がね。

ああいう数字が出ると、宮崎県の産業、働く場所が少ないじゃないかというのが一般的な見方で、人口減少ということは死ぬ人もおるわけで。

だから、昔は、大体、6、4です。6、4が相場で、本当に焼酎のお湯割りと一緒に6、4という数字が物すごい宮崎は多い。6、4できておったのが、5、5になって、最下位になったんだから、やっぱり分析をしないといかん。

職場に関係なく、一回県外に出たいとか、都会に出たいという人は必ずおるわけ。そういう中で、あの数字だけがぼんと出る前に、県外に行って、自分の働ける分野がなかったとか、そういう分析を私はしてほしいわけ。

企業なんて要らん人間はとりませんよ。企業がどういふのがあるか、ないか。そんなに新しい企業っていうのはふえていないんです。学校の校長先生、就職担当は知らないというのがおかしい。周りを見て、いつも企業を回れ、どんな企業があるかという言葉が、私は不思議でたまらん。就職するような企業というのは、そんなにふえていない。ふえているのは、コールセンターとか、IT関連。製造業なんて、どんどん減っていますよ。

だから、しっかり分析してください。そういう物を言わないと。何が原因でなったかというのが、はっきり言えんでしょう。これ、しっかり分析をしてください。あんたたちの分析が足

らんの。

○川越学校政策課長 今、おっしゃったように、確かに県内に自分の好む製造業がないということで、工業系の生徒たちが結構県外に行っておるのは事実です。

就職希望の県外を選んだ理由というので、一応、アンケートをかつてとったことがあります。そのデータを見ますと、一つは大企業だからというのが19.4%、希望する職種・業種が宮崎県にはないので県外に行きたい、それと、給料・ボーナスが高い、そして、信頼できる人の勧めがあった。こういったものが県外を希望している理由であります。

その中でも、知らずに県外を選んでいる生徒たちもいるということがありましたので、そういった意味では、県内企業と学校をつなぐ役割の事業を図ったところですよ。

○中野委員 本当に心配しているのは、ここ10年で製造業事業所が2,500あったのが1,500になっているわけ。俺はそういうのも関係しているのかと思いつつながら、そういう分析をせんといかん。

トータル的にもうちょっと分析してください。そして、やっぱりそういうのを出さないといかんと思う。

○飛田教育長 私も前、学校政策課長をしていましたので、そのころから中野委員が言われるように、いろんな企業を回りましたし、教育長になっても回ったんですが、全て分析ができていないわけじゃないけれども、幾つかのことを、こんなことが感じられるというお話をしたいと思います。

今さっき課長が言ったのは、800人、900人、県立高校生にアンケートをとった結果なんです。じゃ、大企業だから何で東京に行くのか。大企

業の待遇がいいからか、あるいは、大企業が資格を取らせてくれるのか、キャリア形成をしてくれるのか。そこまではなかなか詰めていないと。

それから、データのことでいうと、かつて6、4、お湯割りだったという御指摘がございましたが、今、ここ10年ぐらいは全て五十何%です。ことし話題になっている直近が54%、その前に低かったのが21年が53.9%というのがあるんです。このときは、直接因果関係があるかどうかわかりませんが、リーマンショックのすぐ後なんです。そうすると、ひよっとすると、これは仮説ですけど、やっぱり待遇等が随分景気動向によって違ったのかと。

例えば、これによって、井本委員が指摘になったように、幾ら人口がふえるんだとか、幾ら就職を残すんだという御指摘も確かにあると思うんですが、現実に、ことしの卒業生が10月末ぐらいでいうと、雑駁な数字ですけども、大体、県内企業が3,000ぐらい求人を出していたと思うんですが、実際に県内に希望をしている生徒は1,600人しかいない。それは、宮崎の子供じゃなくて、県外から宮崎にあこがれて来てくれる子供がおってもいいんでしょうけれど、それで、県内の企業がどうやって従業員を獲得するかっていうのは、非常に厳しい状況になっている。

一方では、子供の人生を県が誘導していいのか。その人生で大志を持って外国を相手にしよう、それを宮崎に全部残れと誘導しているのはいいのか。ただ、我々ができることは、少なくとも宮崎の企業をちゃんと高校の教師、生徒あるいは子供たちに知らせて、選択肢の中にきちっと入れさせる。それから、企業の方々にも、やっぱりそういう視点でもって高校生にアピールをしないと、そのよさは伝わりません。

ばかな話をすれば、3Kというのがあって、きつい、汚い、危険とか言いますが、あれは逆3Kで、カッコいい、稼ぎがあるとか、そういうような逆の意味のような、うちは夢を持っている、だから感動もありますと社長がインタビューで語るような取り組みをしたときには、また、子供の人生観も大事にしながら、宮崎の企業も大事にできる、そんな夢を持ちながら、教育委員会ができることはそんなことかなと。商工サイドができることはまた違うと思うんですけれども。

そんなことはやっぱり考えながら部下たちに指示をしてきたところですよ。

○田口委員 最初から聞こうと思っていたことなんですけど、私は反対の立場で話をします。

私はこの間もこの件で質問をさせていただいておりまして、県内就職、やっぱり全国ワーストというのはどう見ても、南九州が非常に悪かったわけですが、その対策として、今、いろいろ教育長からもお話を伺いましたが、そのことでちょっと何点か伺います。

産業関係団体と学校をつなぐ就職支援エリアコーディネーターの配置というのがありますが、もう既に何人かいらっしゃいますが、これはいつごろから配置して、今どれぐらいいるのか、それも増加とかをするのか、そのあたりも教えてください。

○川越学校政策課長 ことしはちょっと名前が違いますけれども、就職戦略コーディネーターを県内9カ所につけております。

今回は人数を減らしましたがけれども、各地区6カ所に就職支援コーディネーターを配置することにしております。

○田口委員 9カ所から6カ所になったということは、コーディネーターが減ったということ

ですか。

○川越学校政策課長 今回、エリアという言葉を入れておりますけれども、6カ所のエリアに就職支援エリアコーディネーターというのを、企業と学校の両方に精通している人材の方になっていただいておりますが、今までは、9名の方々は直接その学校に配置した人たちが企業のところと直接かかわるといようなニュアンスが非常に強かったものを、6カ所のエリアに広げた形で配置するといような形をとっております。

○田口委員 それで、配置したのはいつごろからだったんですか。

○川越学校政策課長 後ほどお答えしたいと思います。ちょっと時間がかかります。

○田口委員 この間もいろいろ就職に際しての学校の取り組み等々、商工観光のほうにも伺ったんですが、ほとんど高校3年生が対象になっているのが多かったもんですから、3年生じゃ遅過ぎるんじゃないかと。ある程度方向性が固まってしまっているのを変えるのは大変なんで、もうちょっと、1年生や2年生、あるいは中学生ぐらいのときから、いろんな、そういう接触を持ったほうがいいということを申し上げたんですが、これは、学生のどのあたりを対象にしているんですか。

○川越学校政策課長 直接企業とかかわりますので、3年生は当然でございますけれども、1、2年生も含めて企業見学であるとか、保護者も入れて企業見学に行って、1年生、2年生から幅広く就職の活動の取り組みを行うといような内容でございます。

○田口委員 いろんな事業が3カ年とか事業期間があるのに、これは28年度だけというのは、また来年度は新たにということを考えているん

でしょうか。

○川越学校政策課長 1年という形で捉えざるを得ないというところが一応あるんですが、就職エリアコーディネーターは、そのネットワークづくりをとにかく1年ですと。データベース化をして学校に置くということを1年間にしております。

例えば、来年、就職支援エリアコーディネーターが配置できなかった場合のことを想定してネットワークづくりをして、データ化して、各学校にそのデータを、また、更新する場合には学校の先生方ができるように、この1年間で構築したいと考えております。

○田口委員 1年間でうまく構築できればいいんですが。

○川越学校政策課長 先ほど委員がおっしゃいました、今回のエリアコーディネーター、一番最初どこのあたりからかということでしたけれども、就職支援教員、支援というような形で平成15年から配置しております。

○田口委員 先ほど申し上げました、今のところ1年の予定ですから、もうちょっと中学校とか、大学、専門学校あたりまで広げていただいて、県内の企業との接点を持ってもらえたらと、思っているんですが。

実は、私は前に延岡にいるときは講師派遣事業、俗に言う出前授業の担当をしておったんですけれども、工場に来た中学生にいろいろ教えるんですが、工場の中に入って一番喜んでいたのは、実は先生なんです。先生が、塀の中で何をつくっているかわからんけれども、入っていったらすごいもんですなという感じで、ビデオを撮っていいところは先生が一生懸命ビデオを撮ったりとか、そういう意味では、先生が子供たちにいろいろアドバイスする、こんな企業も

あるよというのを本人が直に見るのもいいんですけれども、先生がじっくり県内の企業を見る。例えば、この間、私があるところで教育委員会で中島鉄工所の話聞いたときに、島原さんがこんなものをつくっておるんですと言ったときに、そんなものをつくっておるんだと。中に行ったことないからわかりませんので。実は、中島鉄工所って聞いただけで鉄工関係のものをつくっているかと思ったら、意外と想定外のものをつくっているとか、そういう意味では、ぜひ先生方も足を運んでいただきたい。

例えば、延岡にもミツワハガネという会社があるんですが、これなんか、エアバスの、飛行機の車軸をつくっているんです。例えば、延岡でもそんなものをつくっているのを知っている人は、延岡の人でも余りいないんです。今度、三菱のMRJ、あれの車軸も全部つくっていますので、そういう意味では、県内にもまだほかにも飛行機関係のをやっている会社があります。そういう意味では、そういうすごい技術があるけれども、実際はほとんど知られていないというのがありますから、そういう接点はぜひともふやしていただきたい。

それと、今は高速道路がつながって自動車関連の会社もどんどんふえてきていますので、そういうのも名前だけでは何をやっているのかわからんというのがいっぱいありますので、そういう接点をぜひつくっていただいて、早目に、県内にもこういういい企業があるんだと、よそに行かなくても技術が高くなる会社もいっぱいありますので、そういうところをぜひとも接点をふやしていただきたいと思っております。

先ほど、県外へ行く中に収入というものもありましたけれども、それは、その分、こっちは物価も安いということを考えればいいわけなんです

で、そういう意味で、もうちょっと特に先生と企業との接点等をふやしていただきたいと。

それから、この間、中島鉄工所の島原さんも出たんですが、延岡で講演会があって、今話題になっている大田区のダイヤ精機という、主婦が突然社長になって一生懸命頑張っているという、諏訪貴子さんという方の講演があって、先ほど名前が出た水永さん、それから島原さん、それから延岡の興電舎の社長等々で、後でいろいろ意見交換会もあったんですけども、私はそのときに諏訪さんのほうにもちょっと質問をさせていただいたんですが、実は大都会にありますけれども、大田区は中小企業ばかりですので、人員確保、従業員確保には非常に苦労していると。その中で、いろいろな取り組みを聞いたんです。

そのときに、私が、今、県内就職率が悪いんだと、それを何とかならんかと言ったときに、工場に来て、製品を見るんじゃなくて、実はつくっている過程に物すごく子供たちが関心を持ちましたと。ですから、製品だけを見せるんじゃなくて、その過程を見せたら、こんなふうにしてつくっているんだというのがわかれば、非常に関心が高まると。

ですから、危険なところはどうしてもならないですけども、安全が確保できるのであれば、ぜひ、企業の皆さんの御理解をいただいて、そういうところを見ていただけたらと思っています。これは意見でいいですけども。

できるだけ接点をふやしていただいて、特に先生方がどういう企業があるかというのを見ていただけたらと思いますので、御検討をお願いします。

○川越学校政策課長 今回のエリアコーディネーター、必ず教員も一緒に行動して、知識を深

めるといことは大きな柱にしております。

そういったことも含めまして、今、委員からおっしゃっていただきましたことを、今後、広く周知徹底していきたいと思っています。

○中野委員 そういう就職に関して、今、いろんな新規事業でまた名前を変えるとか、コーディネーターとか、もう中身は一緒なんです。

例えば、今度、県内で高校生が就職した名簿一覧ぐらい、今あるんですか。

○川越学校政策課長 学校政策課のほうに一括集約はしていませんけれども、各学校の進路指導部の中にはあります。

○中野委員 だから、教育委員会もそういうことは、データベース化とかなんとかいう前に、エクセルに入れて、金をかけなくても本当にやろうと思えばやれるわけです。

それから、今言われたところは、工業クラブにはみんな入っています。冊子もあるし。データベース化なんて、スキャンして詰め込めば幾らでも資料はできる。

だから、今、学校ごとに持っていれば、大体、同じような学校で、今まで付き合いのあるところに行きよる。

だから、教育委員会が、言わんとすることが県内高校に伝わっているかというのを、私は思うんです。

立派な新事業を立ち上げたというけれど、県内に製造業は1,500社しかないんだから、そののをまとめる担当がおるとですか。教育委員会の中で就職に関する担当というのが。

○川越学校政策課長 担当は置いております。教育委員会のほうで、そういった県内企業の情報収集を今後も取り組んでいくべきだと考えました。

○中野委員 だから、私が言うのは、今ごろ情

報収集というのはおかしいと。そんなに毎年新しい企業はないんだから、ここ10年とか、5年とか。そういう言い方が、もともと私に言わせると、本当、どこまで一生懸命自治体でやるとかっていうのがわからんわけです。

人がかわるか知らないけど、それくらいつくりなさいよ。県内の企業の1,500社ぐらいの、ことはここが何人だったとか、給料がどのくらいとか、金を入れんでもそれくらいできるわけ。

だから、同じことを毎年言って、何しよるかとか、いつもそう思ってる。

ぜひ、まず県内高校の就職先の一覧ぐらい、つくってみたいらしいです。

それで、コーディネーターとか、横文字の、そんな新規事業の名前っていうのは、教育委員会だけで通じる話よ。私は、格好つけんでいいから、泥臭いやり方でいいと思う。

○川越学校政策課長 データの集約を、我々を中心にしながら、各学校でもやっていきたいと思えます。

○中野委員 そんなこと、教育長、そこら辺のわかり切った企業に行くぐらいになってしまう。掘り起こすするために。

言うこととデータが全然違う。ベースが。

○飛田教育長 中野委員のおっしゃるとおりだと思います。

さっきの高校生にアンケートをとる一方で、例えば、やってみたら変わるんです。求人票がいつ出てくるかというようなことを実際に調べたんです。そして一覧にしたんです。

そうすると、例えば、7月1日から求人票閲覧開始なんです。製造業関係の工業高校1校、全部出せ、それから、商業高校に1校全部出せと。求人票はいつ出てきているかというのを調べさせました。

そうすると、雑駁な数字ですが、県外の企業は、10月末までに来る企業のうちの解禁の直後に来ているのが7割以上来ていると。県内は4割ぐらいしか来ていないとか、いろんなデータが、おっしゃったとおりに動けば動くほど実像が見えてくると。

やっぱり考えていますので、今後もさせたいと思えますし、もう一つ考えたことは、うちサイドではだめなんじゃないかと、教育委員会だけではだめなんじゃないかということで、高校の進路指導担当だったのを商工観光労働部の就職窓口で1人送り込みました。そして、また違った意味で連携をとろうと。

だから、委員がおっしゃるとおり、いろんなことをうちも、今までのやり方じゃなくてチャレンジをすることは本当に大事だと思っています。

○日高副委員長 先ほども教育長が言ったように、知事部局との連携というのは絶対にこれは必要で、事、企業については、商工のほうがそれだけのつながりは持っておるわけです。

今回、一般質問でもありましたが、知事が企業も訪問をしていますという答弁があったんです。私も訪問をして、県内就職をお願いしますという話もあって、その後に部長さんがフォローアップをしていますという話もございました。

ということは、予算が違う、縦割りが激しくてどうにもならん状況を、これを突破しないといけないわけです。

そしたら、誰が一番動かないかんかという、総務課長がやっぱり中心になって、知事部局等とはやらないといけないと思うんですけども、その辺がちよっと見えないんですけれども。見える範囲で答弁を。

○大西総務課長 知事部局と教育委員会の交流

につきましては、今、教育長が答弁されたように、特に教育委員会とかかわりの深い分野、つまり、今申し上げたような就職支援ですとか、あるいはこども政策ですとか、あるいは最近では総合政策課、県庁全体の施策を知るということで、そういったところに、実は教員を交流人事として派遣をしております。

今後、その線はできるだけふやしていきたいし、維持をしていきたいし、一方、知事部局から教育委員会の交流というものも今ますます進んでおりますので、今後、今、日高副委員長がおっしゃったところを肝に銘じて、しっかりと交流の実が上がるように取り組んでいきたいと思っております。

○日高副委員長 逆に、知事部局に総合政策課から交流人事をしているというのは、正直、初めて聞きまして、すごくいいことだと思うんです。だけど、見えてこないのが残念だと。

ということは、やっぱりそのつなぎ役の総務課長が、この辺はアピールをするべきだと思うんです。ですから、その辺で壁はないんだと、教育委員会も一体でやっているんだというところを今後とも見せていきながら、予算に反映して行ってほしい。

特に、この商工のみやざきで働く高校生、県内就職促進事業と、見る、知る、体験！高校生県内企業理解推進事業というのは、これはもう確実にマッチングしたいわけですよ。中身でいくと、つながっていないといけないはずですよ。理解して就職を促進するわけですから。

この辺を、ぜひ一体的にやって、知事をも動かしてやってほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○緒嶋委員 子どもの学びを高める“ひむか”の事業づくり推進、高校での確かな学力という

のも、やっぱり、小中学校でいかに学力をつけて高校につなぐかということが基本じゃないかと思うんです。高校になってやろうというても、これは言えば、手おくれと言うとちょっと言葉が悪いけど、やっぱり問題があると思うんです。

そういう中では、やはり、ここでもいろいろ集計システムを改修するとか言われましたが、結果が出たものをどう生かすかということが必要だと思うんです。

ところが、この前の議会なんかでは、結果は、教育事務所単位で集計して報告しますとかいうことがあったと思うんです。やっぱり、これを少なくとも市町村あるいは学校には、当然、言うわけでしょう。やっぱり公表して、みんながそれぞれの地域がどれだけの学力があるかというのがわからなければ、密室の中で改革することは何でも限界があるということ。みんなに事実を知らせると、そういうことじゃないと、私は前に進まんとと思うんですが、このあたりをどう考えているか。これは政策ですか。

○永山学校支援監 私は、今度の事業というのは、まさしく学校現場の子供たちがいかに力をつけるかということで、市町村教育委員会との連携強化というところを中心にしていながら、一体となって取り組んでいこうという視点で構築している状況にあります。

子供たちの成績の状況、学校の状況というところの公表につきましては、数字だけを公表するのでは、やっぱりいろんな弊害がある。だから、数字だけではなくて、あくまで、どんなところに課題があるのかとかいうところをきちんと整理した上で、公表する場合には公表していく必要があると思います。

今、市町村の教育委員会においても、全国学力状況調査については、そういう各市町村の課

題というものを公表予定とか、公表するところがふえてきておりますので、そういうところも含めて、一体となって取り組んでいきたいと思っておりますし、やっぱり、実際に学校政策課も研修センターも、教育事務所が中心になって学校現場の課題をしっかりと把握できる、子供たちの状況を把握できるということを積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○緒嶋委員 その中では、私は市町村の教育委員会の組織体制、人員を含めたそのあたりが、相当差があると思うんです。小さな町村は、教育委員会に人的にも張りつけることがなかなかできない。それが、その市町村の教育の学力にも関係したらいけないわけですが、結果としては、そういう市町村の教育委員会の取り組みが、それぞれの学校の施設を含め、運営にも影響してくるんじゃないかという気がするんですけれども、そのあたりの懸念はどう考えておりますか。

○永山学校支援監 今回の事業の中にも、市町村教育委員会等の事務局の方々も含めて、小さい規模、大きい規模ということにかかわらず、連携推進会議というものを構成いたします。そして、市町村ごとに支援チームというものをつくりまして、どこに行っても支援ができるという体制をしっかりと構築して、市町村の取り組みにも精いっぱい支援していけるような体制にしていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 それと、市町村に先生たちを派遣しておるのは、何町村ぐらいですか。全市町村に県教委のほうから職員を派遣しておるわけですか。

○大西総務課長 市町村教育委員会には、自治法の規定に基づく、いわゆる派遣指導主事という形で、今、置いておまして、今年度がト一

タルで61名になるんですが、9つの市、9の町、それと1つの村というところに、今、派遣をいたしております。

○緒嶋委員 それは、それだけでは全市町村に行っていないと思うんですけれども、そのあたりの県教委と市町村とのかかわりというのはどう考えておられるんですか。

○大西総務課長 それぞれの市町村では、それぞれのお考えのもとで派遣要請を我々が受けまして、検討をし、要請があったものについては全てお応えする形で派遣をさせていただいているわけなんですけれども、やはり一番大きなネックになっておりますのが、事情をお聞きしますと、給与費負担等につきまして、市町村の財源持ち出しということになりますので、そのあたりが少しネックになりまして、設置ができていない町村もございます。

ただ、そういうところにつきましては、それぞれの教育事務所からしっかりとフォローアップをするようにしておりますので、抜かりがないような形で全県的に指導を行っているという状況でございます。

○緒嶋委員 抜かりがないようにって言っても、やっぱり、そこには課題もあるだろうと思うんです。

教育というのは、人を育てるといのが一番将来的にも大切なことだから、そのあたりの熱意、これは首長の考え方もあると思うんですけれども、やっぱり、教育の大切さがわからんような首長ではおかしいわけですので、そういう点は、財政のことを言えば何もできんわけです。

やる気があるか、ないかというのが一番ありますので、そういう点では、やっぱり、強く教育委員会からも派遣については必要じゃないかということを行いながら、学力向上を市町村

の教育委員会が中心になって県の教育委員会とも協調しながらやるじゃないと、県の教育委員会が先導しますということは、格好はいいけど、市町村がいかに熱意を持って教育行政に当たるかというのが、やっぱり一番重要ではないかなという気がするんです。どうですか。

○飛田教育長 市町村の首長さんとお話をするとき、財源がなければ、役場の職員の席を1つ、指導主事にかえていただけませんかって、私は何人かの首長さんとお話をしました。

この事業を考えるに当たっても、そこあたりの責任体制を明確にきなさいと。2点あるんですが、一つは、5ページの(2)の①ですが、県教育委員会による市町村支援チームの新設、もう担当を決めて、そこはすべて責任を持つてということをやると。それと、もう一つは、市町村と県が足並みがそろわないということになると、やっぱり市町村教育委員会というのは、役場と県、その関係ですから、そこを何とかしたいということで、(3)に市町村との連携強化の推進ということで、足並みをそろえる会議をやるうと。指導事項をそろえて一緒にやろうということ、この事業ではおっしゃるような懸念を払しょくしたいと思って組み立てさせたところです。

○緒嶋委員 特に、皆さん方、それぞれの自分の働く職場を持っておられるわけですから、やはり、その場で使命感を持って働かないと、何でも時間を潰せばいいというようなことじゃなくて、職場で自分は何をすべきか、何のために自分がここにいるかということを考えながら職務に当たるというのが、やっぱり基本だと思うんです。

そうじゃないと、言われた質問もまともに答えられないと、的外れなことを言う。何を聞か

れても、私は自分の仕事の範囲内は答えられますというぐらいの自負心を持ちながら、私は頑張っしてほしいと。

そりゃ、数字なことは明確にはわからんにしても、基本的なことは絶対答えられるんだというのが、私は使命感であるし、責任感だと思っているんです。また、そういう思いで頑張っしてほしいということを、特に思うところでございます。

それと、いろいろ宮崎県で働くのがいいのか、悪いのかというようなことにもなると言われたけれど、それは、家庭の問題もあるし、いろいろ総合的に子供も判断して、県内にとどまったほうがいいのか、県外に自分も行ってもいいのかという判断は、家庭を含めて、これは全体のことだから、どちらがいいというのはなかなか明確なものはないと思います。

ただ、言われたとおり、宮崎県に、働く場所と子供のニーズに合った職場がどれだけあるか。やっぱり、石川とか、福井なんかは、90%県内にとどまるわけです。それぐらい、子供のニーズに合った職場もあるし、やはり、教育委員会と商工関係の連携もうまくいっておるという面もあるわけで、これは全体で考えながら、子供の将来については子供だけの責任でもないし、親だけの責任でもない。やっぱり地域全体の責任であるし、その地域が衰退することがいいと思っている人は誰もいないわけですので、そういうことを考えて、どうするかというのは、宮崎県全体の県政の大きな課題です。

一人一人違った思いもあるわけですので、なかなか難しいと思いますけれども、やはり、今は人口減少の中で、本当に宮崎県が絶滅危惧種になっていいのかということは、それは誰でも反対ということは変わらないわけですので、

我々もそういう意味で、政治の立場でどうあるべきかということを考えながら、頑張っていかないといかんとおっしゃるところでございます。

その中で、幾つか聞きたいと思うんですけども、436ページ、今度はちょっと言葉は悪いですけども、教育長さんもかわられるという提案がなされたわけですが、政策調整研究というのがあるわけです。これは、各部に300万円ずつ配布されておられるわけですが、これをどのように、今、新たな教育長がどう考えておられるかわかりませんが、どういうふうにするのか、政策調整研究費を考えておられるんですか。

○大西総務課長 政策調整研究費につきましては、先進的な調査研究をするために、年度途中の突発的な事項等も含めまして、柔軟に対応できるように、各部、連絡調整課に配布されているものでございますので、まさに、その教育課題につきまして、今後1年間のうちに、いろいろまた事象が出てくるとおっしゃいますから、これはまだ、具体的に今、来年度何にどう充てていくというのは決めておりませんが、効果的に、効率的にやれるように使っていきたいというふうにお考えしております。

○緒嶋委員 これは、各部にそれぞれ300万円というのは、定額で大体配分されておられると思うので。

ただ、少なくとも誰が教育長になろうとも、教育委員会では、今のところ、こういうのを考えておられるというのもないというの、ちょっとおかしいんじゃないかという気もするんじゃないか。そのあたりも何もないわけですか。

○大西総務課長 今年度の例でいきますと、中室牧子先生の講演会、井本委員にも御出席いただきましたけれど、ああいった形で学力向上に関するような政策について、これは年度当初計

画ができていなかったんですけども、そういったものに臨機応変に対応するとか、あるいは、ユネスコの世界無形文化遺産、神楽等について、今、教育委員会も一生懸命頑張っておられるんですけども、こういったものについての補足的な調査研究、先進調査等に充てていくすとか、そういったことに使っていくことになろうかと思っております。

○緒嶋委員 ぜひ、有効に、将来の教育行政のためにも考えていただきたいと思っております。

それから、441ページ、学校にエレベーターを設置する、5,130万円。これは、今後においてエレベーターが必要な学校は高校でどのくらいあるわけですか。

○田方財務福利課長 今、高校では、普通科高校に8校、それから、特別支援学校に6校設置をしております。14校で16基設置をしております。

まず、特別支援学校につきましては、肢体不自由の子供たちがいる学校は6校で、ほとんど整備が終わったということでありまして。

普通科高校につきましては、今、8校と申しますのは、今年度、日南振徳高校につけておまして、来年度は延岡高校につけます。振徳高校は工業高校ですけども、そこにつけております。

それで、設置の方向性なんですけれども、例えば、入学試験を受けまして、障がいのある子供が入った場合に、1階で生活ができなくて2階へ上がらないといけなとか、そういうことで、どうしても動線で動きができないというような生徒が入学した場合には、まず、バリアフリーとか、学校の環境を整えるわけですけども、それでも移動が困難である場合には、エレベーターを予算が許す限りは設置をしてきてい

るということですから、入学を見て、それから、当座はいろんなことで動けるようにはしますけれども、その後に設置を考えていくという方法で今はやっております。

○**緒嶋委員** であれば、今からどれだけ設置が必要かというのは、明確にはわからないということですか。必要性が今あるところが、まだはつきりしていないということですね。

○**田方財務福利課長** 今は障がいのある生徒さんが入られたときに、そういうことで設置をしておりますけれども、できましたら、全体としては、あるにこしたことはないと思いますので、そういう方向性も研究しながら考えていかないといけないのかと思います。

○**緒嶋委員** それは、教育環境の面からも必要などころにはあったほうがいいわけですので、努力していただきたいと思います。

442ページ、私、前から生徒寮のことを言っておったんですが、これは、生徒寮の整備は、大体、子供さんたち、生徒の学習環境には支障がないようには整備は終わっておるわけですか。設備費なんかは66万5,000円でいいわけですか。

○**田方財務福利課長** 今、地区生徒寮につきましては、360名の定員に304名で84.4%っていう入寮率になっております。

それで、延岡第二は100%という入寮率になっておりまして、寮としての耐震化とか、そういうのはもう心配はありません。ただ、老朽化が進んでおりますので、老朽化対策を今、校舎等もやっておりますけれども、その老朽化対策の中で寮の整備もやっていくということになるのかと思います。

それと、先ほどの生徒寮の整備費66万5,000円と申しますのは、これは備品とか、器具が壊れたりしたときに買いかえるとかということもあり

ますし、この金額でもし足りない場合には、いろんな工夫をしながら必要なものは整備をしていくという方向でやっております。

○**重松委員長** 緒嶋委員、ちょっといいですか。時間が今、参りまして、この3課、まだ継続したほうがよろしければ、延長してやるほうがいいのか、まだ、ほかにもたくさんあるのであれば、午後、仕切り直して。

あるのであれば、ここで休憩を入れまして、また再開を1時から、この課の延長をすること。執行部の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、13時10分から始めたいと思います。この課は継続でございます。よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時6分再開

○**重松委員長** 委員会を再開いたします。

○**緒嶋委員** 453ページ、ポップ・ステップ・世界にジャンプ！～海外留学支援事業～、これはもう少し具体的にどういうことを考えておられますか。

○**川越学校政策課長** まずは、各学校に留学支援担当窓口の設置を考えてます。

この理由は、学校の先生が生徒たちにその情報をなかなか伝え切れてない。そういった窓口と担当者を設けるということでの研修会の実施、それとワールドキャンプ in h i n a t a という形で、高校1、2年生を対象に、30名ほどですが、県内在住の留学生とALTを活用した2泊3日の英語の研修、キャンプを行う予定です。

それともう一つは、従来、国のほうがやっております長期派遣研修で、30万円で3名の助成

金をもらっております。

それと、短期留学という派遣で10万円を10人程度で、3プログラムで300万円という形のこの3つの大きな事業でございます。

○緒嶋委員 具体的に海外に留学する人は、そうすると何人ぐらいを考えておられる。

○川越学校政策課長 できるだけ多くということになりますけれども、実は、平成26年から27年にまたいで、留学している生徒の数を見ますと、1年の留学生が2名、そして、短期の留学生が4名が県立高校の数でございます。

平成27年度になりますと、27年度から今行っている生徒ですが、長期がゼロ名、1人もいません。短期につきましては、7名という形でやはり六、七名の数しかいってないということで、そういったところで改善をしたいと考えているところです。

○緒嶋委員 今、グローバルな世界ということであれば、やはり海外に、視野を広げるというか、そういう若い人を育てるといのは大変重要なことだと思うので、これはやっぱり支援事業だから、そこ辺は十分各学校とも連携をとりながら、充実したものにさせていただきますように強く要望しておきたいと思います。

それと456ページの次世代アグリリーダー育成事業、農業を企業として発展させなくてはTPPを含めて宮崎県の今後はないと言われておるわけですが、これもちょっと内容をお知らせください。

○川越学校政策課長 この次世代アグリリーダーの中身でございますが、まず、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールという文科省の指定の学校の取り組みがございます。

これに、現在、高鍋農業高校が申請をしております。結果は、3月の下旬でないとわからない

いんですけれども、そのスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール、実は、これは次世代農業を担う高度な知識技能、または企業家精神を身につけるトップリーダーを育成しようという形で、高鍋農業高校が名乗りを上げたところでございます。

非常に競争率は厳しいんですけれども、できたら申請がうまく通るといいなというのが1点です。

もう一点は、担い手育成の取り組みとして、県内の農業高校と大学が連携した実習や共同研究を行ったり、また高校生を指導者とした農業体験交流を幼稚園生、小学生あたりを呼んで交流をさせるというような事業の内容になっております。

○緒嶋委員 このスーパー・ハイスクールは、ぜひそうやってほしいと思うんですけれども、問題は今言われたその農大校とか、宮大農学部とかとの連携をいかに深めていくか、その中で優秀な農業人を育てるかというのが、スーパー・ハイスクールという意味で、こうならないと意味がないというか、そのあたりはどう考えておられますか。

○川越学校政策課長 当然、SPHといいますけれども、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール、宮大、それから農業大学校等の連携が入っております。それ以外の農業高校におきましても、例えば、都城農業高校では、宮大の獣医学科と連携して、乳牛の雄、雌の産み分けの研究を行ったり、日南振徳高校では、食品分野では南九大学の健康栄養学部と連携して、アルコール発酵による研究を行ったりと、農業高校が大学と連携しながら専門的な知識をさらに高めるという動きをやっているところでございます。

○緒嶋委員 こういう農業専門の人材育成をするということが、宮崎県の産業を定着させる大きな一つの要素にもなるわけです。

後継者もないというのが農業分野でも言われておるわけですので、ぜひこのあたりを強力に進めていただきたいと思ひますし、それぞれの大学との連携なんかも、それぞれ大学にしてもいろいろとあると思うんですけど、密にすることは重要だと思ひますので、強く要望しておきます。

それともう一つ、これは、457ページの子どもの未来を守る学校安全教育推進事業、学校安全教育というのはどういう意味合いがあるわけですか。

○川越学校政策課長 まず、防災に関する安全教育というものを考えております。

まず、高校生の防災リーダー養成というのが1点です。

これは、高校生に防災士の資格取得の取り組みの支援をしていくと。具体的に支援は、受験料とか講座料が高いですけども、そこの補助ではなくて、受験をするための交通費等の支援をするというのが1点でございます。

それと、各学校の先生方に、やはり防災士の養成をしたいということで、防災教育の指導者の養成、これが2点目でございます。

それから3点目が、学校を中心とした安全教育という視点で、今、現在、どこの学校も危機管理マニュアルを作成しておりますけれども、見直す視点はないのかどうか、そういった視点で防災教育アドバイザーの派遣を要請があれば行くとか。

最後に、推進校、地域実践推進校を指定しまして、高校の場合だと現在、日向高校、門川高校、延岡商業、本庄高校、この4校を28年度に

は推進校として指定しまして、取り組んでいきたいと考えています。

○緒嶋委員 特に、東日本大震災からこちら、学校安全教育の中で防災士の育成というのは、宮崎県は特に南海トラフの発生の影響を一番受けやすい地域でもあり、宮崎県でもかなりの人が防災士になっておるんですけど、若い人からそういう教育をすることによって、できるだけ人的な被害を少なくするというのが必要なことだと思ひますし、やはり自分の身は自分で守るというのが大前提であるわけで、学校教育の中でこれを進めるということは意義があることだと思ひますので、ぜひ、強力に推進事業を本当に実のあるものにしていただきますようお願いしておきます。

○中野委員 私は教育に目覚めてるんですよ。

孫5人を観察しておると、親ってしつけはできるけれど、忍耐力などは、家庭と学校が一体となって、しつけとか学力をあげないといけなかなと思ひて。

やっぱり親というのはみんな、中学校どこにやるか、高校どこにやるか、大学どこにやるか、そんなことを考えてます。

私は義務教育は、しっかり教科書の中でどれだけ把握したか、テストをしっかり覚えさせるっていうのが基本かなと思ひて、今、学力にちょっとこだわっておるわけだけれど、そういう中で、ことしかな、学力、全国テストなんかでいろいろ議論したと。この監査調書の12ページ、学力向上のための取組についてという中で、上から5段、平成19年度から平成27年度までの学力調査の結果が、全国や県の平均としてどのようなレベルに推移しているのか、また各教科書ごとにどのような分野に課題があるかを明確に、全市町村を訪問して、説明会を開催したところで

すという言い方。これある程度、そういう学力調査を分析して、課題を把握しているというふうにとれるわけですよ。

それで、全国学力テストの結果のいろんな分析結果がどうかっていうときは、はっきり言って何も資料としては出てなかったですよ、答えもなかった。

そのときと、これは、ちょっと時差があるのかなと。これを読むと、あれだけ学力テストの議論をしたときに、何にも分析結果が出てなかったっていうのは、分析してるのに委員会に資料を提出しなかったのか。

そこのところを説明してくれんですか。

○永山学校支援監 ここに書いてあるものについては、本当に全国学力調査っていうのは、きちんと分析をして活用して意味があると思っております。

今回、ここに記載させていただきましたのは、平成19年度から全国学力調査が始まりましたけれども、そのときの状況と、あるいはその27年度の状況とか、そういうものを各市町村ごとに、あるいは経年で、全国の平均とどう違いがあるのかっていうところをきちんと資料として学校政策課のほうで作成いたしましたして、各市町村、それから各市町村の校長会等に説明をして、そして自分の学校の状況はどうであるのかっていうところを具体的に話をした取り組みをしてきたところであります。

○中野委員 だから、これ全国学力テストの議論をするときに、私は、そんな説明は、全然聞いた覚えがないんですよ。

○永山学校支援監 いろんな御意見をいただいた状況も含めて、その後は資料もきちんとこちらのほうで作成いたしましたして、回ったという状況、研修等も、意識啓発をしたというところの

状況を書いてあるということでございます。

○中野委員 これは我々と議論した後の話ということですか。

いつ出てきた話。それは指摘をした後ですか。

○永山学校支援監 12月の常任委員会資料等で御説明させていただいた状況もありますけれども、実際にそういうところも受けて、各市町村も含めた中で説明をさせていただいたということになります。

○中野委員 それで、この5ページ、資料の新、子どもの学びを高める“ひむか”の授業づくり推進事業について、全国テストとは別に、県独自でやったということ、本当は結果がどうで、全国テストと県独自の調査でどんな分析の結果、そごというか、課題が出たかとか、聞いたかったですけれど、聞いてないんですよ。

それで、小学校4年まで今度入れるのはいいかなと思うんですけど、この全国テストと県のテストの分析結果というのは、お互い一つ一つを全国と県独自のものを分析した結果について、何か問題点というのはあったんですか。

○永山学校支援監 本年度実施している状況から考えてみますと、全国の平均が県の場合出ませんので、県の平均に関して見た場合、やはり若干その平均を下回っている学校とか、そういうところが課題として見えてきたりとか、もちろん成果を上げてるところもあるんですけども、そういうところをきちんとこちらのほうで把握していきながら、課題の上がってないところに対して具体的な支援をしていかないといけないというところで、分析は取り組んでいるところであります。

○中野委員 全国テストと県内テスト、単純に言えば平均点数というのはどうやったんですか。

○永山学校支援監 これは、一概に比較できる

わけではありませんけれども、平均の状況としては、全国の状況がどうであったか、そして一つは、6年生が対象として受けているのが全国学習状況調査です。5年生が受けているのが、小学校でいいますとその状況です。

実際に、対象の子供は違いますけれども、そういうところも経年で見てみると、例えば小学校5年生が中学校に行ったときはどうであるのかとか、そういうのも見れるようになるというところで、今回、事業の中でもしっかりと子供たちの学びの定着の状況を見ていこうと考えているところではあります。

○中野委員 例えば、学年が全国と違ったとしても、県内の平均点数というのはどんな状況ですか。

○永山学校支援監 少々お待ちください。

○中野委員 問題の出し方で違うでしょうからね。だけれど、教科書というのは全国、文科省が指定したものですわね。それで、教職員1万人おる中で、今ここで議論している教育長の考えを聞いて、それがどれだけ各学校に浸透するかと思うんです。

恐らく教育委員長は、2人ぐらい先生上りがしてるかな、市町村でどういうことをしてるのか、全く地元にも見えないんですよ。教職員の意識改革の推進という中で、今まで全体を聞いてきて、校長がしっかりそういう意識というか、考え方を持って、徹底しないことには、こういう事業とかいろいろやったとしても、校長はやっぱり、勝手にやってるわという話のような気がしたり、中にはそれはやるよという校長がおったり、やっぱり私は校長の役割というのか、校長の話は何にも出てこんかったですよね。

だから、やっぱりいかにこういうことを校長

にまず最初にしっかりするかということ、何か軍隊的、軍隊的という言葉を使うと悪いのかな、司令官がいて、各地区が頑張らんことには、何か、きれいごとを聞いとると。果たして学校そのものはそういう気持ちでやってるかどうかというのが、よくわからんのですよね。

○飛田教育長 全く同感です。

市町村教育委員会があって、県教育委員会があって、その温度を一緒にしないといかんということ、現場のリーダーである校長に向かって、実はいろんな機会です話してはいますが、直接秋田の校長会で、学校の希望する校長に来てもらって、研修会をやった後、最後に私がかかなり具体的な数字を上げながら、子供たちに人生のハンディーキャップを背負わせたまま、あのときの先生たちと接したから、俺たちの人生は壊れたんじゃないかと、義務教育は大事だという話をかなり強くしています。ここの学校はどういう課題があって、この校長だったらうまくいくのかというようなことも吟味しながら、今、人事をやっているところです。おっしゃるとおりだと思います。

○中野委員 それと、さっき出た学校の件、いい先生とはどういう先生か、定義としては、クラスをかわって、新しいクラスの平均点数、それもしかもしらんな遺伝子的な問題、親の財力とかあるけど、そういうのをおしなべて平均点数を上げるのがいい先生、そういういろんな状況を克服して全体を上げる先生がいるわけですよ。だから、そういう先生がどれぐらいおるかということ把握するための、最終的には学力テストとか、県内のテストやって、やっぱり担任ごとのクラスの点数を追いかけられるわけですよ。かわったとしても。

本当に一生懸命しようと思っても、子供の成

績が上がらんという先生もおるわけで、だからそういう先生もじゃあ担任をどこにするか、小学校から中学校に受験を控える子供もおるし、そういう先生を6年担当にするのかとか、異動についてもやっぱりその先生の単なる客観的な評価じゃなくして、しっかりとした教え方のデータが出るわけじゃないですか。

いじめにしても学校が荒れとるにしても、私はやっぱり校長の責任だと思う。そこら辺をこれでいくとまた同じようなスーパーティーチャーとか、プロジェクトとか、プロジェクト組まんでも学校の校長先生が分析できる話ですよ。みんな点数結果を比べればね。悪いけれど先生横にずっと5年とか、10年くらいのその担任した学校のデータを追いかけていけばわかるわけじゃないですか。だから、少しはそこら辺くらいまで、そこまでどう書くかというのは難しいけれど、私はこれ見ると、また何かいろいろ一般的な研修や講習やらするような感じで見とるんですけれど。

○永山学校支援監 議員がおっしゃるとおり、まさしく学校の校長先生の意識っていうのがものすごく大きく係る部分があるということで、この事業をまず推進していく上で、来年度の4月については、義務教育学校の小学校、中学校の校長先生に関しましては、まず年度初めに特設の時間を設けまして、校長先生方の意識と取り組みということをしっかりと伝えていくというようなところの時間も設定しているところでありまして、中身のある学校支援っていうか、校長先生方のリーダーシップを発揮していきながらという観点での取り組みを具体的に展開していきたいと思っております。

○中野委員 やっぱり先生ごとの評価というのはいろいろあるけれども、まず子供に好かれる

先生もいるし、教え方で点数が上がる先生、いろんなチームをつくったって、逆にいい人と悪い人と一緒にする必要はないわけですよ。

本当、これ宮崎県の教育のためにもうちょっとめり張りを、ぜひしてください。

それから、推進リーダーの57名とか、この推進リーダーが学校によって普通の主任とか、どこまでできるとかなと思ったり、みんな先生は自信持ってやってる中で、たまたま推進リーダーが入ってきて、よそからちょっかいじゃないけれど、教え方がどうのこうのって言えません。推進リーダーがどうのこうのと現実には言えんでしょう。

ぜひ、そういう学力調査を基本にして、先生の教え方がうまいか下手か、ちょっとそこら辺、考えてやってください。

○日高副委員長 学力向上について、12ページなんですけど、うまく書かれてるなと思うんですよ。川越課長にしましても、また永山さんにしても、本当性格も真面目というのはすごく出てるなと思うんですよ。本来なら、教員としてのそれぞれの教育論も持って、耳にしたところではすばらしい先生だっていう評価も周りのほうから聞こえてくる方だと思うんですね。

するとこれを見て、なかなかこの議場、今の役柄で個性は出せない部分はあると思うんですけど、結局学力っていうのは、学校の先生からいろんな教科を教えていただくじゃないですか。私の経験上、授業でそれがしっかり頭に入って、その授業だけで理解できる能力の持ち主もいますね。

ところが、そこではまだ理解できずに、家に帰って予習、復習っていうのの反復っていうのもので、記憶とか、学力っていうか覚えますよね。そういったものっていうのは、家庭での過ごし

方が、学力向上には大きな影響があると思うんですが、ここには家庭のことは書かれていないので、家庭教育が大事だということの一言でも入れとけばいいのかなとちょっと思ったところがまず一つ。

教育論みたいなのはそれぞれ違うと思う、中野先生も違えば、井本先生も、いろんな先生も。私はやっぱりやる気を出させる方法だと思うんですね。能力は、人それぞれ千差万別だと思うんですよ。みんなが100点とればいいですけど、それぞれの能力ってあると思うんですね。その人に合った教育っていうのも出てきますよね。

ちょっと課題を与えてこれ解いてくださいって教えて、これで解き出したらおもしろくなるんですよ。次に進もうかなってなるというのがあるから、それをどう誘導してやる気を出させるかというのが、教員の役目なのかなって思います。

それと、やはり学力というのは絶対必要な部分があるし、本当に読み書きがぴしゃっとできて、社会人になるためには、ある程度の学力ってのは備えておかななくちゃいけないっていうのと、やはり根気強さっていうのと、社会性を教養するっていうのは、非常に小学、中学、高校になったら十分、その辺のことはわかっておく必要があると思います。

社会に出たらいいこととしてても、一回過ちを犯すともうゼロになる。今回の野球賭博の件も、実際そうなんですよ。すばらしい人もいますよ。でも過ち、ちょっとした油断っていうやつが、ああいう形で、もう人生をだめにしてしまうんですね。人生自体をもうだめにしてしまうんですね。

そういったことにならないっていうのを備え

つけさせる宮崎県ならではの教育っていうのは、私は必要かなと思います。

やっぱりそれが最後には学力向上につながっていくし。

だから、意欲ですね。勉強しようっていう意欲を出させるっていうところが、私は必要じゃないかなと思うんですが、川越課長、その辺は教育論としてどう思っているのか。

○川越学校政策課長 学習意欲をいかに上げるかが、やはり学力をつける一番の入り口であろうと思います。

先ほどから確かな学力ということを書いておきますけれども、その最後のほうに主体的に、やはり学力ができるという生徒を育成するという、一番大もとには、今、議員がおっしゃったように、いかにモチベーションを上げられる、学習意欲を高めるかっていうことが、先生たちの務めであると考えます。

○日高副委員長 そこを頑張ってください。お願いします。

○川越学校政策課長 はい、わかりました。

○田口委員 県立の高校全てが耐震化100%になっているのですが、ここに非構造部材の耐震改修事業というのがございます。これは何をつくってるんでしょうか。

○田方財務福利課長 非構造部材といいますのは、天井高が6メートル、それと水平投影面積200平米以上のつり天井のあるものを申します。

それと、体育館でいいますと、例えば水銀灯がありますけれども、線で下がってるわけですが、そういうのも非構造部材、あるいはバスケットボールのリングがありますが、そのバスケットボールのリングなんかも非構造部材ということで、もし地震があったときにそれが落ちた場合に、避難所となっていた場合は危険が

あるということで、それを非構造部材といっております。

○田口委員 そんなのまだたくさんあって、耐震化率は逆にどれくらいになってるんですか。

○田方財務福利課長 県立学校で例えばつり天井のあるところっていいのですが、15校15棟あります。

これは、体育館等がほとんどなんですけれども、体育館が今で5校ですかね。あとは武道場、畳の敷いてある柔道とか、剣道をやる武道場がほとんどであります。

今年度ですけれども、27年度に五ヶ瀬中等教育学校の体育館、それから高千穂高校の武道場を改修をいたしました。これは、天井材が剥離しまして、新たに設置をしたということになります。

この予算は、28年度の予算でいきますと、高鍋高校とか、大宮高校、それから宮崎東高校、日南振徳、都城泉ヶ丘だったと思いますが、この5校について、天井を撤去するという工事をやって安全を確保するということになります。

あとの武道場につきましては、小規模な工事で撤去ができますので、学校執行でやれるように、来年度すぐにはいきませんが、早い時期に撤去したいと考えております。

○田口委員 もう一つお願いいたします。

私は定時制高校の関係の役をしてるんですが、それでいながら知らなかったもんですからちょっと教えていただきたいんですが、夜間定時制高校の夜食費っていうのがありますけれども、これはどういう仕組みになってますか。

○田方財務福利課長 夜間定時制高校の夜食費と申しますのは、勤労青少年が夜間定時制高校に通うわけですけれども、夜間に学校に来るもんですから、夜食を出すということの補助を行

うということになりまして、これは、有職である生徒っていうのが一応条件があるんですけども、定職についているか、年間90日以上パート、またはアルバイトしている子供たちに夜間の夜食費を支給するというのが夜間定時制高校の夜食費っていうことになります。

○田口委員 高校には給食施設はないですけど、どこか買ってきたものを出している。

○田方財務福利課長 この場合は、夜食としては、対象校が宮崎東高校あるいは宮崎工業高校、都城泉ヶ丘高校、延岡青朋高校、富島高校の5校なんですけれども、東高校には一応、給食施設があります。ただ、ほかは、補食給食と申しまして、パンと牛乳を支給をするという形でやっております。

○田口委員 最初の補正の審議分、60万減額するようになってますけれども、利用者がかなりへっているのですか。

○田方財務福利課長 27年度で申しますと、41人に給付しまして金額が52万7,000円程度になっております。

毎年度、大体、これぐらいの人数になりますことから、予算はその見込みに合わせたということになるかと思います。

○田口委員 それは希望する人だけに出すんですか、それともどういう基準で出せるのかわからないんですけども。

○田方財務福利課長 補助対象者としましては、高等学校の夜間定時制に在学していること、それと有職であること、仕事を持っていることと、夜食補助を希望する者ということになります。

○重松委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 ないようですので、それでは、

以上で総務課、財務福利課、学校政策課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時43分休憩

午後 1 時44分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

特別支援教育室、教職員課、生涯学習課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○坂元特別支援教育室長 特別支援教育室でございます。

特別支援教育室の当初予算について御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の特別支援教育室インデックスのところ、459ページをお願いいたします。

予算額は、一般会計 1 億648万7,000円を計上しております。

それでは、主なものを御説明いたします。

461ページをお願いいたします。

上から 6 段目の(事項)特別支援教育振興費に 1 億648万7,000円を計上しております。

このうち、説明欄 5 の「特別支援学校医療的ケア実施事業」に 5,300万5,000円を計上しております。

これは、特別支援学校において常時医療的ケアを必要とする児童生徒が、安全で安心な学校生活を送るために看護師を配置するものでございます。

次に、説明欄 9 の「キャリア教育・就労支援等の充実事業」に 1,111万4,000円を計上しております。

これは、国の委託事業でございますが、障がいのある生徒の自立と、社会参加を目指したキャリア教育と就労支援を充実させる実践的な取り

組みを通して、企業等への就労を支援し、職業的自立を促進するものでございます。

次に、説明欄10の「県立高等学校生活支援充実事業」に 2,447万2,000円を計上しております。

これは、県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒が教育課程を円滑に履修できるよう、授業準備等の介助を行う生活支援員を配置するものでございます。

次に、説明欄11の「支援をつなぐ特別支援教育エリアサポート充実事業」に 192万5,000円を計上しております。

これは、学校に在籍する障がいのある子供の多様な学びに対応するため、校内支援体制の充実とともに、支援をつなぐ一貫した地域支援体制の構築を図るものでございます。

次に、説明欄12の「スポーツを通じた心のバリアフリー推進事業」に 594万5,000円を計上しております。

これは国の委託事業であります。障がいのある生徒と、障がいのない生徒と一緒に障がい者スポーツを行ったり、障がい者アスリートの体験談を聞いたりすることなど、障がい者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施し、お互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に向けた人づくりを行うものでございます。

次に、説明欄13の新規事業「キャリアアップ！特別支援学校高等部生就労・自立支援事業」に 185万9,000円を計上しておりますが、これにつきましては、後ほど委員会資料のほうで御説明させていただきます。

続きまして、説明欄14の改善事業「共に学び支え合う理解啓発充実事業」に 139万3,000円を計上しております。

これは、次世代を担う高校生を対象に、障がいに対する理解を深める学習や、障がいのある

人の交流などを通して、共生社会に向けた人づくりを行うとともに、保護者や県民を対象に、特別支援教育や障がいについての理解啓発のための活動を推進するものでございます。

歳出予算説明書につきましては、以上でございます。

続きまして、別冊委員会資料により御説明を申し上げます。

委員会資料の10ページをお願いいたします。

新規事業、「キャリアアップ！特別支援学校高等部生就労・自立支援事業」です。

1の事業の目的、背景をごらんください。

特別支援学校高等部において、就労につながる意欲や技術を育成する本県独自の技能検定である特別支援学校流通サービスチャレンジ検定の実施や、セミナー等の実施、企業等への就労に向けた理解啓発を強化することで、特別支援学校高等部制の就職率の向上と、自立支援を図ることを目的としております。

次に、2の事業の内容ですが、まず(1)の特別支援学校における自立支援体制の充実といたしまして、清掃業務のメンテナンス、接客業務の喫茶サービス、文書の配送準備業務の事務サービス、商品等の点検・補充業務の商品管理の4つのチャレンジ検定を特別支援学校を会場に、県内4カ所で行いますとともに、担当教諭を対象に作業学習指導者養成研修を実施いたします。

このチャレンジ検定でスキルアップを図る4つの技能は、どの職場でも求められる職業スキルの基礎力になると考えております。

また、キラリ！自分発見、夢実現セミナーでは、特別支援学校の卒業生等を招き、仕事と余暇について講演会を年1回、全特別支援学校13校で実施いたします。

次に、(2)企業等への理解啓発といたしまして、特別支援学校自立支援推進員の配置を5校5名で継続し、職業開拓や就労、離職防止、生活に係る相談を実施いたします。

また、企業のための学校見学会では、企業関係者に学校に来ていただき、技能検定や作業学習の見学会を全特別支援学校13校で年1回実施いたしまして、特別支援学校の取り組みを広く知っていただき、雇用に結びつけてまいりたいと考えております。

さらに、チャレンジ検定啓発プロジェクトといたしまして、毎年、県工業会が主催します、みやざきテクノフェアに参加して、チャレンジ検定上位者の生徒による清掃や接客などのデモンストレーションを、また作業学習で制作した作品を複数の支援学校が協力しながら、コラボ展示や販売を行ってまいりたいと考えております。

3の事業は、185万9,000円を計上しております。

4の事業期間は、平成28年度から30年度までの3年間でございます。この事業効果は、障がいのある多くの生徒が検定等を通して技術身につけ、意欲を高め、一般就労することにより働く喜びや余暇の楽しみを実感し、生活の質を向上させることができると考えております。

説明は以上であります。よろしく願い申し上げます。

○西田教職員課長 教職員課関係について御説明いたします。

平成28年度歳出予算説明資料の教職員課のインデックスのところ、463ページをお開きください。

一般会計939億915万1,000円をお願いしております。

以下、主なものについて御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、465ページをお願いいたします。

まず、上から5段目の(事項)教職員人事費であります。10億7,772万2,000円を計上しております。

説明の欄をごらんください。

1の教職員人事管理に要する経費として、2,181万7,000円を計上しております。

これは、教職員の採用試験や職員表彰、資質向上等に必要な経費であります。

内訳の(3)になりますが「やる気、元気、自ら学び続ける教職員のキャリア形成推進事業」は、教職員みずからがキャリアデザインを描きながら、主体的に資質向上を図るための取り組みなどを推進することにより、学び続ける教職員の育成を目指す事業であります。

次に、2の学校非常勤職員、賃金職員、学校医等の配置に要する経費に、10億5,590万5,000円を計上しております。

これは、非常勤職員及び講師、賃金職員、学校医等の配置に必要となる報酬や賃金等の経費であります。

1枚おめくりいただきまして、466ページをごらんください。

一番上の(事項)退職手当費についてであります。

説明欄であります。退職手当に要する経費といたしまして、85億3,435万1,000円を計上しております。

次に、学校種ごとの教職員の職員費及び旅費についてであります。

まず、中ほどの小学校費であります。1(事項)職員費に、344億5,197万9,000円を計上しております。これは、教職員の給料や職員手当等及び

共済費であります。また、その下の段の(事項)旅費に1億4,668万円を計上しております。

次のページに移りまして、467ページをごらんください。

同様に、中学校費であります。上から3段目の(事項)職員費に231億5,939万円を、(事項)旅費に1億4,934万4,000円を、中ほどの高等学校費であります。1(事項)職員費に181億3,633万7,000円を、(事項)旅費に1億8,485万6,000円を、一番下の特別支援学校費につきましては、1枚おめくりいただきまして、468ページになりますが、上から2番目の(事項)職員費に80億580万6,000円を、(事項)旅費に5,389万6,000円を計上しております。

教職員課は以上でございます。

○恵利生涯学習課長 生涯学習課関係の予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の生涯学習課インデックスのところをお開きください。ページは469ページでございます。

一般会計予算で5億4,379万6,000円を計上しております。

主なものにつきまして御説明をいたします。

ページをおめくりください。471ページでございます。

まず、中ほどの(事項)成人青少年教育費に9,726万5,000円を計上しております。

その下の説明の欄にあります。5、新規事業「みんなで育てるみやざきっ子推進事業」、説明の6、新規事業「日本一の読書県」を目指した総合推進事業につきましては、後ほど委員会資料にて御説明をいたします。

次に、1つ下の段、(事項)家庭用教育振興費に175万8,000円を計上しております。

これは、説明の1、新規事業「みやざき家庭

教育サポートプログラム普及事業」におきまして、家庭教育支援の機運を醸成するとともに、みやざき家庭教育サポートプログラムの普及により、家庭教育を支える人財の養成を行うことで、子供が伸びやかに育つ環境の整備を進めるものであります。

続きまして、次のページ、472ページをお開きください。

上から4段目、(事項)図書館費に7,540万4,000円を計上しております。

これは、県立図書館の光熱水費や設備の保守管理委託費など、維持管理に要する経費でございます。

続きまして、2つ下の段、(事項)奉仕活動推進費に1億487万3,000円を計上しております。

主なものとしまして、その下の説明の1、「県民の読書を支える図書館づくり事業」につきまして、4,184万9,000円を計上しております。

これは、県立図書館の利便性を向上し、知の拠点としての蔵書を充実させることで、全県的な読書環境の向上を図るものでございます。

また、説明の2、奉仕活動費につきまして、5,739万5,000円を計上しております。

これは、主に、図書の貸し出し、返却、整理など、館内サービス等に要するコンピューターシステムの保守・リース代や、図書館カウンタースタッフ等の人件費などであります。

次に、説明8、改善事業「未来へつなぐみやざきの神話・民話継承人財育成事業」につきまして104万円を計上しております。

これは、地域に伝わる神話・民話などの継承活動の担い手となる語り部を養成し、その活動を支援することで、みやざき学・地元学としての神話・民話の普及・啓発を図り、その継承に資するものであります。

次のページをごらんください。

上から3段目、(事項)美術館費に1億6,486万5,000円を計上しております。これは、県立美術館の光熱水費や設備の保守管理委託費など、維持管理に要する経費であります。

続きまして、2つ下の段、(事項)美術館普及活動事業費に7,359万1,000円を計上しております。主なものとしましては、その下の説明の3、特別展費につきまして、3,162万5,000円を計上しております。これは、県民の皆様に、質の高い、多様な芸術作品に親しんでいただくことを目的として開催するものでありまして、平成28年度は3回の特別展を計画しております。

次に、説明9、新規事業「旅する美術館・みんなでアート(タビビ)事業」につきまして、247万8,000円を計上しております。これは、中山間地域の公的施設におきまして、県立美術館所蔵の国内外の名品及び各地域ゆかりの作品の展示や創作活動を行いまして、地域文化の活性化に寄与するものでございます。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

次に、新規・改善事業につきまして説明いたします。

常任委員会資料の11ページをお開きください。

新規事業、「みんなで育てるみやざきっ子推進事業」でございます。

1の事業の目的・背景であります。地域社会や家庭における教育力の低下の懸念の声がある中で、学校、地域、家庭が相互に連携し、地域全体で子供を育てる必要性が一層高まっております。

そこで、学校を核として地域力強化のための体制整備、それらの取り組みを担う人財の育成を一体的に行うことで、県民全体で子育てを支

援する地域づくりを目指すものであります。

2の事業の内容であります。 (1) は、これまで実施してきました学校支援地域本部・放課後子ども教室に加え、土曜日の教育支援体制等構築事業を導入しまして、地域全体で学びを支援する体制整備を平日から週末等まで拡充いたします。

(2) は、子どもの学びの支援を円滑に行うための人財を育成するものです。学校と地域、企業等との連携を強化するために、アシスト企業連絡会や県民総ぐるみ教育推進研修会、コーディネーター等研修会を実施します。

また、地域の教育力を向上させるために、県教育委員会教育長の表彰や実践研究交流会等を実施します。

3の事業費であります。5,441万8,000円を計上しております。

4の事業期間につきましては、平成28年度から平成30年度までの3カ年であります。

5の事業効果であります。子供の学びを支援する体制を整備することで、地域一体となって子供を健やかに育てることができるとともに、県民の生きがいづくりにもつながることができるものであります。また、教育支援を行う地域人財の育成を図ることで、地域の教育力の向上につながるものであります。

次のページ、12ページをお願いいたします。

新規事業「日本一の読書県」を目指した総合推進事業」でございます。

1の事業の目的・背景であります。読書は、知識を得たり、心を耕したり、社会を生き抜く力を養ったりする上で大変重要であり、本事業は、子供から大人まで生涯にわたって読書に親しむ環境づくりを推進するものであります。

2の事業の内容であります。 (1) は、本や

読書の魅力をさらに深めていくために、ブックフェアの開催や、県民からアイデアを募り、県民の皆様が実施主体となる提案型モデル事業を実施するものであります。

(2) は、学校や地域での読書活動の充実を図るためには、その推進役となる方々の専門性を高めることが必要ですので、各学校の図書担当職員や、公立図書館職員の研修を充実してまいります。

(3) は、県民が気軽に図書館の本を利用できるように、新たな図書流通システムを導入するものであります。

隣のページの上の図の右下にあります四角囲みをごらんください。

新しい図書流通システムでは、利用者のニーズに素早く対応するため、本の発送を毎日行うことにより、利用者に届くまで、最長10日ほどかかっていたものが、依頼日の2日後には最寄りの図書館に届くこととなります。また、宅配サービスも実施します。

次に、下の図をごらんください。

図書館未設置自治体等へのサービスのさらなる充実を図るために、長年にわたり実施しておりました移動図書館車「やまびこ」による配送から、民間業者を利用した新しい配送方法へと見直しを行うものです。

年3回、1カ所1回当たり500冊程度の本を、公民館図書室や僻地の学校等に送付します。4カ月間は、学校等が自由に本を活用することができ、4カ月たつと、新たな500冊の本と入れかえを行いますので、年間1,500冊の本が学校等に配送されることとなります。

この方法により、これまで年3回の巡回で、児童生徒1人当たり1回に3冊程度しか借りることはできず、運ぶ時間も限られていたものが、

じっくりと本を選び、多くの本に触れることが可能となります。また、これまで以上に県立図書館職員が市町村図書室などへ専門的な支援を行うこととなります。

3の事業費であります、3,295万5,000円を計上しております。

4の事業期間につきましては、平成28年度であります。

5の事業効果であります、県民の読書に親しむ機運の醸成が図られ、学校や地域における読書活動の充実が図られる、さらに、県立図書館の本が利用しやすい環境が整備されることにより、県民の読書活動の推進が図られるといった効果があると考えております。

生涯学習課関係の説明は以上でございます。

○重松委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○図師委員 まずは、この説明資料の中に関することなんですが、例えば461ページの特別支援教室の振興に要する経費の中で、12番、スポーツを通じた心のバリアフリー推進事業とあるんですが、事業内容はほぼ固まっているんでしょうけれども、実は私は昨年、障がい者スポーツ指導員の免許を取りまして、そのときに特別支援学校の先生たちがいっぱい取りに来られてたんです。今、始まったことじゃなくて、多分、特別支援学校の先生たちは意識的に能動的にその資格を取られてるんだらうと思うんですが、御存じのとおり3日間ほぼ缶詰で、週末を使った講習会です。

私たちは自腹でいいんですが、先生たちはできれば受講料の一部負担とか、そこに通うための交通費とか、この議案書の中で言うと、その次の教職員課にもあったんですが、468ページの特別支援学校職員の旅費とかいうのがあるんで

すが、こういうものにそこまで拡大して何か支えてやると、さらに先生方も負担が軽減できるし、何よりも、一般質問でもお話ししましたが、障がい者スポーツの醸成が全く県はおくれてまして、12ある競技種目のうち、団体競技は特に5種目はまだチームすらできていないという状況で、これをつくっていくためには、もちろん特別支援学校の先生たちが中核になっていくのは間違いありませんので、ぜひそのあたり手助けしてやるといいかなと思うんですが、既にされてる内容もあるかもしれません。

そのあたりいかがでしょうか。

○坂元特別支援教育室長 私も特別支援学校の先生方が、いわゆる3日間、指導者の研修の初級だったか、それを受けてる状況をよく把握しております。

本来ならばといいましようか、余裕があれば、そういう助成というのも考えなければならぬと思っておりますが、ちょっと今の時点では、そこまで予算化ができていない状況であります。

ただ、この心のバリアフリー推進事業、非常に好評でございまして、昨年度、単年度で国の予算を取りまして、ことしもまた手を挙げているところなんですが、ちなみに実績のほうを御報告いたしますと、特別支援学校と高等学校、全部で10回やったんですけれど、32校で特別支援学校の高等部の子供たち、生徒と高等学校の生徒1,459名が参加しました。

その中で、特にパラリンピア、特にメダリストの方も4名来ていただきまして、そういう方と体験談を話し、その後で交流もする。あくまでも競技力向上というよりも、共生社会の人づくりということでありましたので、そういう意味では非常にいい成果があらわれてきているなと思っております。

今後は、議員御指摘のどこあたりも研究させていただければありがたいなと思っています。

○図師委員 実は、私は、先日もパラリンピックの選手発掘のためのデモンストレーション、何競技かやられてましたよね。せいりゅうのほうでボッチャがありましたのでそこにも行ってきたので、やっぱりそこにも先生方が本当、ボランティアでどんどん入られていると。

ただ、残念ながら当事者というか、障がい者の方々がやはり呼びかけが少なかったのか、10人程度しか来られてなかったんですよ。もっともっと、ボッチャは特に最重症の障がい者でもできるスポーツですので、大いに呼びかけていってもらうためにも、やはり先生たちが核になってほしいですし、今度は教職員課のさっきの続きなんですけど、この交通費、旅費の規程で、そういう講習会とか行くのに、支給ってというのは完全に無理なんですか。

○西田教職員課長 今おっしゃった部分で、中身によって違うんですが、教育活動目的で校長が認める場合は、それで旅費として認めるというような形になっております。

○図師委員 教育長いかがですか、そこらあたり、校長先生は。

○飛田教育長 本当に大事に頑張っていたというの、私も実感してまして、実は東京であった全国障害者スポーツ大会、私も自費で行って、会場で応援をした。なぜ行ったかということ、特別支援学校の先生たちが本当に一緒にやっていただいております。それから、教育長として考えたときは、サービスの整理なんかもやれるところはやろうと。お金が伴うところは一気にやれないけれど、やっぱりそういう意識はしていきたい。一方では国体の強化とのことでもありますし、ただ、本当に一生懸命やってい

ただいている方々にどうやれるかということは模索すべきだと思いますし、今もやっているところです。

ただ、すぐ予算化ができるかとか、どこまで拡大できるかっていうことは、なかなか答えにくいところもありますが、そういう問題意識は持ち続けておりますし、これからも持つべきだと思います。

○図師委員 最後にしますが、特別支援学校の先生に限らずでしょうが、特に私と一緒に講習会を受けた先生方はすごく問題意識のレベルも高く、僕たちはずっと特別支援学校の教諭を続けると、もう普通学校に回るつもりはありません。それがかなうかどうか別にして、そういう気持ちの強い先生方がたくさんいらっしゃいましたので、であればなおのこと、その障がい者スポーツの育成も兼ねて、ぜひ専門的な技能を身につけてほしいなど。審判のその能力も含めて、ぜひ何らかの形で支援策をまた拡大できれば、この予算の中でもはめ込んでほしいなと思いました。

あともう一つ。もう一点は、この新規事業、委員会資料の11ページですが、みんなで育てるみやざきっ子推進事業、これすばらしいと思うんですけども、やはり問題となるのはこの事業を支える人財育成ってところで、既にその人財もある程度ターゲットを絞ってお声かけされていくんだろうと思うんですけど、私が思ったのは、今活動が頭打ちになっています総合型地域スポーツクラブの方々、このスタッフの方々も、名前は総合型のスポーツクラブですけども、その活動内容は文科系の、もしくは教育指導というところでもできるような大綱になりますので、この事業を回す上での一つの人財確保の策として、その総合型地域スポーツクラブ

にも参加をどんどん促されたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○**恵利生涯学習課長** ありがとうございます。

子どもの学びの支援を円滑にするための人財育成ということで、さまざまなここに書かれておりますような企業さんとか、地域の団体さんに広くお声かけをしながら、その学びの支援をしていただいております。

先ほども横の連携というお話を、一つアイデアとしていただきましたので、そういうスポーツと団体との連携もまた検討の一つに考えていきたいと考えております。

○**図師委員** ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

○**中野委員** 466ページ、これは先生の退職手当かなど。大体、1人幾らくらいで積算されているんですか。

○**西田教職員課長** 定年退職が2,300万くらい、1人が大体そういう金額です。

○**中野委員** 勤務は40年ぐらいですか。

○**西田教職員課長** 22歳でして、60で定年ですので、勤続38年ぐらいですか。

○**中野委員** 467ページ、これはどうなってるんですかね。

高校、教職員の人件費でこの10分の10とか、3分の1とか、これどう見ればいいですかね。

○**西田教職員課長** 義務教育の小中学校と特別支援の小学・中学部は、義務教育費の国庫負担金が3分の1出ます。そういう形で県立の高校は、全部県費ですけれども、一般財源ですけれども、あとの義務教育には3分の1の国庫負担金が出るという形で、このような数字になっております。

○**中野委員** 10分の10とは何ですか。

○**西田教職員課長** 10分の10というのは、高等

学校の公立学校授業不料徴収交付金のことです。それが10分の10という形になっています。

これが授業料に反映してくるという形になっております。

○**中野委員** ちょっとあわせて聞きたいんだけど、高校生の授業料っていうのは、今。

○**西田教職員課長** 以前、高校の授業無償化がありました。そのときには、国庫支出金が入ってくるんですけども、現在は、それが段階的に解消されて910万以上の人からは授業料を徴収するようになったと。それで、状況としてその分のお金を県立学校の人件費に入れていいということで入ってるということになります。

○**中野委員** それでちょっとクレームだけれど、472ページ、この奉仕活動費、何で奉仕活動にこんな金が必要のかなと思ったら、この中身は管理費ですよね。リース料とか、何でそんなに表記するんですか。見てもわからぬ。

○**福田県立図書館長** 委員がおっしゃるように、奉仕活動というのは、ボランティア的な意味合いに聞こえるかもしれませんが、幾分、業界用語的なところがありまして、図書を貸し出す者を奉仕相談員とか、奉仕活動という言い方をしておりまして、英語で言うとライブラリーサービスということを図書館奉仕という訳をしてやってるようなところがありまして、従来からこの形が図書館の業界では、奉仕活動あるいは奉仕相談員という言葉を使っております。

○**中野委員** 要は、ボランティアじゃないということか。

○**福田県立図書館長** ボランティアではなくて、カウンターで本の貸し出しをしている非常勤職員が、奉仕相談員さんといいますので、ちゃんと報酬を払って働いてもらっています。

○**中野委員** パソコン代とか、そんなのが入っ

てるんだらう。

○**福田県立図書館長** 事項名として、奉仕活動費というふうになってるんですけど、中身は、今言いました非常勤の職員の報酬であるとか、図書館自体の本の管理、貸し出しを管理しているコンピューターシステム、これも奉仕活動費という事項の中に入っております。

○**中野委員** こういうものは、そういう専門用語は、何回説明聞いてもようわからんけれど、もうちょっとわかりやすく表記したほうがいいんじゃないですか。これ1,700万円。我々奉仕というのは、ボランティアしか頭にないもので。

それともう一つ。最後に、この日本一の読書県、聞こえは大きいけれど、今は新聞を見ない人がふえてるので、こう見て誰がやるんだらうかなというような感じですよ。若い者はもうスマホばかり見ていて。私は小学校のころ一つ覚えてるのは、学校の授業が終わる前に受け持ちの先生が「里見八犬伝」を10分から15分くらい読んでくれてたんです。それが楽しみで。やっぱり私は、宅配便とかいろいろあるけれど、まず教育委員会としての学校の小学校、中学校の図書冊数が大事で、私は子供にそういう読書をする習慣というのかな、ただそこら辺はどうですか。小学校、中学校の読書量とか、そんな現状としてはよそと比べてどうなんでしょう。まずそこ辺から充実させるべきだと常々思ってるし、知事が日本一の読書県と言うたびに、県立図書館の話かなと思ったりするわけだけれど。

その必要性はどうですか。

○**永山学校支援監** 児童生徒1カ月当たりの読書冊数ということで、調査によりますと、小学校の場合が、本県が14.9冊、全国が11.2冊ということで、小学校はちょっと上回っている状況にあります。

それから、中学校については、本県が4.1冊、全国が4冊ということで、平均程度という、調査の21年度の状況には出ているところであります。

○**中野委員** そうかなと思うし、今も小学校、中学校で、朝の読書会とかなんとか、そこ辺はどうなんですか。やっぱりやってるんですか。

○**永山学校支援監** 朝の読書ということで、小学校のほうで98.7%の学校が取り組んでいる。中学校では87.9%の学校が、学校や学年で一斉の活動の中で取り組んでいるという回答はしてあるところです。

○**中野委員** わかりました。

○**井本委員** 十何冊も読んでるといのが、フィンランドが一番本を読んでるといって、二十何冊とかなんとかって言ってたから、結構読んでるなって感心したんですけどね。

本は、書いた人の持つて知識を収集するのが一番手っ取り早いというか、金もかからんし、私は本を読むということは大切だなと常々思ってるんですけど、それで私が本を読み出した一つのきっかけは、速読術を10年ぐらい前かなやったんだけど、これは非常によかったなと自分では思ってるんですよ。

この中で、講演会をやるって書いてあるじゃないですか、講演会の開催の中にひとつ速読術を紹介するというか、そういうのをひとつやってほしいなというのが、これは私の経験的なことであるんですけど、私も今、本を年間二、三百冊、買ってるだけで読んでないんですけどね。

速読というのは、そもそも本をあんまり読まないというのが基本で、中身を理解するのが速読なんです。全部、端から端まで読んでたら、これはもう幾らでも時間かかります。

ところが、この本が何を意味するかということ
を早く理解するというのが速読の基本なんです。

その辺を私が言うんじゃないなくて、もっと速読
の大家に言ってもらうと、もっと本に対して関
心が生まれるんじゃないかなという気がしてお
ります。

私からの要請であります。

○**恵利生涯学習課長** 井本委員の読書に対する
熱意を非常に感じました。

さまざまな本を小さいときから読まれた、そ
ういう経験、または身近に読書を経験される経
験、そんなのをたくさん味わわせると、県民の
手元に本がいつもある、そして生まれてから亡
くなるまで読書に親しむ、そういうあらゆる事
業を推進していきたいと思っております。

○**井本委員** 私も、県立図書館に何回か行っ
たことがあるんですけども、いいですよ、
サービスもいいし、非常にぱぱっとやってく
ださるし、立派なんだけれど、このごろ図書
館とくっついた喫茶店みたいところがあるで
しょう。あの気持ちは私はわかるんですよ。

あそこでじっと静かに、みんな静かにやっ
てるのはいいんだけど、ちょっと何か窮屈っ
ていうか、リラックスする部屋が隣にでもあ
って、ちょっとお茶でも飲めるところがあ
って、コーヒーでも飲めるようなところがあ
ったら、確かにいいだろうなという感じが
するんですよ。

そういうところがはやってるというのは、一
つの傾向かもしれないという気がしたも
んですから、もし改良の余地があるんなら、
やるなら部屋は別にせにゃいかんと思う。
あそこの中でわざわざ、コーヒーなんか
飲まれると困るから、違う隣の部屋
くらいで、コーヒーを飲みながら
ちょっと友達と行ってしゃべれる
ぐらいの、そういうことがあ
ってもいいかもしれない。それ

がより読書に親しむことになるわね。そ
ういう流れがあるから、そういうもの
がいいんじゃないのかなと、これも
全く個人的な見解です。

○**福田県立図書館長** 最近、特に市立
とか、そういう市・町立の図書館では
そういう形態が多く見られます。

県立図書館の26年度に利用者の方に
そのようなテーマについてもアンケート
をしたことがございます。たしか、半
分以上の方がそういうのもあってい
いなという意見がありました。

一方で、多くの方々は、そういう図
書館自体がわざわざするような要素
は持ち込んでほしくないという意見も
間違いなくありましたので、そこは
専門家の方を含めて、いろいろメリ
ット、デメリットありますので、
慎重に検討、判断していくことが
必要かと思っております。

○**中野委員** 今、図書館で年間利用
者、延べじゃない、1人10回借り
てもいい、1人で換算した場合、ど
れくらい利用者があるか教えてください。

○**福田県立図書館長** 済みません。今、
委員が言われた数字は延べの数字で
しか持っておりません。延べで入館
者数が48万人という数字は持っ
ておりますけれども、それが実質、
1人の人が何度も入れば、それを
延べでカウントしますので、その
数字しか、持っておりません。

○**中野委員** 既に利用する人はし
ょっちゅう利用するだろうと思
うけれど、私なんか一回も行った
ことはないわけですから。

そこ辺もちょっと分析したほう
がいいんじゃないかなと思います。

それで日本一というのか、やっ
ぱり数を、同じ人が何回でも
いいけど、できたら、そこ
まで。

○**福田県立図書館長** おっしゃ
るとおり、延べ

の数字じゃなくて、実数をというのをどのようにつかまえられるか、ちょっと検討してみます。

それとあと、日本一読書県は、図書館の利用者はもちろんですけども、県全体として、どのように本が利用されていくかということだと思いますので、そういう理解をしながら。

直接、委員の質問のお答えになるかどうかわかりませんが、図書館利用カードの登録者、つまり本を借りる権利を持つてる人は4万数千名おりますので、その方たちが持っている絶対借りてくかどうかはわからないんですけど、直接のお答えにはなりませんけれど、登録数としてはそういう数字がございます。

○緒嶋委員 このキャリアアップの自立支援事業ですけども、これは問題は就職率の向上と自立を図るということで、実際、この支援学校の高等部の生徒さんたちの就職状況というのはどうなってるわけですか。

○坂元特別支援教育室長 平成19年度からこのカウントといたしましょうか、就職率を取り始めたんですが、ちなみに平成19年度は、全卒業生のうちの16.1%が一般就職、就職をするという状況でした。

そして、昨年度、平成26年度は27%になりましたので、約11%向上したというような状況があります。

○緒嶋委員 そうすると、それ以外の人は実際どういう形でおられるわけですか。

○坂元特別支援教育室長 高等部の子供たちが、大体ざっと600名ぐらいですが、やはりその半分は重度の子供さんであります。

重度の子供さんは、一般就労ができませんので、例えば福祉作業所のほうに行かれたりとか、場合によっては、より重度の子供さんは病院のほうに入院されたり、もしくは自宅へ行かれた

りということがありますので、その半分程度、約300人ぐらいの方、その中の大体年間卒業生が150人から170人いますから、そのうちの40人前後ぐらいが一般就労ができるというような形になっております。その状況であります。

○緒嶋委員 本当にいろいろ障がいがある人は、本人も家庭も大変なわけですけども、そういう重度の人は、やはり施設に入らざるを得ないわけで、自立できる人あるいは就職できる人はいいほうです。

それがこの事業の中で、就職とか、自立を伸ばすというのは、一つの目標を持っておられるわけですか。

○坂元特別支援教育室長 26年の就職率が27%という言い方をしましたけれども、実は直接一般事業所、会社等に勤めるのではなくて、一旦職業訓練校等に行く子供さんも約27~8%いますので、もしその子供さんたちが高等部の作業学習である程度きちんとスキルを身につければ、そのまま一般就労も可能だと思いますので、数値的な理論的な数字で言いますと、50%ぐらいを目指すような気持ちで頑張りたいなと思ってます。

○緒嶋委員 ぜひ頑張っていたきたいと思っています。

それと、みんなで育てるみやぎきつ子推進事業、これは、事業主体は市町村が行うということであれば、この予算が5,441万8,000円ですが、この予算で市町村の数ほどのくらいできるわけですか。

○恵利生涯学習課長 今、委員のおっしゃった事業の中で、市町村がやっていただく事業が3つございまして、学校支援地域本部事業が14市町村でございまして、放課後子ども教室が、これも14市町村、そして、土曜日の教育支援体制等

構築事業という事業がございまして、これは3町ということで、今、希望が上がってきております。

○緒嶋委員 市町村の数は14。14は重なっておるわけじゃないですか、別々でしょうか。

○恵利生涯学習課長 全く重なっているわけではありませんけれども、一部重なっている市町村がございます。

○緒嶋委員 学童保育というのがあるわけですよ。これとの絡みはどうなんですか。

○恵利生涯学習課長 これは、社会福祉、こども政策課、別の部局のほうの担当になっておまして、放課後子ども教室とは別の事業になっております。

○緒嶋委員 学童保育は、保育園・保育所なんかやってるわけですね。

体系というか、それが全然違うわけですね。

○恵利生涯学習課長 市町村に委託はしておりますが、校舎の空き教室だとか、または公民館の一部だとか、今、委員がおっしゃったような児童クラブ等とは違ってまして、放課後児童クラブのほうは少し日にちが短かったり、そして費用が、最低限でも材料費だとか、そういう部分で済んでおります。

○緒嶋委員 これは事業主体は市町村でありますけれど、市町村の負担はないわけですか。

○恵利生涯学習課長 3分の1を負担していただくことになります。

○緒嶋委員 わかりました。

その日本一の読書県という、日本一というのが出てきた理由は何ですか。

○恵利生涯学習課長 県の総合計画の基本目標の中に、未来を築く新しい「ゆたかさ」という部分でございまして、この中に豊かさを経済的な豊かさだけでなく、心の豊かさを考えていく

というものもございます。

その一つとして、読書で心の豊かさを育む一つの手立てとして、掲げていくということで、知事の御発言でもありましたけれども、日本一の姿というものを目指していくということでございます。

○緒嶋委員 何が達成されたら日本一になるわけですか。

○恵利生涯学習課長 具体的な数値というよりも、子供から大人まで読書をしていく、または県民の近くに本があるという体制を整えていくことではありますが、一つの指標として県の総合計画や教育振興基本計画の中に読書が好きだという子供を80%目指していこうという指標は一つございます。

ただし、これだけを目指していくものではなく、市町村への本の配送だとか、そういう環境整備も目指していこうと、いろんな部分で目指していこうというところがございます。

○緒嶋委員 何が達成されたら日本一というのとはわからんわけですね。

それでは何が80%。1冊読んだ人も10冊を読んだ人もおるんだけど、80%というのはその人数ですか。

○恵利生涯学習課長 子供の時代にやはり読書に親しむ、読書が大好きだという子供を育てていくことが、これからの読書日本一を目指す大事なもので、一つの大事なところでございますので、一つの指標として子供の部分で、読書が大好きだという子供を80%を目指していくということで。

○緒嶋委員 それなら、子供の読書日本一にしたほうがわかるんじゃないですか。

○恵利生涯学習課長 あくまでも、一つの指標ということで、それを大きく掲げるわけではな

いんですが、達成していきたいと。県の県民意識調査等がございますけれども、その中で今後、県民意識調査の中で大人の読書時間はどうかとかいう状況等をまた調査していきたいなと考えております。

○緒嶋委員 それと、町村でもまだ図書館がないところがあるわけですか。

○福田県立図書館長 現在、8町村に図書館、いわゆる図書館法で定められた図書館がないところがあります。

ただ、そこには公民館図書室がありますので、本が置いてある拠点がないということではないんですけれども、蔵書数とか、その辺がやっぱり弱くなってるということがございます。

○緒嶋委員 そういうところも含めて、市町村との連携をとらないと、県だけが日本一読書県といっても、そういう市町村との連携というか、行政同士の連携がないと、県だけが叫んでるといような感じ、図書館もない市町村がそれだけあって、読書日本一というのはいかなものか。ほかの県でも、まだ図書館のない県があるのか、恐らく宮崎県が逆に言えば、日本一図書館が少ない県と言われることにもなるんじゃないかと思ってるけれど、そこ辺はどうですか。

○福田県立図書館長 後段のほうの御質問でいけば、そういうことはありません。宮崎県が一番図書館が少ないという県ではないと思います。

あと、今回、日本一読書を全県的に市町村立の図書館なり、図書室と連携しなくてはいけないという部分は、まさにおっしゃるとおりで、今回お願いしております新規事業でもそのやまびこ移動図書館は、市にかわってもっとたくさんの本を、もっとじっくり時間をかけて読んでいく、子供たちが読んでいただけるように、学校にも送りますし、あわせて、市町村立の公民

館図書室にも同じように充実させて送るようにはしていますので、そういう意味では、日本一読書県に向けた環境整備がこの事業で進められるのではないかと考えております。

○緒嶋委員 私は、反対するわけじゃないので、本当に形にならなければ、口先だけで日本一と言ったって、意味がないじゃないかという思いがあるわけですね。だから、そういうことが本当に日本一、誰が見ても日本一になったなというようなものが出てこないことには、それは何でも知事が甲子園優勝と言いながらも、優勝できなければそれは口で言うだけということになるわけだから。そういうことにならんように、やはり本当に日本一だなと思うような読書県になってほしいという願望があるから、そういうことを含めながら努力してほしいということがあります。

それで、今度の図書館の新図書流通システム、これはなかなかアイデアとしては、おもしろいと思うんですけど、これはほかの県もこういう形で何かシステムを組んでいる県はあるわけですか。

○福田県立図書館長 各県図書館はこういうふうに市町村物流を行っておりますけれど、今回、私どもの県がこの事業を出しましたのは、一つの先進県の例として、鳥取県の図書館が、やはり毎日発送を行っておりますして、このスピードアップが結果的に読書の量もふやしていったということで成果を上げているようですので、それに倣って、全国トップクラスの毎日発送というシステムを導入させていただきたいということで、お願いをしております。

○緒嶋委員 次に、471ページ、家庭教育振興費、今、家庭教育というのは学校教育と並び、大変重要、これ振興費がわずか175万8,000円、これ

は振興費という名前がつくこと自体がちょっとおかしいんじゃないかと思うけれど、これは、安くて効率を上げるということでもいいのかもしれないけれど、この内容は何ですか、これはもうちょっと詳しく。

○**恵利生涯学習課長** 家庭教育振興費でございますけれども、これは実は2年前から事業を別にやっておりました家庭教育のサポートプログラムというプログラムがありまして、家庭教育にかかわる保護者、または中高生、そして地域の方々、高齢者、こういう方々向けの二重のプログラムを抱えております、サポートプログラムというプログラムを用意しまして、このプログラムをもとに200名を超えるトレーナーという方がいらっしゃいます。これを啓発する、先生みたいなものでございますが、そのトレーナーが、そのプログラムを各地域の学校におきましてはPTAの活動だったり、そして高齢者学級だったり、そして実は先日は延岡市の消防署の方々に行って、そういう子育てについての研究会というんでしょうか、講演というんでしょうか、そういうことを実施したりもしております。

または、この事業の中でそういうサポートプログラムをより啓発していきたいということで、リーフレットを作成したり、またDVDを県内各地に広げていきたいということで考えているところでございます。

○**緒嶋委員** 予算額がこれくらいで、そういうことが本当にできるのかなって、金額がちょっと丸が1つ少ないんじゃないかなと思ったものですから。今の予算でそれくらいのことはできるわけですね。

○**恵利生涯学習課長** 少ない予算でございますが、有意義に使わせていただいて、今ある人財を、育てている人財に各地域で活躍していただ

いて家庭教育の支援の充実に努めていただきたいというようなことも考えております。

○**緒嶋委員** 期待しております。

それと、美術館で今度、伊東マンショの美術展があると思うんですが、これはその特別展の中に入っておるわけですか。

○**川越県立美術館副館長** 特別展そのものの3つの中には入っておりませんが、特別展と同じような取り扱いで実施をするということで考えております。

○**緒嶋委員** 入っていないという理由は何ですか。

○**川越県立美術館副館長** 美術館が計画したのではなくて、文化文教課が計画をして、そしてうちの会場を活用してするという事になっております。

○**緒嶋委員** これは、知事までがローマまで行かれたんですけど、宮崎だけかと思ったら、東京であり、長崎であり、宮崎が最後になっておるわけですね。知事は行かなくてもよかったんじゃないかなと思ったりもしたんですけども、知事が行かなければ、マンショは帰ってこなかったんですか。

○**川越県立美術館副館長** そのところはちょっとわからないんですけども、ただ、知事の熱意があったことは間違いのないと思いますし、また西都市の皆様方とか、ちゃんと熱い思いがあったために実現したのではないかと考えております。

○**緒嶋委員** できれば宮崎県で最初にやってほしかったなという願望を含めて、ありがたいことでもありますけれども、これはまた宮崎のほうでもやっぱり盛り上げて、伊東マンショはどういうすばらしいものかというのは、みんなに見てもらうためのPRもかねてやらないといかんのじゃないかなと思います。

それと、その美術品の購入の基金を今度は使い切るといふか、財政が補填するという制度が変わったものですから、ことしあたり何か、なかなかタイミングというのは難しいし、それがどういうルートで入るかというのはなかなか我々にもわからんところがあるんですけど、何かにこだわってとか、何かいいものがあつたらというような、そういう思いというのは何かあるわけですか、この基金の活用で。

○川越県立美術館副館長 基金条例を改正していただきまして、道が開けたということで、今、画廊関係とか、情報収集をしているところでございます。

本来でしたら、例えばシュルレアリスムとか、うちの特色であるんですけども、海外作品等がちょっと高騰しております、投機の対象になってるっていうところもありまして、まず国内作品かなと考えているところで、国内作品関係の情報とかも入ってきてるんですが、実物の確認もうちの職員がしたりしているところですが、まだ購入関係の候補を絞るところまでいってないところでございます。

情報はまた収集していきたいと思えます。

○緒嶋委員 そのタイミングは、なかなか難しいと思うんですけど、いつも目を光らせておるといふか、収集するという思いを持っていないければ、今までの10年間も休眠状態の中では、その美術のいいものが手に入らんわけですので、そういう点では今後ともできるだけ早くいいものを1つぐらいは、ぜひ収集していただきたいということを要望しておきたいと思えます。

○中野委員 小中学校の読書活動の周知っていうのかな、読書冊数が平均以上ってありましたけれども。

○永山学校支援監 先ほど説明した、1カ月単

位の読書冊数につきましては、1カ月の読書冊数での調査というのがありまして、それでは、中学生は平均で、4.1冊が本県で、全国が4冊ということになってます。小学校が、本県の平均が14.9冊、全国が11.2冊という状況です。

○中野委員 それで学力テストにこだわるけれど、読書っていうのはいいけど、あの中で学力テストで平均以上は国語Aだけだったですよ。あとはだめだったですよ。これ何か関連ありますかね、学力と。

○永山学校支援監 読書と学力とその関連については、相関はないかもしれない。ただし、やっぱり読書を推進して読んでいる、取り組んでいるところの実際の正答率を見てみると、高い傾向があると分析はされております。

○中野委員 傾向があるというのは、相関があるということじゃない。

○永山学校支援監 イコール読書をすれば学力が上がるということではないということです。

○日高副委員長 465ページ、教職員人事管理制度について、いろいろ教職員のコンプライアンス管理っていうのはどうされてます。

○西田教職員課長 この教職員人事費の中にあつまして、実は、「やる気、元気！自ら学び続ける教職員のキャリア形成推進事業」の中に、そういうコンプライアンス関係の講演会というような費用が入っております。

○日高副委員長 高校の教員で部活動を持つてる教員がいますよね。そしたら土日もなかったり、夜も7時～9時まで、これって給料とか、基本給があつていろいろありますよね。どういう数になってますか。

○西田教職員課長 基本的に、教員に時間外はありませんが、土日なんかは3時間以上すると3,000円の手当がつくという形。3時間を超え

ると、3,000円です。

○日高副委員長 わかりました。

○重松委員長 ほか、ございませんか。

それでは、以上で特別支援教育室、教職員課、生涯学習課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後3時3分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

スポーツ振興課、文化財課、人権同和教育室の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○古木スポーツ振興課長 スポーツ振興課関係について御説明いたします。

歳出予算説明資料、スポーツ振興課のインデックスのところ、475ページをお開きください。

一般会計で9億9,410万4,000円をお願いしております。

以下、主なものにつきまして事項別に御説明いたします。

477ページをお開きください。

一番下の段にあります、(事項)スポーツ施設管理費でございます。2億9,891万2,000円を計上しております。

次の478ページをお開きください。

主なものにつきましては、説明欄の1、施設管理運営費、指定管理者であります。これは、県総合運動公園有料施設や県体育館、県ライフル射撃場の管理運営を指定管理者へ委託するための経費でございます。

次に、中ほどにあります(事項)保健管理指導費でございます。4,501万3,000円を計上しております。

主なものにつきましては、説明欄の2、県

立学校児童生徒保健管理指導であります。これは、県立学校に在学する児童生徒の各種健康診断や心臓検診などに要する経費でございます。

続きまして、その下にあります(事項)学校安全推進費でございます。1億4,502万円を計上しております。

説明欄の1、日本スポーツ振興センター共済事業であります。これは、学校管理下での児童生徒の負傷や疾病に対する医療費等の給付などに要する経費でございます。

続きまして、479ページをごらんください。

上から2番目の段でございます、(事項)体育大会費でございます。1億9,804万1,000円を計上しております。

主なものにつきましては、説明欄の1、国民体育大会経費であります。これは、主に国民体育大会及び九州ブロック大会へ県選手団を派遣するために要する経費でございます。

また、同じ欄の4、国民体育大会九州ブロック大会開催整備事業であります。これは、ことし本県で開催されます国民体育大会九州ブロック大会の運営費等に要する経費でございます。

次に、その下にあります(事項)体育振興助成費でございます。4,551万1,000円を計上しております。

説明欄の1、体育振興助成費であります。これは公益財団法人宮崎県体育協会や宮崎県高等学校体育連盟などの各種団体への助成や、各種大会の開催及び選手派遣に対する助成に要する経費でございます。

次に、その下にあります(事項)競技力向上推進事業でございます。1億4,781万7,000円を計上しております。

主なものにつきましては、説明欄の1、選

手強化であります、これは競技力の向上を図るための、強化合宿等に対する支援や指導者の養成などに要する経費でございます。

続きまして、480ページをお開きください。

上から2番目の段にあります、(事項)宮崎県スポーツ推進基金でございます。2,759万円を計上しております。

主なものといたしましては、説明欄の2、スポーツ推進事業であります、(1)生涯スポーツ推進のための、ア、“1130”県民運動ライフスポーツ推進事業や、(2)競技力向上のための、ア、国体選手育成強化事業などに要する経費でございます。

続きまして、主な新規事業、改善事業について御説明いたします。

恐れ入りますが、常任委員会資料をお願いいたします。資料の14ページをお開きください。

新規事業「国体準備スタートアップ事業」でございます。

1の事業目的・背景でございますが、2巡目国体の着実かつ円滑な準備を進めるため、県、市町村、競技団体等からなる県準備委員会の設置準備や、県有主要体育施設の整備等に関する調査研究を行うものでございます。

2の事業の内容でございますが、(1)県準備委員会の設置準備につきましては、副知事をトップとする庁内検討会議を開催するとともに、組織体制等の検討や、市町村や競技団体等との調整を図りながら、県準備委員会の設置に向けた準備を行います。

また、(2)施設整備に係る調査研究では、県有主要体育施設の整備に関する施設の機能、整備環境、スケジュール等の調査研究をコンサルタントに委託して実施いたします。

3の事業費でございますが、1,897万4,000円

を計上しており、4の事業期間につきましては、平成28年度の単年度事業としております。

5の事業効果でございますが、県準備委員会の設置準備や、県有体育施設の整備等に関する調査研究を行うことにより、2巡目国体の着実かつ円滑な準備を進めることができると考えております。

続きまして、資料の15ページをごらんください。

改善事業「宮崎から世界へ挑戦！ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト」でございます。

1の事業目的・背景でございますが、全国大会や国際大会で活躍できるジュニア選手の発掘・育成を行うことで、将来、本県が日本のリーダーとして、スポーツ界を牽引できる人材の育成を図るとともに、本県出身者のオリンピック競技大会などの国際大会におけるメダル獲得や、2巡目国体における天皇杯獲得を目指すものであります。

2の事業の内容でございますが、(1)事業推進体制の設置では、募集や発掘、育成プログラムの作成など、事業全般を総括する専任マネージャーの配置を行います。

(2)募集では、発掘PRのために対象となる県内小学校4年生と6年生全員へのリーフレット配布や、大型商業施設などにおいて活動状況の展示を行います。

(3)発掘・オーディション開催では、30メートル走や反復横跳びなどの測定や個人面談等を行い、体力・運動能力が特にすぐれ、高い志を持つ子供を選考することにしております。

(4)育成では、身体能力を高めることはもとより、トップアスリートに必要なコミュニケーションスキルの向上や、発掘した子供の可能

性が生かせる競技を探るプログラムなどを実施し、子供たちの成長を支援していく体制づくりを進めてまいります。

3の事業費でございますが、1,801万1,000円を計上しており、4の事業期間につきましては、平成28年度から30年度までの3カ年としております。

5の事業効果でございますが、子供たちのスポーツに対する興味・関心を高め、体力・運動能力の向上を図るとともに、本県出身者のオリンピック競技大会などの国際大会におけるメダル獲得が期待できると考えております。

続きまして、資料の16ページをごらんください。

新規事業「めざせ全国制覇！甲子園優勝サポート事業」でございます。

1の事業目的・背景でございますが、県民の悲願となっております本県初の甲子園優勝に向け、選手の育成・強化や指導者の養成を充実させ、本県代表校の支援を強化していくものであります。

2の事業の内容でございますが、(1) チームサポート強化事業では、メンタルコーチやトレーナー等を活用し、試合の重圧に負けないメンタル面の強化や、選手のけが防止に必要なトレーニング方法等の実践など、総合的なサポートを行います。

(2) エース&スラッガー育成事業では、甲子園で勝つために必要なチームの柱である中心投手、中軸打者の育成を行います。

(3) 指導者養成支援事業では、指導者の資質向上のために、全国優勝校監督等の講演会を行います。

また、各学校の監督・部長はもとより、広く県民に参加を呼びかけ、県全体として甲子園優

勝へ向けての機運を高めます。

(4) 県中学生選抜チーム支援事業では、県下全域から中学生のすぐれた選手を集め、選抜チームを編成し、強化合宿や他県との合同練習、さらには全国大会への出場を通して、将来、高校球児として活躍する中学生選手の育成を行います。

3の事業費でございますが、396万6,000円を計上しており、4の事業期間につきましては、平成28年度の単年度事業としております。

5の事業効果でございますが、甲子園優勝を目指した取り組みにより、本県の競技成績の向上が期待できるとともに、甲子園優勝が達成されれば、県民に大きな感動や活力、勇気や夢を与えることができると考えております。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明申し上げます。

資料のほうがかかりまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況と表紙に書かれてあります資料の11ページをお願いいたします。

下のほうの四角囲み17番でございます。

「選手の育成・強化について、知事の政策提案で掲げられている「甲子園での優勝」等の目標が達成できるよう、目標に見合った事業展開を行うこと」との指摘要望事項に係る対応状況についてであります。

選手の育成・強化につきましては、各関係団体と連携を図りながら、少年の競技力強化として、競技力強化推進校等に指定されている学校に、遠征や合宿費の支援や、成年の競技力強化として、有望選手を県内企業等に紹介し、就職による県内への定着等に取り組んでいるところであります。

さらに、本年度からは、小学生段階からの有望選手を発掘するためのオーディションを開催

し、平成28年度当初予算案においては、その発掘した選手の育成を図るための予算を計上しているところであります。

また、甲子園での優勝実現に向けた取り組みにつきましても、先ほど、平成28年度当初予算の新規事業で御説明いたしましたとおり、選手が甲子園の大舞台でも最大限の力を発揮できるように、メンタルコーチ等の専門スタッフを活用したさまざまなサポートや、チームの柱である選手を育成するための予算を計上しているところであります。

スポーツ振興課につきましては、以上でございます。

○大西文化財課長 文化財課の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料、文化財課のインデックスのところ、481ページをお開きください。

平成28年度の当初予算額といたしまして、7億1,925万8,000円をお願いしております。

以下、その主なものにつきまして御説明いたします。

483ページをお開きください。

上から6段目の(事項)文化財保護顕彰費に7,460万円を計上しております。

その主なものといたしましては、その下の説明の欄の9、「西都原古墳群調査整備活性化事業」の2,316万3,000円であります。

この事業は、西都原古墳群内の古墳の発掘調査や復元工事、また、陵墓参考地周辺の調査などを行い、古墳群の魅力アップを図っていくものであります。

次に、同じ説明の欄の12、改善事業「めざそう神楽の世界無形文化遺産！みやぎきの民俗芸能活性化事業」であります。これにつきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

続きまして、次のページの484ページをお開きください。

上から3段目の(事項)埋蔵文化財保護対策費に2億7,391万8,000円を計上しております。

主なものであります。説明の欄の4、埋蔵文化財発掘調査の2億4,556万円であります。

この事業は、都城道路や高千穂日之影道路、また国富スマートインターなどの建設に伴い、国土交通省及び西日本高速道路株式会社などから委託を受けて、発掘調査や報告書の作成を行うものでございます。

続きまして、その下の(事項)埋蔵文化財センター費に2,819万1,000円を計上しております。

主なものといたしましては、説明の欄の1、管理運営費であります。これは、埋蔵文化財センターの光熱水費や設備の保守管理委託費など、維持管理に要する経費でございます。

次に、同じページの下から2段目の(事項)博物館費に1億3,052万9,000円を計上しております。

主なものといたしましては、説明の欄の2、管理運営費であります。これは、総合博物館の光熱水費や設備の保守管理委託費など、維持管理に要する経費及び展示解説員の報酬等でございます。

また、次のページ、485ページの一番上の説明の欄の4、新規事業「博物館設備充実事業」に、450万2,000円を計上しております。

これは、総合博物館及び西都原考古博物館の設備などが老朽化したことにより、更新等を行うものであります。

まず、総合博物館におきましては、展示施設の音響機器の更新などを行いたいと考えております。

また、西都原考古博物館におきましては、西

都原古墳群などを映像で紹介するための、大型プロジェクターのリース及び非常時の補助電源蓄電池の更新をお願いするものであります。

これにより、来館者に安全で上質な鑑賞環境を提供できるものと考えております。

次に、その下の(事項)博物館教育普及費に1,542万9,000円を計上しております。

主なものといたしましては、説明の欄の1、特別展費であります。これは県民の皆様から自然への理解や歴史への関心を深めていただくことを目的とし、開催するものであります。

なお、平成28年度は、ふしぎ生物ワンダーワールドなど、4回の特別展を計画しております。

続きまして、その下の段の(事項)博物館資料整備費であります。3,848万5,000円を計上しております。

主な事業といたしましては、説明の欄の4、「民家園文化財再生・伝世事業」であります。3,354万5,000円を計上しております。

この事業は、総合博物館にございます江戸時代に建てられた民家4棟のうち、2棟につきましては、先般、委員長にもお越しいただき、完成披露を行ったところであります。残りの2棟につきましては、カヤぶき屋根のふきかえなどの改修工事を行うものであります。

次に、その下の(事項)考古博物館費に、1億971万1,000円を計上しております。

主なものといたしましては、説明の欄の1、管理運営費であります。これは考古博物館の光熱水費や設備の保守管理委託費などの維持管理に要する経費でございます。

次に、資料がかわりますが、債務負担行為についてでございます。

平成28年2月定例県議会提出議案をお願いいたします。12ページをお願いいたします。

下から5行目、文化財課のところをごらんください。

「民家園文化財再生・伝世事業」であります。

これは、先ほど御説明させていただきましたが、県総合博物館民家園にございます、民家の改修工事費用に係る債務負担行為を設定するものであります。

債務負担行為の限度額は、一番右側にお示しておりますが、3,805万6,000円でありまして、期間は、平成28年度から29年度までの2年間をお願いするものであります。

次に、文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。17ページをお開きください。

改善事業「めざそう神楽の世界無形文化遺産！みやぎの民族芸能活性化事業」でございます。

1の事業の目的・背景であります。現在、みやぎの神楽のユネスコ無形文化遺産への登録を目指した取り組みを行っております。

登録されるためには、これまで以上に県民の機運の醸成や、県外へのアピールが必要となってきたところでございます。

そのため、これまで行ってきております調査研究や、映像記録の作成に加えまして、みやぎの神楽を紹介したガイドブックの作成を行いますとともに、県外の国指定神楽保存団体との連携を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、県民の民俗芸能につきましても、保存・継承を図っていくものでございます。

2の事業の内容であります。①「めざそう世界無形文化遺産！みやぎの神楽魅力発信事業」につきましては、①であります。県内外の有識者で構成いたします、神楽魅力発信委員会による調査・研究を進め、引き続き基礎資料の蓄積を行ってまいります。

②であります。みやぎの神楽をわかりや

すく紹介したガイドブックを作成したいと考えております。

実は、現在、みやざきの神楽全体を紹介した書物はございますが、非常に専門性が高くなかなか読みにくい部分がございます。

そこで、読みやすいガイドブックを作成することで、本県の神楽の理解促進・情報発信を図りたいと考えております。

③であります。県外の神楽団体との連携を進めまして、具体的には、九州の国指定神楽の保存団体からなる協議会を設立し、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた取り組みを、協力して行っていきたいと思っております。

(2)「文化財伝承活動支援事業」といたしましては、①であります。民俗芸能保存団体などへの、衣装や太鼓などの用具整備等につきまして支援を行いますとともに、②にありますように、文化財愛護少年団の交流活動への支援や、このたび改修しました博物館の民家園を活用した、民俗文化体験事業などを実施いたしまして、ふるさと宮崎への愛着や誇りを育むものでございます。

3の事業費につきましては、1,152万5,000円を計上しております。

4の事業期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画しております。

5の事業効果につきましては、ガイドブックを作成いたしますことで、神楽の価値が再認識されるとともに、県民の意識の醸成が図られるものと考えております。

また、九州管内の保存団体が連携して、国内外に神楽の魅力をアピールすることで、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた体制の構築が図られるものと考えております。

さらに、民俗芸能の学びや体験事業を通しま

して、郷土の民俗文化への理解が深まり、ふるさと宮崎への愛着や誇りを育むことと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

○黒木人権同和教育室長 人権同和教育室について御説明いたします。

歳出予算説明資料の人権同和教育室のインデックスのところ、487ページをお開きください。

一般会計で924万4,000円を計上しております。以下、事項別に御説明いたします。

489ページをお開きください。

上から5段目にあります(事項)人権教育総合企画費に737万8,000円を計上しております。

主なものとしまして、説明の欄、1の(1)「人権啓発資料作成事業」であります。これは、児童生徒と保護者等と人権についてともに話し合うための資料、ファミリーふれあいを作成するものでありまして、学校や家庭での活用を図っているところでございます。

次の(2)改善事業「中学生の人間関係づくり「コミュニケーション能力」育成事業」であります。これは中学生にピア・サポート活動に関する知識や技能を身につけさせることでコミュニケーション能力を育成し、仲間とともに支え合う人権感覚を持った人づくりを目指すとともに、一人一人が大切にされる学校風土の醸成を図る事業であります。

ピアとは仲間という意味でありまして、ピア・サポート活動とは、生徒が互いに思いやり、助け合い、支え合う人間関係を育むために行う活動のことでございます。

次に、(事項)人権教育連絡調整費に186万6,000円を計上しております。

これは、人権教育の円滑な推進を図るために、市町村教育委員会や人権教育関係団体との連絡

調整、人権教育の状況等の調査指導に要する経費であります。

以上でございます。

○重松委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○中野委員 埋蔵文化財、今、国富でやってる分だけれど、県から委託を受けて、今やってますよね。今やってるのは、県が直接人を雇ってやっとするわけか、それともまた再委託をしてやっておるわけか。

○大西文化財課長 発掘調査は県が直接やっております。

○中野委員 参考に、たしか五、六十人も来て毎日やっとするけれど、どうやって集めるんですか。

○大西文化財課長 まず、いわゆる正職員というものは、2名とか4名とか、そのくらいだと思います。あとは現地での作業員の方をお願いするという、今、そういう流れでやっております。

ただ、いきなり、全く初めての方っていうのはなかなか難しいところでございます。

ただ、幸いなことに東九州道を通した関係で、各地域に結構以前やってらっしゃった方というのがいらっしゃって、その方たちにまた来ていただいているという状況でございます。

○中野委員 参考に、日当幾らですか。

○大西文化財課長 発掘作業が6,040円をお願いしています。

○井本委員 神楽のガイドブックを作成するというんでね。延岡も神楽の大会みたいなものやっしてるんだな。私も見に行くと、その内容が多分、題名は書いてあるんだけど、我々素人では何を舞ってるかわからんわけよ。だから、あそこにモニターのかいのもつけて、今こ

れこういうことで舞ってますよというのを書いたらどうだって私は総務の責任者みたいな人に言ったのよ。

そしたら本人が、いや、我々もわかりませんわってというようなことで、それじゃあ、いかなのじゃないかということで、やっぱり見てる連中は、そりゃよっぽど関心の強い人は、おもしろいのかもしれんけれど、我々はしばらくいると飽きるんよ。だから、そこはモニターか何かで今何を舞ってますよというようなことを見る、ガイドできるようなものができたら、もっとほかの人たちも関心ができる。ましてやまたこれを無形文化財、ユネスコの世界遺産かなんかにというんだろう。

ユネスコにもっとアピールするためにも、そういうものを具体的にやらんと、アピール力が足りないんじゃないかなという気がするんだけど、どう思うかな。

○大西文化財課長 確かに私たちの調査でたびたびお邪魔してるんですけども、なかなか番付によって内容等がよく理解できない場合も正直あります。

ただ、神楽のそれぞれの保存団体では、それぞれの保存団体というか、例えば高千穂の夜神楽とか、椎葉とか、それぞれでは結構パンフレットは出てるんです。だから、何番はこういうもんですよ、何番はこういうもんですよってわかるんですけど、宮崎全体でわかりやすいのがなかったもんですから、今回、ぜひこのガイドブックをつくらせていただきたいなっていうのはございました。

委員がおっしゃったモニターという話ですけども、もともとが神事でございますので、その神事のときにそういうのをするっていうのは、また多分保存団体なり、そちらの神主さんって

うか、その方々が、何かお考えがあるんじゃないかと思っております。

○井本委員 それやっているわけだから、神事ではないわね、一つのデモンストレーションだわね。組織的に考えるんじゃないかと、前向きによ。でないとは私はあれはすたれてしまうんじゃないかという気がしてしょうがない。

みんなにもっとわかるようにしてほしいという、私はこれしばらく見てたら飽きるもんね。

1時間でも、もう帰ろうかなというね。

多分みんなそうじゃないですか。もうちょっと関心ができるように、興味が湧くような。考えるつもりがないならしょうがありません。

○中野委員 15ページのワールドアスリート。

これは実際問題として、この県内小学4年生、6年生に、リーフレットを配布して、パンフで募集して、この種目は何種目くらい考えてる。

○古木スポーツ振興課長 子供たちのほうは、発掘につきましては、4年生、6年生を3月末で20名ずつの発掘を考えておりますが、競技につきましては、本県のプロジェクトにつきましては、中学3年生までを見通しまして、種目を、適性を見きわめていきながら絞っていくということを考えておりますので、小学校の段階で4年生、6年生ですが、まずは20競技ぐらいを体験をさせながら、その中から中学3年生ぐらいになるに向けて、少しずつ競技を適性のある競技に絞って行って、1つの競技に絞っていくと。

中には小学校の4年生、6年生の時点で、もう1つの競技に絞って取り組んでる子供たちもおりますので、そういった子供たちについては、ほかの競技も体験させますけれども、やはりそれをやりたいということであれば、そこを尊重していくと。あくまでも最終的には子供たちの意欲と、やる気とやりたいという気持ちと、そ

の適性とをうまくマッチングさせていくということになるかと思えます。

○中野委員 県内からってなると、県内何カ所でもやるわけにはいかんでしょうから、宮崎市とか、県内高千穂辺からとか、それとも今、サッカーとか、ソフトボール、野球なんかは、リトルリーグでやってますから、じゃあ発掘してしようということだったら、現実的にどこを中心にやるわけですか。

○古木スポーツ振興課長 この育成のところに書いておりますけれども、能力開発・育成プログラムというのを実施していくことになるんですけども、現実問題、月に2回程度を考えております。

それ以外に、長期休業中がございまして、そういったところで合宿等を行っていくというようなところでもございまして、場所につきましては、宮崎市内がどうしても中心になることもありますが、例えば競技の体験をさせますので、ボートを体験させるとなると新富のほうで行ったりとか、馬術をやるとなると綾であるとか、場所は県内いろいろな場所も考慮しながら、県下一円から来られますので、ただ、この育成に当たりましては、親御さんの面接もさせていただいて、そういったことにも協力をいただけるようお願い申してるところでございます。

○中野委員 オリンピックに出てる選手はもう家庭そのものというか、そういう話かなと思って。

○井本委員 関連で、やっぱり馬じゃないけれど、名伯楽はいないと、これは名馬であるかどうかというのは、なかなか普通の人間が見てもわからんわけ。皆さん方の中でそういうものを見る目がある人がおるといことですか。

○古木スポーツ振興課長 実は、先般の日曜日に2次オーディションをさせていただきました、109名参加でありましたけれど、これを最終選考で40名、20名、20名に絞っていくということですが、これまでいろいろな先進県の、例えば福岡県あたりが10年来やっておりますが、そういったところのデータ等もありますので、その測定した数値はもちろんですけれど、あるいは本県はメディカルといいまして、ドクターとアスレチックトレーナーのほうにも体のほうのゆがみがないとか、そういったところも点検もしていただいたり、あるいは競技団体からも専門家の方に5競技ほど来ていただいて、これは県のトップの方ですけれど、その方に見ていただいていい選手はこっちへおいでいただいて、そういったものも参考に取り入れながら、今後は育成プログラムの中では、中央のほうと連携いたしまして、特にコーディネーショントレーニング等を行う場合には、やはり一流の指導者に指導をしてもらわないと、そんなに選手は育ちませんので、JSC、日本スポーツ振興センターのほうと連携をとりまして、例えば今調整してるのは、ドイツの方で、冬季のオリンピックあたりに非常に携わっているような方に来ていただけるように今調整をしております。そういったトップの方とかオリンピックに出場した選手等の認定式のほうには、実は井上康生選手のDVDでメッセージも今いただいて準備してたり。

そういった工夫等もしながら、いろいろなところと連携しながら、お力をいただきながらやっていきたいと考えております。

○日高副委員長 関連もよくある話ですが、田舎のほうに輝く選手がいたり、実をいうと高千穂の6年生ですけれど、言われてるんですよね。

野球がしたい、すごくいい子なんですよ。

高千穂を離れて延岡に転勤して、そこに入ったほうが君のためになるよとアドバイスはしたんですよ。親が思い切るかどうかだよって話をして、結局そういった隠れた子がそれぞれの競技でいるんですわ。

こういう形でやってる、福岡県がやってるところでやられてる、教育委員会がやるのであれば、こういう形しか正直いってないのかなっていう気はしておるんですけれど、しかし、これを選ぶ過程、例えば30メートル走、反復横跳びという話であるんですけれど、瞬発力系ですね。競技によっては、やっぱりパワー、力系とか、それぞれの競技種目によってあると思うんです。

足が1秒でも0.何秒でも早いほうが一番上っていうわけでもない部分も正直あります。短距離を育てるとか、のみに絞るとか、なかなかスポーツの世界って難しい。

井本先生が言ったように、センス、素質ですね。ここは、やっぱり必要なんですよね。将来的にこうだなんていう部分については、やっぱり小学校では見えない部分もあったり、それぞれ成長過程もあるんで、結構難しいんですが、そういったところもちょっと含めて、今後スポーツ少年団とかもあると思うんですよね。その中で、そういうとこと連携とか考えてないのか、意見を伺いたいと思います。

○古木スポーツ振興課長 最後、少年団との連携ということもございましたが、実はまだ今回第1回目でございますけれども、今、委員がおっしゃったように野球ですばらしい選手がいるというお話もありましたが、それぞれの競技でも少年団で今やられてるすばらしい選手がおりますが、じゃあその子供たちが今回のオーディションに全て参加しているのかというと、実はそう

ではない部分もありまして、今後、そういった啓発をしながら、そういった競技団体、あるいは少年団との連携も図りながら、一緒に育てていきたいと思いますというような連携をさらに図っていきながら、一緒にみんなで育てていこうというような取り組みにしていきたいなと思っております。

○日高副委員長 そういった動きにしていけたら、県北とか、県南とか、それぞれにいるんですね。今、都城にいいピッチャーがおるんですよ。だけれど、宮崎までっていうとなかなか難しい。

そういう、発掘はその辺じゃないかな。

○古木スポーツ振興課長 実は、ことし第1回目を宮崎でやりました。そうすると、例えば延岡の土曜授業の問題とかも絡んだりしまして、来年はそういった課題も踏まえて、来年度のオーディションにつきましては、県北、県南、県央3カ所で、また日にちもずらしますと、例えば県央で参加できなかった子が県北で参加できるとかというようなことも考えられますので、できるだけそういったところが参加がしやすいような形というものをまた工夫を考えておりますので、改善をしていきたいと考えております。

○中野委員 一つ、このめざせ全国制覇、指導者を養成するのなんて、1回、2回指導したからって、指導者なんてのはそんなに身につくもんじゃないよね。

課長はスポーツ何かやっと思ったんですか。

○古木スポーツ振興課長 私は、サッカーをやっておりました。

○中野委員 みんな野球でもそうなんよ、リトルリーグで頑張っとして、中学校に行ったら指導者がいないというのが、みんなそういう意見なんよ、逆に、指導者も。

学校にもいないのに、指導者を指導した、そんな余裕なんてない、それよりか副委員長みたいな経験者がいっぱい、うちの辺でもおるよ、巨人にいてやめたり。やっぱりそういう人を採用するか、日々雇用かなにかしたほうがよっぽどいいよ。野球連盟、高野連なんか、言葉じゃいろいろ言う人がおるけれど、実力のある人がそんなにおらん。

○古木スポーツ振興課長 今、御指摘がありましたように、この事業につきましては、指導者の養成事業、講演会というのは1回でございますけれども、実はことしもこれは実践しまして、横浜高校の渡辺監督に来ていただいて、県と高野連で一緒にさせていただきました。

次年度以降もこれを一つやりたいと思いますが、これの狙いは、一つは高校の先生方、指導者の方に火をつけたいということと、県民の方にも参加をいただいて、県民の方にもそういう機運を高めていただくというのが狙いでございます。実は今ございましたように、高野連のほうも別にそれぞれ高野連の中で指導者講習会、あるいは甲子園塾等に派遣をしたり、高野連さんのほうもそういう努力をされてますので、県の取り組みとダブらないような形で計画をさせていただきます。

今回のこの指導者養成支援事業というのは、その中の一つということになるかと思います。

○中野委員 課長が燃えているのはわかるけれど、そんな指導者なんて1日1回やったからって、名将になる話は今まで聞いたことがないし、そんなのは持って生まれた才能ですよ。

○日高副委員長 もしできれば、1カ月なら1カ月、大会がないようなときに、どっかの高校か大学に指導者の監督を派遣をするとか。例えば、名古屋商科大学行ってる中村監督が、これ

はもう甲子園で53勝して、優勝4回、PL学園ですね。行けば行きますよっていうんですよ、仮に言えばですね。私のところで高校野球してるイノマタっていう監督が、池田高校に1カ月、2カ月行ったんです。1カ月ずっと自腹で行ったのかな。

そういったことをして、あのときはたまたま甲子園に行けたみたいですけど、そういった成果もあったから行けたというのもあるんですよ。そういう希望があれば、高野連も率先してそこまでやってもらわないと、予算がついたはいいが、後は知らんというようなことでは、これは本末転倒ですからね。

高野連とその辺もちょっとやって、逆に入り込んでいくような形も必要かなと。

○古木スポーツ振興課長 今の件でございますが、実は高野連のほうもそういう強い学校等への派遣については、やられてるということもお聞きしてますので、期間とか、具体的にどういったところかというのはお伺いしていませんが、今の御意見もいただきながら、また高野連と一緒に取り組みがダブらないように、お互いに効果が出るような形でやっていきたいと思えます。

○井本委員 本気でやるなら、396万はないだろう、幾らなんでも。単におざなりだな。みんなから言われるからしょうがない、こんな形だけつくっておきますよと。396万ぐらいで、甲子園制覇というのは、本気かなという感じがするんだけど、あなた、どうですか。

○古木スポーツ振興課長 御指摘のとおりでありまして、これで、満足はしておりませんが、限られた中でまずは効果的に使わせていただいて、頑張っていきたいと考えております。

○日高副委員長 事業期間も1年って、また来年になったらもめるのかなって、予想ですよな。

来年はもっとたくさんつけるといいますか、そういうのだったらまだ問題はないけど。いろんな形で連携をとっていかないといけない、近々連携をとっていきましょう。

○緒嶋委員 めざせ全国制覇だから、全国制覇するまでは、この予算はつけるということね。

○古木スポーツ振興課長 優勝するまでつくかどうかというのはこの場では申し上げられませんが、優勝するまでやるぐらいの気持ちで頑張っていきたいと思えます。

○緒嶋委員 やるぐらいの気持ちじゃいかんわ。やるまで、目指せだから。目指すところ、目的まで達成しなければ目指したことにはならんわけ。去年の予算かな、名称が変わったようなときがあったですね。甲子園を目指せか何か、そういうことのないように、1年1年の単年度予算でもいいけれど、結果として目指して、継続してやるということが一番重要だと思います。

何のために全国制覇という名前をつけたのか、やはりみんなの期待というか願いでもあるわけですね。知事がまたそれを言ったわけだから、この知事がおる間は目指さないといかんし、その途中で目指して、制覇すればそれはそれでいいでしょうけれど、それまでは知事がまた来年は倍ぐらいつけるぐらいの知事じゃないと、また目指しておることにはならんと思えますので、ぜひ頑張ってください。

○中野委員 甲子園を目指すというんだったら、コーチとか、高等学校で優勝したのが行くわけ。今の公立でばらばら、そんなところで幾ら研修したからって、よその県なんか全国から集めるのにね。教育長、推薦入学制度ができたときに、スポーツがしたい人はスポーツで入学できて、そういう推薦制度になるかなって楽しみにしていたら、何かわけのわからん二次試験みた

いな推薦制度になってるわけですよ。

推薦制度を使ってから、A高校は野球とか、B高校はサッカー、マラソン、そういう推薦なんか方法というか、学校ごとに集めるというか、そんなことしない限り、ばらばらこんなことしたってA校に優秀なのが2人しかいない、県内集めれば行けるかもわからん。こんなことして、本当に行けるとかなと思って。

推薦の、もとのやり直しを。

○飛田教育長 競技力向上で、宮崎県の高校生の人数っていうのは限られているわけですから、たくさんの学校でやったら、なかなか全国で通用しないというのはそのとおりだと思います。

だから、スポーツ推薦制度を取り上げて、バレーボールだったらここ、駅伝だったらここっていうような指定をしてるんですね。たまたま今のところ、野球はできてないというだけであって、それぞれの競技でそういう取り組みをやっております。

○中野委員 何で野球は指定しないの。

○古木スポーツ振興課長 基本的に、競技力強化推進校というのを指定しておりまして、その学校について今教育長が申しあげましたように、スポーツ推薦というのがあるんですけれど、この基準がありまして、一応3年間ぐらいをこれまでの実績と見て、3年間継続して県で優勝するとか、そういう基準をもとに指定校を定めている関係で、実は野球については毎年夏の大会等が優勝校が変わっておりまして、この学校を例えば県立高校で指定するというのがなかなか現在の状況で難しい状況もございます。

○中野委員 だからこんな根本的に直さないよ、本当無駄金になるよ。

全国いろんな各県、外国から来てたりする中で、何かもうちょっと根本から考えんと、私は

無理だと思うな。だからって否決するわけにいかんけれど。

○日高副委員長 ことし日南学園が久々に選抜に出る。金川君は2回出てまだ1勝もしてない。

教育長も任期がまだ3月31日までであるから、いいですね、甲子園まで行って、しっかり頑張れと、はっばかけてもらいたいですよ。よろしいでしょうか。

○飛田教育長 議会業務がなかったり、いろんな都合がなければ、スケジュール調整して、ぜひ行きたいという思いは持っております。

○緒嶋委員 文化財保護顕彰、県指定の文化財に、市町村から要請があると思うんですね。その時間がかかるというか、その文化財を本当に学問的に審査する学術員、そういう人たちの体制というのは整っているわけですか。

そういう人たちの人件費を含めて、予算を組んであるんですか。

○大西文化財課長 まず、流れから申しますと、教育委員会でこの文化財を指定してもいいかという諮問をまずいたします。その諮問先が、文化財保護審議会でございます。483ページの文化財保護顕彰費、1番のところですよ。ここに、いわゆる県内でそれぞれの分野でトップクラスの方々に委嘱して、具体的に14名今委嘱しております。その方々にこういう諮問がありましたけれども、いかがでしょうかという投げかけをしまして、大体、年に2回開くんですけれど、例えば7月に開いたときに諮問して、次、1月か2月に開いたときに答申をいただくと。その答申をいただいて、県の教育委員会に報告しまして、教育委員会で認めますと、流れ的にはそういうことで、文化財保護審議会で御審議いただいているという状況でございます。

○緒嶋委員 市町村から文化財にお願いしたい

ということで要請が来ている件数はどれくらいあるんですか。

○大西文化財課長 流れとしては、その市町村から申請があつて、それを全て審査するわけではございません。ある程度、これはどうかっていうのを市町村から上げてもらうような状況です。

そしてその予備調査をします。その予備調査が、一昨年ですが、30件ほど上がってきてます。その中から、文化財保護審議会に一覧表を見てもらって、この中でこういうのはすばらしいんじゃないかとか、県で非常に貴重性があるんじゃないかとかいう御判断をいただいて、そこから動き出すような形になります。

○緒嶋委員 市町村にすれば結果は別にして形式的に対象になるかならんかというのは、タイムラグというか、かなりスピード性というか、それが遅いんじゃないかと思ってるんですが、そこ辺は大体申請が来たものを、審議会にかけるかかけんかという判断はどのくらいかかるんですか。市町村から上がってきたものが。

○大西文化財課長 大体、2年に1遍ほど、市町村から予備調査を上げていただく。いわゆる候補を上げていただきます。それを審議会に見ていただいて、その中から調査に入るっていうような形になります。具体的に、例えば日向で今ウミガメの指定地を考えてる。検討してる段階なんですけれど、なかなか実際に文化財指定となりますと、例えば地籍を確定したりとか、地権者の同意を得たりとか、所有者の同意を得たりする、実際かなり煩雑な業務が入ってまいります。それプラス、その学術的な証明といひましようか、その報告書を作成する必要がございますので、どうしても半年とかそのくらいの諮問を受けてからある程度の期間は必要になり

ます。

○重松委員長 予定の時間16時になりましたので、延長してこの議案を全部済ませたいので、延長よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○重松委員長 執行部の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○緒嶋委員 市町村にここまでやってるが、結論が出るようなものはその承認が得られなければだめということになるわけでしょう。そのあたりがどこに行っても、申請した後、何も音沙汰がないというような意見を聞くわけですよ。それで、それぞれ人は期待して待ってるわけ。それに答えとか、今、こういうことやっております、調査しておりますとか、そういう情報を流すことによって、だめだったかというならそれでも仕方ない。そのあたりが、その審査会が年に2回というのがそれでいいのかという問題もあるわけです。

これ予算的には35万、1年に2回だけど、今はこういう歴史のあるものなんかもですが、希少なものは残したいというのがあるわけです。それも一つの県の文化財になったということ、誇りにもなるわけですね。だから、私は学術的に意味のないものは、それは仕方ないけれど、期待しているもので指定したからって県が余り金を出すわけでもないわけです。それは、ある意味、地域で守ってくださいというお願いするものですから、そのあたりのことをもうちょっと、スピーディーに進めるものが今はない。行政が後手後手、スピード感がないというのが一番欠点である。そのあたりの考え方は、何か前向きに努力することが大事。この世界農業遺産なんか、3年間で世界農業遺産になったんです

ね。

次も言いますが、めざそう神話の世界文化遺産、これは重ねて聞きますが、目標は何年度に世界文化遺産にしようという思いがあるわけですか。

○大西文化財課長 私どもとしてはできるだけ早く頑張りたいという気持ちは持っております。実際には非常にハードルが高いというのも実感しております。それから、今までは、この世界無形文化遺産は、国の重要無形民俗文化財に指定されているものになってたんです。ところが、国のほうの方針といいましょうか、例えば和食がなりましたですね。和食は重要無形民俗文化財でもなんでもないので、やはり内閣のほうからそういう押し込みというか、要望があって、それが先になったということでございます。

そういうのと競争になるわけですが、その中で神楽は、日本は次は神楽だよっていうふうになりたいなということで、今回例えば宮崎県だけがアピールするんじゃなくて、九州みんなアピールしようよとか、有識者の方により訴えていこうとかいうことで、今回事業を組ませてもらっているところでございます。

○緒嶋委員 前に戻りますけど、この文化財の指定については、もうちょっとスピーディーに考えてやる気があるのかどうか、文化財の指定をやろうって、文化財課はそういう思いを持って取り組まないといかんが、だめですだめですって感じじゃないのか。そこ辺の心構えは、どうでしょうか。

○大西文化財課長 文化財の掘り起こしは非常に私も大切だと思っております。その指定をすることによって、所有者の方、その地域の方々のやる気なり、保護をする、これをまたつないでい

こうという気持ちを、意欲を高める、すごいすばらしい手段だと思っております。

委員がおっしゃったのは、うちの課内でも検討してるんですけども、今までは市町村から一覧表を上げてもらって、正直、後は任せなさいというような感じだったんですけど、それじゃあやっぱりいけないということで、今後はそういうのはやはり改めていきたいと思いますという話をうちの内部でしているところです。

それから、ことしも件数にして新たに5件ほど新規を指定したところです。できるだけ多く、こちら積極的に関与して掘り起こしを図っていききたいという気持ちは、本当に持っているところでございます。

○緒嶋委員 ぜひ、そういう気持ちでやらんと、今までそういうスピード感っていうのかな、取り組みの心構えというのが、欠落してたんじゃないか。そういう期待感を持って、今、それこそ全てが世界なんか遺産という感じが、産業遺産なんかも出てきておるわけだから、そういうものの中で、やっぱり地域がプライドを持つわけですね。こういうものがあるという、それがやはりその地域のよさにもなるわけです。誇りにもなる。

それには、やはり県が後ろから押してやるという心構えを持って取り組むと、スピード感が大分違ってくる、そこら辺が私は欠落しとるんじゃないかということだから、自分の仕事に誇りを持って、全力を尽くして頑張るといふ心構えを職員が持たんことには、地域がよくならん、宮崎県がよくならん、私はそう思うわけです。

皆さんが、それぞれ自分の職責を全うする、前に進むというような自覚を持って頑張っていってほしいと思うし、宮崎県のおくれは、職員のおくれでもあると、そういう思いでみんな

頑張ってもらいたいということがあるので、特別文化財は歴史のあるものでありますので、それを保存するというのは、今、我々に課せられた大きな責務でもあるということをお願いしながら、頑張ってもらいたいと思います。

○重松委員長 暫時休憩します。

午後4時7分休憩

午後4時7分再開

○重松委員長 委員会を再開します。

○緒嶋委員 カモシカの調査です。これは具体的にどのようにやられるわけですか。

○大西文化財課長 カモシカの調査は、特別調査と通常調査というのがございます。特別調査は七、八年に1回、その間は通常調査というのをやっております。

今回は、通常調査でございます。

具体的な内容といいますのは、38名の調査員の方にお願ひしまして、ふん塊、いわゆるふんの跡ですね。カモシカの生息状況とか、目撃情報などを頼りにそういうふん塊調査とか、生息調査をやって、特別調査のときにこのあたりを調査すると、より正確な調査ができるんじゃないかとかいうような予備調査をやっているところでございます。

○緒嶋委員 これは貴重な調査ではあるわけですが、なかなかその実態というのは難しいが、カモシカの調査で、実績としてどれぐらいカモシカがおるといことは、わかっているんですか。

○大西文化財課長 前回の特別調査のときに、大体、九州管内で500頭から800頭ぐらい、多く見積もっても800頭ぐらいだろうと、あくまでも推測なんですけれど、出ております。

ただ、心配なことは、今までは山岳地の高い

部分、高地にいたんですけれども、鹿との勢力争いですか、その関係でカモシカのほうは拡散しております、そうすると結局種の保存のときに、いわゆるペアリングできないとか、そういう問題が今起こってます。

現実に、延岡商業高校の裏あたりにも目撃があったとか、結局かなりいわゆる平野部でしょうか、下のほうにおりてきてる状況がございませぬので、非常に心配はしてるところでございます。

○緒嶋委員 これはぜひ調査を続けてほしいと思います。

それから、博物館資料整備費のこの民家園ですが、2棟ですかね、2棟計画されておるといことは、私も数年前にかなり傷んでおるのを見て、これは何とかしないといけないと思って、まだ行っていませんけれども、新聞にも載っておりましたが、すばらしく整備されてよかったなと思うんですけれども、この3,300万余で2棟分の整備が終わるわけですか。

○大西文化財課長 債務負担もお願いしております、合わせて7,000万円になる予定でございます。

○緒嶋委員 委員長に言って、みんな機会をつくって、見るのがいいのかなと思っておるところでございます。

○重松委員長 ほか、御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、この課の審議は終了したいと思います。

また、総括質疑と、それから報告事項がまだ残っておりますので、この件はまた、あすの10時から、再開したいと思っております。きょうはこれで終了したいと思います。

午後4時11分散会

平成28年 3月10日(木曜日)

午前9時57分再開

出席委員(7人)

委員 長	重松 幸次郎
副委員 長	日高 博之
委員	緒嶋 雅晃
委員	井本 英雄
委員	中野 廣明
委員	田口 雄二
委員	凶師 博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育 長	飛田 洋
教育次長 (総括)	原田 幸二
教育次長 (教育政策担当)	川井田 和人
教育次長 (教育振興担当)	川崎 辰巳
総務課 長	大西 祐二
参事兼財務福利課長	田方 浩二
学校政策課 長	川越 良一
学校支援監	永山 良宣
特別支援教育室長	坂元 徹
教職員課 長	西田 幸一郎
生涯学習課 長	恵利 修二
スポーツ振興課長	古木 克浩
文化財課 長	大西 敏夫
人権同和教育室長	黒木 政信
県立図書館 長	福田 裕幸
県立美術館副館長	川越 雅彦

総合博物館 長	富高 敏明
県立西都原 考古博物館 長	入倉 俊一
埋蔵文化財 センター所 長	岩切 隆志

事務局職員出席者

政策調査課主幹	西久保 耕史
議事課主事	八幡 光祐

○重松委員長 委員会を再開いたします。

各課室長の説明及び質疑が全て終了しましたので、総括質疑に入らせていただきます。

教育委員会の当初予算関連議案等全般につきまして質疑はございませんか。

○中野委員 全体の1,000億何がしかの予算で国庫補助がどれぐらいあったかな。

○重松委員長 総務課長、時間がまだかかりますね。

○緒嶋委員 教育は、学校教育を中心に考えた場合、先生がどういうふう to 努力するかということであるが、ことしの人事異動の基本方針っていうのはどういうふうになってるんですか。

○西田教職員課長 基本方針についても、学校の活性化を図り、本県の教育水準の維持向上を図るために適正な配置を目指すということが一番中心にあります。

その中で、大きく4つあるんですけども、一つは、教職員の公正を期すための年齢とか免許等の考慮をして異動を行うということ、僻地教育の振興を図るために、僻地等学校と平地校との教職員の転入を積極的に行うということと、視野の拡大のために固定化を避けるということ、そして、優秀な人材、管理職等の人材等については広く人材を求めること、この4つの方針に

基づいて人事異動を進めております。

○緒嶋委員 基本的には、毎年大きくは変わらないだろうと思うんですよね。その中で、やはり先生の立場から言えば、僻地なんかに行きたいと思う先生は、なかなか少ないんじゃないかと思えますけれども、僻地というか、中山間地といってもいいわけですが、そういうところに異動を希望する者というのはどうですか。自分から積極的に行って、その地域の教育の学力向上とかに頑張ろうというような意欲ある、使命感のある先生というのはどうなんですか。人事異動でやはり足りない、人事がやりにくいと思うんです。希望をしない人を配置するというのは、ある程度抵抗もあるんじゃないかなという気がしますので。そのあたりはどのように対応されておるのか。

○西田教職員課長 おっしゃるように、僻地の場合に、我々としては積極的に推進するという事で、希望も結構ありまして、教科では必要とする人数よりもオーバーするところもありますが、中には少ないところもあります。そういう場合は、我々のほうから声をかけるなどしながら、やはり協力してほしいということできっちり埋めていくような予定でやっておるところです。

○緒嶋委員 特に、僻地で見れば、先生をいい先生、悪い先生と区別することはできませんけれども、学校の全体的な平均年齢とかを見た場合に、僻地は新採というか、そういうような若い先生が多い。若い先生が悪いというわけじゃないけれども、やはり教育は経験というのが、大きな指導力というか、それは必要だと思ってるんです。そうなれば、そういう年齢構成のバランスというのを十分考えた配置というのが当然必要だと思うんです。そのあたりを見た場合

に、学校の平均年齢は全県下、学校の規模にもよりますけれども、大体そのあたりは十分考えた先生の配置というか、教員の配置をされとるわけですか。

○西田教職員課長 全体の今の教職員の平均が四十六、七歳ぐらいになります。若干、中山間地で若いところもありますが、我々としては、その中でも年齢の状況を考慮しながら配置に努めているところです。

○緒嶋委員 例えばそういう46というのは、全体を見れば年齢が46になるとか、皆、まあ、平均であります、その差がかなりあるんじゃないかなという気がするんですけれど、今のことから言えば、それは余りないということですか。

○西田教職員課長 差は余りないということなんですけれど、学校種によっては若干開きがあるところがあるというような状況です。

○緒嶋委員 やはり家庭があって、家が宮崎にあれば、単身で高千穂とか五ヶ瀬とかそういうところに転勤するとか、異動するというのは、実際はほんと大変だろうと思うんです。

しかし、先生になったという使命感を持って頑張っておられるわけですから、やっぱり子供のためとか、将来の日本の国のためと思ってもいいし、宮崎のためと思ってもいいわけですが、そういう使命感であれば、そこはある程度家庭を犠牲にするという、言葉は悪いのかもしれませんが、家庭も気にはなるけれど、自分は自分の天職であるというような気持ちで異動していただきたいわけです。でないと、それだけでなく宮崎市は塾があるし、教育環境もいろいろなものでも恵まれとるわけですよ。ところが、僻地に行くほど教育環境というのは厳しいわけですので、できるだけ、どこも公平公正とか、そういう中で人事が行われなければ

私はならないと思います。やはり組合もありますので、いろいろ組合からの要望もあるだろうと思うけれども、公平公正の中で宮崎県全体の子供の将来のために、異動で明確に不公平感がないようにしたいと思いますけれども、今のところ、そういう懸念はないということでもいいわけですね。

○西田教職員課長 今おっしゃったように、我々も基本方針の第2番目に、僻地教育の振興というのを掲げてまして、そういう面では、今のところふぐあいは出てきていないと考えております。

○緒嶋委員 それから、異動して、先生がそれぞれ市町村に行かれるわけですが、そのときに、残念ながら、今年度もいろいろ先生方の不祥事件がありました。その中で、私は、それぞれの市町村の教育委員会が先生の管理監督というか、それは第一義的には市町村の教育委員会が責任を持つべきだと思うんですけど、テレビなんかでは、県の教育委員会のほうが申しわけありませんと言う前に、市町村の教育委員会にその管理の中で、マスコミに対する配慮というのは市町村の教育委員会がやるべきだと思うんです。異動は県がやっても、そこに行ったら、市町村の教育委員会の管理下にあるわけですから。その管理監督がうまくいなくて、そういういろいろなことが起こった場合、県教委が最初に出ることはどうかなと思うんです。仕組み的には、県教委がいろいろ断りを言って、申しわけないと言わないといけないのかどうか。私は今度の広島の中3年生の事件は、あつてはいかんとおもいます。これは、また後で教育長に聞きたいと思いますが、そういうことを考えた場合、そういういろいろな不祥事が起きた場合の対応の仕方というのは、今のままでいいのかなと思

うんですけど、このあたりはどんなものですか。

○西田教職員課長 服務監督権者、第一義的責任は、やはりおっしゃるように市町村教育委員会にあります。懲戒権、処分については任命権者ということで、公表の段階になりますと任免権者がすることになります。実は、平成24年度のコンプライアンス推進協議会の席において、市町村教育委員会の教育長方もその責任を感じておりまして、一昨年度あたりから、市町村の教育委員会も、停職6月、免職の事案については、同席して謝罪、また会見をするというように変わってきております。今はそのような状況です。

○緒嶋委員 わかりました。やっぱりそれじゃないと、何か全てが県教委が悪い、悪いという言葉が悪いですが、何か指導が足らなかったというふうにマスコミで写りやすいとですよ。だけれど、私は、ある意味では、市町村の教育委員会の教育における責任というか、それを明確にしたほうが、県教委との関係も逆に言えばお互い緊張感が出てくるんじゃないかな。そういう意味では、人事異動は県がやるにしても、あとの服務を含めたものについては市町村の教育委員会の責任だということを、やはり明確に。そういう点では、服務についてまで県のほうがいろいろ言うんじゃないかなという気がしておりますので気になったんですけども。そういうことは、今はもう改善というか、変わってきておるといいわけですね。

それと、いつも教育長が、いじめとかあつてはいかんと、いじめの表面に出てくる数が少ないのがいいんじゃないんだということをいつも言われる。私は、そのとおりだと思います。特に、今度の広島の場合は、学校が子供をいじめ

たようなものです。子供が子供をいじめたのと違うわけです。これは宮崎の教育行政とは違いますが、こういふことが起こるといふのは、やはりどこか仕組み、組織的に問題があるからあのようなことが起こったと思うんです。それはもう、命まで絶たないといかんと。それも指導が明確であり、中学1年生の誤記といひますか、間違つた記述が残つておつたのがもとで進路まで絶たれ、自分の命まで絶たれるといふようなことが、これは絶対あつてはいかんとですよね。こういふことが起こつてはいかんとし、やはり宮崎県でも起こらんと言えるかといふと、またそれもはっきり言えんかと思ふんです。そうなれば、やはり緊張感を持つて教育行政、子供を育てるといふのはどういふことかといふのは、先生が一番知つとるわけですから。ああいふことが宮崎県では起こる仕組みがあつちやいかんわけですが、教育長、このあたりは宮崎には絶対ないといひ切れるかどうか、教育長の考えを伺わせ願ひたいと思ひます。

○飛田教育長 ほんとに新聞記事を読んで、委員がおっしゃるとおり、何かいたたまれない気持ちになります。

非常に難しいと思つてます。校長を初め、生徒指導主事会とかいろんな会で指導を私もずっとしてきましたが、基本的な考え方として一番大事にしないといかんののは、例えば子供は間違ふもんだとか、悪いことをするもんだと。それは大人でもそうですけれど。それをまた、言うならば、心の中に悪魔も住んでいれば、善人も住んでいて、その間で揺れてるわけです。そこをどうやって社会に貢献するよふにしていくか。技術的なテクニカルなことを言へば、調査書をどうするかといふことについては、現実には、今はもう開示をする時代であります。ですから、

開示をしたときに、開示して記載事実が間違つてたときは訴訟にもなる時代ですので、かなり学校現場は慎重に対応するよふにしてまして、例えば高等学校あたりは、全てを見せてるかどうかはわかりませんが、ほとんど生徒に一回数字的なところは確認をさせておるといふのが現状であります。

それからもう一つは、基本的な考え方で、何か問題を起こした子供とか悪い子供がおつたら、それを学校の教師が面倒くさい存在だと思つたら絶対間違いで、そこを現場にどう伝えるかといふのは、実は非常にやっぱり難しいと思つてます。例えば私も、生徒指導主事をしたり校長をしていたときの経験でいふと、親を呼ばないといけな場面があるわけです。親を呼んで、親に説明をしないといかんと。例えば、謹慎で10日間ぐらい学校に来るなといふときに、よく考へて、職員に言つていたことは、幾ら親が厳しい顔をしてきても、親が帰るときには、学校に来てよかつたと思ふよふなストーリーを描いて子供の指導をするときは呼べといふ話をしてたんですが、例えば謹慎の申し渡しをするときは、子供を指導した後、子供には非常に厳しいことを言ひますが、親御さんに残つていただいて、親御さんに、一つの試練だつて、子供は間違ふもんだから、ここで、あの子が社会に出たときにああいふわがままなことをしたら通用しないから、親と学校が一緒になつて立て直すときですよといふよふな話をしましたけれど。

やっぱり学校が面倒くさい——新聞報道で読んだ限りですからわかりませんが、もうちよつと指導の仕方があつたんじゃないかと思ふんですが、そういうとこを面倒くさいとか、子供の一生がかかっているといふ意識を浸透させる努力をこれからも続けていかないとはいけなと思

うし、基本的な根底にあるのは、この前、本会議場でも答弁させていただいたんですが、15歳の子供が50代ぐらいになったときに、会っても恥ずかしくないような指導をできるような教師たちにしていきたいと思いながら仕事をさせていただいているところです。

○緒嶋委員 やはり今、人権というか、そういうものが一番尊重されなくてはいかん時代でもあります。また、そういう中で、世の中のいろいろな組織が政治で動くわけです。その中で、18歳の選挙権が、今度の参議院選挙からそういうことになるだろうと思うんですけれども、そういう場合に、主権者教育というのが重要なわけですが、当面、ことしの6月か7月に選挙がある参議院選挙について、今の3年生は、卒業したらすぐ選挙ということになるわけですが、やはり学校の中では、高校生、中学卒業して就職する人もおりますけれども、大体が高校に進学するわけですので、主権者教育をいかに高校のときにやるかと。また、投票率が高くなるということは、主権を自分が行使するわけですよね。そういうことを含めた場合には、高校の中の主権者教育というのが大変重要になってくるわけで、今、そういう副読本というのが文科省から、もう、来ておるのかもしれませんが、今後の主権者教育を、教育委員会としては今度の予算の中でどのあたりで配慮されておるのか、そのあたりはどうですか。

○川越学校政策課長 18歳以上に選挙権が引き下げられたということで、高校は、もう宮崎県は他県に先んじて早いうちに、主権者教育に対する取り組みを教育委員会また選挙管理委員会とタイアップしてやってるんですけれども、今回の予算の中に反映しているところはございませんけれども、学校の中では、そもそも地歴・

公民の中の公民という教科の中で政治のあり方、社会の問題のあり方等に興味関心を持たせるといふ授業はしておりますけれども、今回18歳になったということで、各学校に主権者教育推進リーダーというのを配置するように申し上げるところです。

それと、主権者教育委員会というのを各学校で設置をしまして、年間計画、それから取り組みについて、そこでしっかりと話し合って学校で取り組むということで、現在、そのことをきちっと申し渡してやらせてるところですけれども、現段階は、模擬選挙とか、それから模擬投票等の取り組みを各学校少しずつやっているところがありますが、積極的に参加をさせるような、またしっかりと取り組ませるような形をとっているところです。

○緒嶋委員 特に主権者教育の場合は、先生はものすごく難しいと思うんです。自分の主張を言ってもいけないわけだし、主権者教育というのはどういうことだという、その配慮もしなきゃいかんし、また十人十色の子供がおるわけで、その先生の言われたことをどう判断するかというのも、これは難しいと思うんです。

それから、いろいろな考え方があつたよということをお教えながら、自分の考えも言いながらということじゃないと、中途半端なことを言ってもいかんだろうし。何をもって主権者教育という理念かというのが難しいんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどう考えておられるでしょう。

○川越学校政策課長 議員がおっしゃるとおりでございます。政治的な中立をいかに保ちながら主権者教育をするかという点になるんですけれども、中立を要求すればするほど、今、議員がおっしゃったように、先生方が、また生徒

も含めて、政治の参加また政治に対する関心に対して後ろ向きにならないように、やはり政治的な教養という部分をしっかりと中立を大事にしながら取り組ませるといふことの指示とか、それから考え方については、各学校のほうに指示をまだやってるところです。

○緒嶋委員 今度初めての選挙年齢の引き下げということであるので、まだ皆が、我々も含めて、そういうものの体験がないままに、すぐに今度投票権の行使だということになります。これはなかなか時間的なものを含めて十分な制度というか、人間的にはまだ発達段階にある高校生がその中で判断をして、自分はどういう方向で投票するかというのは、将来にわたって重要な影響が出るので、私はこのことは、学校でいろいろと少しずつ主権者教育が変わるのは仕方がないことだと思うんです。それを、一般国民というか、我々県民から見て、何かあの学校は偏ってるんじゃないかというような形の意見が出るようでもまたいかんわけですよ。だから、そこ辺を十分配慮しながらそういう教育をする、誰が学校の中で責任者になるかという、その選択も大変重要だと思うんです。そういうことに配慮しながら、私はやはりこれを充実させるというのが、日本の将来のためにも大変重要なことだと思いますけれども。何がよいということ、私たちもまだなかなかわかりませんが、そういうものに十分配慮しながら、選挙の投票率が低いというのは、学校での教育を含め、我々親としての立場の教育も含め、国民全体の責任であるわけでありましてけれども、こういう制度ができた以上は、高校生で投票する人が今後は出てくるわけですよ。今度は18になれば、今の2年生も18になる人はおるわけだから、在校生も投票するということになるわけですよ。

そういうことを考えた場合には、ぜひ今後の試行錯誤はあると思いますけれども、間違いのないといっても抽象的になりますけれども、努力してほしいと要望します。

○井本委員 主権者教育はどんな教育をやっているのかなと、私もちょっと気になるんです。というのは、今度の場合は、18歳以上に投票権を認めると言いながら、権利として投票権を認めるんだけど、義務や責任が生じるんだということ、その辺がほんとにわかっているのか。私は、この制度はちょっと片手落ちだなど、実際、今でも思っているんだけど、やっぱりそれだけの権利を執行させるなら、義務が本来つきまとうのは当たり前ですよというところが抜けてしまっている法律だなど、私は思っているんです。

今でも、民法的にもまだ未成年というのは、これはどうしたって権利主体になれないんです。親の承諾がないと本当は法律行為ができない。これは法律でそうなっているんです。そしてまた、刑罰的にも責任を問われないということになっているでしょう。それなのに、こういう投票権だけ認めるということはどういうことかという、これは不思議な法律になっているんです。私に言わせれば、片手落ちだ。その辺で、投票するということは、ほんとにこれは国の行く末を決め、みんなのいろんなものを決めていく大切なものだ、そのために責任を負わないといかんのだということを、その辺もぴしっと。本来的に、私はこの法律は片手落ちだと思ってるんです。私はです。皆さんはどう思ってるか。だから、その辺をやっぱり責任が伴うものなんですよということをぴしっと教えてるのかなと。当然、教えてるんでしょうね。どうでしょうか。

○飛田教育長 担当課長が、細かなことはまた私のフォローをしてくれるかもしれませんが、

学校政策課を中心に、それから特別支援室、直接指導をやっている2つの課室を中心に議論してきましたんですが、選挙の制度自体の学習は小学校から高校までやっているわけです。だから、形としてはちゃんと全部やってた。それは、今まで一緒になんです。

ところが、いわゆる昭和40年代にいろんな大学紛争、それから高校紛争で、ある程度深入りしないようにということで文科省の通知があって、今みたいな形になってる。そうなったときに、仕組みは知ってるけれど、自分とは乖離したのになっていたんじゃないだろうかと思えます。ですから、非常に難しいと思うんですが、やっぱりこれを前向きに、20歳であろうと19歳であろうと18であろうと、自分の郷土の動きあるいは国の動き、世界の動きにちゃんと関心を持つということは大事で、そこにかかわらせることは非常に大切です。だから、これで後退させてはいかんということを思います。

議員がおっしゃるように、例えば少年法の問題だとかいろんなことはありますし、同じ19歳でも大学生は納税をしてないけれど、働いている人は納税してる。あるいは同じ高校3年生でも、選挙に行く子供がおれば、同じクラスに行かない子供もおる。だから、いろんな制度的なところでは非常にやりづらいというか、配慮しないといけないことがあるのは事実ですが、本県で大きく考えたことは2つです。

一つは、これをチャンスを考えようと、前向きに考えようと。若者の政治離れ、投票離れというのをここで何とか変えるきっかけにしたい。

それが一つと、もう一つは、個人の先生に責任を持たせるのは責任が重過ぎるんじゃないだろうか。今まではどうしても、生徒会の担当が自治活動をやるとか、あるいは公民の先生が政

治の仕組みを教える。そうではなくて、学校の中心メンバーでそれをどうやっていくか。学校行事もあるだろうし、いろんなところでやっていくような仕組みにしようということで、全国では例が多分ないと思うんです。私が文科省に問い合わせたときはなかったんですけど、主権者教育推進委員会というのを学校の運営委員のメンバー、いわゆる学年主任だとか生徒指導主事とかそういう重立つメンバーを、できたらメンバーにのびせしという指示をしました。その中で、教務主任とか生徒指導主事とか、全体の旗振り、リーダーをする立場を主権者教育推進リーダーにのびせし。組織立って、一人でやるんじゃないで、そういう機会を捉えてやるようにしようということを学校現場にやらせたところです。

今、実際に指導計画をつくらせておりますが、その中では、今まではいわゆる仕組みしかやらなかったのを、例えば模擬投票。きのうの新聞でも、ある県立高校が、ちょうど高校入試でほかの生徒は行かないので、町議会を傍聴に行っているという記事を取り上げていただいてありがたかったんですが、そういうことをやったり、実際に学校の投票の仕方を変えたり、あるいはあることをめぐって議論をする。中立は保たないといけないということもあるんですが、議論をするとか、具体的な今までより踏み込んだ形での指導計画をつくってございまして、実際にその研修も何度もやりました。私自身も2回、今みたいな話の理念的なところは校長たちに話をさせていただいたところです。

現場が萎縮することがないように、現場がいい形で捉えて、ここは自分たちもはまってやらないといけないというように学校現場をサポートしていきたいと思っておりますし、何かあったら

ぐ学校政策課や特別支援室が対応するから、何でもあったら問い合わせしてくれということも現場に指導しているところです。だから、前向きに捉えてやらせていきたいと考えているところです。

○井本委員 責任ということは教えてるのかね。極端な話を言うと、18歳の人以外は全部病気になって倒れてしまったと、18歳の人しか投票する人がいなかったという。まあ、極端な話だけれど。そしたら、18歳の人たちが投票して国の行く末を決めるというようなことも、まあ、極端な話じゃけれども。そしたら、それだけ責任を持たないといかんわけ。18歳の人、ほんとにね。それだけ真剣に、単に権利としてじゃなくて、責任も感じて投票してるのかという話なんです。そういうことは教えてるんでしょうねという。どうなんでしょう。

○川越学校政策課長 先ほど教育長もおっしゃいましたけれども、覚悟を持ってするっていうことが、与えられたチャンスだろうと思っています。ですので、これをいい機会として、社会に関心を持ち、いい社会をつくっていくチャンスが与えられたということで、前向きにしっかりと教えていっていると考えております。

○中野委員 まず、私は、この教育委員会の組織というのは、ほんと県内1万人の先生がおって、これを統治、ガバナンスというのかな、ほんとこれは大変だな。そこにまた、法的と現実的にちょっと違うような市町村教育委員会がいて、そこにまた校長先生がおる。県は、給料払って人事権を持ってる。かなり私は強いなと思う。校長先生の責務というのが、これが一番大きいんじゃないかなと思うんです。今回は何も校長先生の話は出てこなかったけれど、やっぱり校長。いろいろ試験とかはあるみたいですが

れど、校長の責務というのは、これは何か明確にしっかりしてるんですか。俗に言うと、事務分掌みたいなのがみんなあるけれど、校長の役割と責務という。

○西田教職員課長 法的には、所属職員を監督するというようなことで示されております。

○中野委員 それしかないわけでしょう。

○西田教職員課長 それが主体であって、特に法的なものとしては、そこに役割として明記しているものだけです。

○中野委員 職員を何だったっけ。

○西田教職員課長 正確に言いますと、校長は校務をつかさどり、所属職員を監督するということです。

○中野委員 それをもって、やる気のある人はいろいろやれると思うし、定年まであと1年だからといって、ただ職員任せの校長先生もおられるだろうし。そののどこを、学力の問題にしても、校長とかそこ辺がしっかり自覚するような仕組み。そのためには、幾ら教育長が訓話しても、頭振る人もおるじゃろうし、なるほどと思う人もおるし、そこをどう校長にしっかり前向きに課題に取り組みせるかと。ここでいろいろ議論しても、私はもうなかなかやなと思った。ぜひ、校長、もうちょっとしっかり。いじめの問題もあるし、暴力の問題もあるじゃないですか。そういうことを含めて。

それと、関連して、今いろいろ中を見ると、リーダー育成とかリーダーというのがおるわけでしょう。このリーダーというのはだれが選ぶわけですか。

○川越学校政策課長 学校政策課の中の新規事業で「リーダー」としているところでは、次世代アグリリーダーの育成とっております。

○西田教職員課長 学校の中核的なリーダーと

ということになると、主任級があります。例えば、教務主任とか保健主事とか、そういうような形になっております。

○中野委員 それだったら、教務主任とかはつきり書いたらいいじゃないですか。私は、今言うところの、学校に行くと教務主任とか、校長の下にあるじゃないですか。その下の人のまたリーダーを教育委員会が選ぶのか。それによっても、教育委員会がリーダーを選んでも、こういうやり方、学校が全然意識しなきゃ何にもならないですよ。では、教務主任の役割は何かとか、新しくリーダーとかスーパーティーチャーとか。組織に、またそういうのを入れ込むから、現場というのは納得しない部分が私は出てくるんじゃないかなと、かなりそれを感じるんです。

校長の責務というのをしっかり明確にやるべきだと。何かあったら校長が出てきて言うぐらいで。だって、今、私も、町の教育委員会を見てても、教育長が1人で学校の校長先生に会って、何とか日々雇用じゃないけれど、何というの、そんな先生が何人かおるけれど、そういう先生が学校に行ってどれぐらい物が言える。もう、それは、皆目、私は言えんと思うんです、逆に。もう少しそこ辺の実態を踏まえて、しっかり頑張ってもらいたいなと思います。

もう一つ。特別支援学校に行くと、同じ人間に生まれて、何でこんな難病にかからないといかんのかなと思ったり。

この特別支援学校の校長先生とか職員、これは例えば配置するときには、希望する先生っておられるもんですか。

○西田教職員課長 試験はします。校長任用試験ですけれども、そのときに、大体特別支援教育をずっとやっていた方々が受けられて、最終的に、我々としてもその障がい種に応じた人

材を選ぶというような形になってます。

○中野委員 いやいや、私は、試験する場合に、希望者がおられるかということ聞いてます。

○坂元特別支援教育室長 委員が、今、御指摘のとおり、特別支援教育は非常に大事な教育で、障がいの子供さんたちに対する専門的な知識、技能を持った教員になるべきだというふうに考えております。そういう中で、やはり希望される校長先生方、そして免許を持ってる校長先生方……。職員に対しては、免許が要ります。特別支援学校の免許を所持している者が、特に新採においては、平成17年以降から免許保有者が受験の対象になりますので、専門の免許を持った教員が特別支援学校の教員になるというようなシステムです。

○中野委員 そういう先生というのは、まだ行く前に、自分で希望して取るわけですか。

○坂元特別支援教育室長 はい、そうです。

○中野委員 校長先生は。

○西田教職員課長 ほぼ免許を持った先生方がなる場合が多いんですが、中には高校の普通科を経験された方が校長になる場合もあります。

○中野委員 私が聞きたいのは、校長先生はそういう施設を希望してなられる人が多いか、今の校長先生はみんな希望してなられる人か、そんなことを聞いてるんです。

○坂元特別支援教育室長 13校11の校長であります。全て希望して学校長になっております。

○中野委員 施設というのは特別だから、そこでやりがいを感じるような先生の配置が必要かなとつくづく思うんです。逆に、教職員採用で、いろいろ関係があって、そういうところで非常勤で働きたいという人もいるだろうし、そういう別枠の逆に採用、そういうのも私はこれからとっていいかなと思うんです。

○西田教職員課長 今、おっしゃったとおりで、大切なものでありますので、今、特別支援学校の区分をちゃんとつくって、別にやっているとこです。

○井本委員 教職員免許の議案もあったんだけど、教職員免許が、今、更新制になってますけれど、ないほうが、よりたくさんの人を、よりいい人材を求められるんじゃないかとかこのごろ言われる人がおるんです。例えば、世の中に出てみて、そしていろんな社会のことを勉強した後、ああ、これは、先生になりたいなと思ったときに、教職員までの教職課程を受けてないからなれない。ところが、情熱はあると。そういう人たちを取り込むために、逆に免許がないほうがいい人材が集まるんじゃないかという説がこのごろあるんだよね。それについてはどう思いますか。

○西田教職員課長 今おっしゃられるように、免許というのはある一定の知識、技能を持ったという部分で大切な部分ではあるんですが、確かに言われたように、社会人から、専門的知識が豊富な教員に向いている方がいらっしやると思います。その場合は、特別免許状という制度がありまして、そういう形で県が認めるということができまして、何人かそういう形で入っています。

○緒嶋委員 今度は、教育委員会の教育長の制度が変わるわけですが、教育委員会の組織をそのことで変えるというか、改編するというか、そういうことの必要性というのは感じてられないわけですか。

○大西総務課長 緒嶋委員の御指摘は、恐らく新教育長、これがまたこれまで以上に教育長の職責が増すということで、事務局体制をやはり強化すべしという多分御意見だろうと思うんで

すけれども、私どもとしまして、そのことは十分踏まえながら研究していかないといけないなど感じております。

直ちに来年度から、何か組織がそのことを踏まえて改正をするということは今のところございませんけれども、来年度以降、新教育長体制になりまして、いろんな事務の執行状況を含めて、そのあたりはよく研究していきたいと考えております。

○緒嶋委員 新たな教育長がどういう方針で臨まれるかということもあるし、また、知事の意向も、今度は今まで以上に反映されるわけですね。そうなった場合に、ある意味では年度途中からでもそのほうがいいということが明確に出てくれば、その時期は29年度からということではなくて、途中からでも変えるべきところは変えて、全体的に組織としての仕事がやりやすい組織をつくるのは当然だと思うんです。だから、そこ辺を含めながら検討されたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、総務課長、どうですか。

○大西総務課長 私どもとしても、そのような趣旨から、深く研究をしていかないといけないと思っておりますし、緒嶋委員から御指摘を受けて、実は全国の状況も少し見てみましたが、やはりそれぞれの自治体でそれぞれの事情に応じて工夫をされておりました。職制を含めていろいろと違いはあるんですけれども、やはり事務局の体制がしっかりしないと教育全般に影響が大きいですから、そうなったらしっかり考えていきたいと思っております。

○緒嶋委員 特に、農政は、TPPの動きを踏まえながらも、今度の4月からもう変えていく。TPPはまだ国会で審議されておる、今からスタートされるわけですが、それを見越して、

農政のほうは機構改革をやったわけですよ。そういう意味では、いいものは早く取り入れたがいいわけでありまして、全体がうまく機能するようにしないと、組織はそれぞれ機能していないということにもなるわけですので、ぜひ検討していただきたいということを強く要望しておきます。

○井本委員 私は、そもそも戦後、教育委員会が、これが独立した組織として、最初、公選制やったですもんね。これが結局公選制じゃなくなったんだけど、なぜこれをいわゆる行政と独立させたかということ、教育が結局偏ってしまったと、これの反省の上に教育委員会を独立させたと思うんです。そして、自主運営みたいなことをさせている。だけれど、それがどうもうまくいかないと、行政ともう少し密着しとかなないといかん。例えば、この前のいじめの問題が起きたときなんか、特にそうだったわけです。それで、結局、もうちょっと行政と密着させようというのが今度のもっと大きな動きだと私は思うんです。

ただ、あんまり行政と密着すると、学問というのは、できるだけこの世の中から独立しておかないといかんという使命はあると思うんですよ、本来。行政が全て正しいわけじゃないし、むしろ行政を客観的に静かに見る、そういう、特に、大学なんかは、学問の自由とか学の独立ということを言われてるから、それはもう大学は大学でいいんだけど。

だけれど、やっぱりそれと同じように、高校、中学校も、学問としてのある程度一定の自由というのは担保されにゃいかんと私は思うんです。その辺のことが、今後、果たして行政が全部引っ張っていったいいのかなと、私なんかはある意味ちょっと危惧しとるんです、はっきり言って。

だけれど、その辺のことは、戦争やらやって、あの反省の上に立ってからこそこういうのが生まれてきてるんだらうなということを思ってることは思ってる。

だから、どう見ても、メリット、デメリットというのが、私はあると思う。その辺のことをどうしたらいいかということは私もよくわからないのだけれども、何かそのことについて考えはありますか。

○飛田教育長 おっしゃることは、本当に共感しながら聞かせていただいたんですが、中教審のある時の答申で、制度変更をしたら、制度変更が半分、人が半分だという答申の談話があったことがあります。まさに誰がやるか、どうやっていくかというときに、どういう思いでやっていくかということは一つ大事だと思います。

それから、もう一つは、例えば政治とか行政っていうのは、今と未来とを考えたとき、どちらかという今を大事にしながら未来を見ていくという構造をとらざるを得ない面が多いかなと。まあ、どちらも大事だということはあるんですが。教育の場合は、どちらかという今の問題にも対処しながら、子供たちの将来、日本の将来、宮崎の将来、それを俯瞰しながらする仕事だと、そういう視点は、制度がどうであれ、忘れてはいけないなということは強く思います。

だから、おっしゃったとおり、どの制度だっていい面と悪い面とはありますが、何を大事にしないといけないとか、あるいはもう一つは、さっきから校長が大事だとか現場の教職員が大事だっていう話が議論になってますけれど、そこあたりを本気で心意気を感じてやるようなことをするというような、そういう視点をきちっと持っていくことがどんな制度設計でも大事だと思います。

○大西総務課長 冒頭に中野委員から御質問のごございました、平成28年度当初予算の中の国庫支出金の額でございませうけれども、よろしいでしょうか。198億7,729万9,000円でございませう。

義務教育関係の国庫負担金が大半でございまして、教職員課の財源の国庫支出金がおおむね170億弱でございませうので、今申し上げた198億のうちの170億弱ぐらいが人件費相当で、国庫支出金が入っているということでございませう。

全て国庫支出金を足し上げた額が、今の198億でございませう。

あとは、基本的には県費になりますが、使用料、手数料ですとか財産収入ですとか、他部局でやってるような、そういったものが少しございませうけれども、基本的に県費ということになります。

○重松委員長 議案について、ほかに御質問はございませうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、議案については以上で終わりたいと思ひます。

次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○永山学校支援監 文教警察企業常任委員会資料を御準備ください。

18ページをお開きください。

検定申請中の教科用図書の閲覧に関する調査報告について説明いたします。

I、文部科学省から提供された情報は、閲覧させた教科書会社名や教科名、閲覧期日、閲覧の対価として支払われた金品等の金額、閲覧該当者の閲覧当時の所属や職位、氏名であります。

次に、本県における調査の状況についてであります。

1の調査実施期間は、2月7日から3月2日。

2の調査対象人員は36名で、調査終了人員35名であります。対象人員36名の中の1名につきましては、閲覧当時既に退職していた教員であったため、文部科学省の指示により、聞き取り調査の対象外といたしてあります。

3の調査方法につきましては、該当者及び教科書会社に対して、県教育委員会が聞き取りを行いました。

4の調査項目につきましては、国に報告すべき事項に県独自の調査項目を加えた計12項目であります。

19ページをごらんください。

IIIの調査結果を説明いたします。調査結果概要につきましては1のとおりであります。これらの詳細につきましては、2の調査項目ごとの結果一覧により説明いたします。

2の表の一番上の欄をごらんください。

今回閲覧させた発行者は、左のほうから、光村図書出版、教育出版、日本文教出版、東京書籍の4社であります。

1の欄に、閲覧教科及び閲覧時期について示しているところであります。

その下の段の、2の閲覧時の職位につきましては、そこに書いてあるとおりの職位が示してあるところであります。

3の閲覧をしたかどうかにつきましては、全員が閲覧したと回答してあります。

4の教科書会社からどのような案内があったかにつきましては、そこにありますように、「教育フォーラムへ参加してほしい」や「教師用指導書についての意見が欲しい」などの案内があり、検定申請中の教科書を閲覧することを事前に知らされているケースはありませんでした。

5の閲覧場所につきましては、東京や宮崎市内、大阪や福岡であります。

20ページをごらんください。

6の金品等対価の授受につきましては、光村図書は13名全員が2万円を受領したと回答、教育出版は8名が受領したと回答し、そのうち2名は、金額が5,000円だったかどうかについては正確な記憶がないと回答しております。また、受領していないと回答した者が2名であります。その横の日本文教出版は7名が受領したと回答し、そのうち1名は、その金額が1万円だったかどうか正確な記憶がないと回答しております。一番右の東京書籍は4名が1万円を受領し、不明の1名は、謝金を受領したかどうか正確な記憶がないと回答しております。

なお、光村図書、教育出版から対価を受領した者のうち、各1名は、ことしになって受け取った金額を全額返金しております。

続きまして、中段の7、金品等を受け取ることを知っていたかにつきましては、全員が事前にそのような対価が与えられることを知らずに参加したとの回答でございました。

8の交通費や宿泊費につきましては、光村図書からは、全員に航空券及び都内交通費等5,000円が支給されており、うち1名は、都内交通費をことしになって全額返金したと回答しております。また、宿泊費については、13名全員分を会社が負担しております。一番右の欄の東京書籍は全員に航空券が支給されており、そのうち1名については、宿泊費を会社が負担しております。

21ページをごらんください。

9の食事の提供につきましては、光村図書及び教育出版が軽食や弁当を、費用は会社負担により提供しております。

10の懇親会の実施及び参加等につきましては、教育出版を除く3つの会社が、費用は会社負担

により実施しております。

11の閲覧教科書が有利となる働きかけにつきましては、県の専門調査員や専門委員を務めた11名に対して聞き取りを行い、全員が、閲覧した教科書が有利となる働きかけをしなかったと回答しております。

次に、3の採択結果への影響についてであります。

(1)にありますように、地区ごとの教科用図書の採択を決定するのは、県内6地区の採択地区協議会の委員であり、今回の調査対象者で委員となっている者はありません。

ただし、(2)にありますように、該当者の中には、教科書の特徴を整理した資料を作成する県の専門調査員や各地区の専門委員を務めた者が11名おりました。

なお、専門調査員や専門委員は、県教科用図書選定審議会の規則や採択地区協議会の規約により、採択に関与することはできません。

22ページをお開きください。

(3)になりますが、先ほど説明いたしましたとおり、11名の者からは、閲覧した教科書が有利となる働きかけなどについては、全員が働きかけをしていないとの回答がありました。

(4)では、専門調査員、専門委員を務めた該当者が在籍する採択地区において、教科用図書の採択が変更された例は2例ありました。

このような実態を踏まえ、この11名が在籍する全ての採択地区において、調査研究資料の内容や表現を精査いたしました。その結果、その他の教科用図書より有利となる記述は認められず、採択への影響はないと判断したところであります。

IVの再発防止に向けた県教育委員会の対応につきましては、1にありますように、全ての市

町村教育長に対しまして、再発防止に向けた教職員への指導の徹底を依頼いたしますとともに、2の「教科書採択における公平性・透明性の確保について」を配付しまして、23ページに示しております具体的なチェック項目により、教職員及び学校関係者への指導の再度の徹底をするようにしたところでございます。

今後とも、公正・公平な教科書採択について周知を継続的に行いながら、市町村教育委員会等へ指導・助言に努めてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上であります。

○重松委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

質疑はございませんか。

○図師委員 まず、この教科書採択に当たって、採択された場合、業者にはどれぐらいの教科書代が支払われるんですか。概算でいいです。

○永山学校支援監 少々お待ちください。調べます。

○図師委員 細かな数字はいいです。概算でいいですので、わかったら教えてください。

要は、業者は、そこでメリット、利益を得ることと、この教科書採択に関しての金品を渡すことでのバランスで、渡してもメリットが出るというような判断でこういうことをやってきたんだと思うんですが、まずお聞きしたいのは、全てこの調査によって、閲覧した数ですけれども、見事に全員が閲覧されてると。この閲覧した方々の中には、重複して閲覧してる人、重複して参加してる人がいなかったですか。どうでしょう。

○永山学校支援監 重複して参加している者はおりませんでした。

○図師委員 わかりました。

特に光村図書、ここは甚だしくて、2万円、さらに航空券、都内交通費、宿泊費、昼飯代、夜の懇親会代、多分これはアルコールも出てると思うんですが、大体1人につき10万円ぐらいにもなってるのではないかと推測されますけれども、こういうことが行われていたということで、その後、専門調査員とか専門委員に関して、何らその採択に関しての働きかけをしていないということにはなっておりますが、これは何をもって働きかけをしてないと判断をされたのか。

○永山学校支援監 まず一つは、本人の聞き取りがあったということ報告します。

そして、2点目につきましては、この専門調査員というのは、22ページの図をちょっと見ていただくとわかると思うんですが、例えば市町村の6地区の右のほうを見ていただきますと、この専門委員については、各地区の特色や児童生徒の実態等を考慮した調査研究資料を作成するということが役割になっておりまして、実際の採択には関与できなくなっております。ですから、資料を提出するというのでありますので、その資料を全て取り寄せまして、その記述、内容であるとか、その分量であるとか、特にその教科書会社だけすぐれた表記はないかとかいう視点で、全て精査をさせていただきました。その結果、その他の教科書の研究資料と同じような形で、特段そのところが優位になる働きかけがあるという記述は見られませんでしたので、そう判断させていただきました。

○図師委員 まず、何をもって働きかけをしていないかということなんですが、閲覧をされた方がつくられた報告書もあるんですけれども、まず、学識経験者等で構成される県教科用図書選定審議会委員がいらっしゃいますよね。これ

らの方々に一切接触してないという、何か裏はとれたんでしょうか。

○**永山学校支援監** 教科書会社が接触してないということですか。

○**図師委員** 閲覧した先生がです。

○**永山学校支援監** 県の専門調査員と採択の関係については、全く別の人間が行っておりますので、そういうことに関しては関与はしてないということです。

○**図師委員** かみ合わないということは、多分そこまで調査されてないということで判断しますが。

では次に行きますけれども、報告書の内容が特定の偏った表現がなかったとか、内容については公平性を保っていたということの判断は、県の教育委員会の方がされたんですか。

○**永山学校支援監** 県の事務局職員がチームで全部精査をしたところでございます。

それと、先ほどの審議会に関与する委員への働きかけはなかったかということに関しては、現段階ではなかったと思っております。

○**図師委員** 調査をされたのが県教育委員ということですから、事務員も含めて、この調査書、報告書は見られたということなんですけど、やはり、身内同士の調査ではだめで、第三者とか外部がそういう調査をする。せめて、報告書というのは文書で残ってるわけですから、そういうものは、より客観的な判断をされるべきだったと思いますけれども、いかがですか。

○**永山学校支援監** 御意見については十分わかるところでありますが、現段階、委員の中で、事務局職員の中で精査した段階での判断ということで、今回については報告をさせていただいたところであります。

○**図師委員** 22ページの(4)に関しては、教

科書が変わってしまった例が2例あるということなんですけれども、これに関しては、さらに業者からの成功報酬みたいなものが支払われているような形跡はないんですか。

○**永山学校支援監** そういう事例はございません。

○**図師委員** 最後のチェック表なんですけれども、ここにありますとおり、このチェック表をもとにして再確認をしてくださいということで、各学校にこのチェック表が配られてるんですが、このチェック表は以前から存在してなかったんですか。

○**永山学校支援監** このチェック表につきましては、今回のいろんな聞き取りの中で、特に再度意識を啓発する必要があるということで、チェック表については作成したところですけども、県の通知とか、そういうところにつきましては、毎年、意識の通知については出していたところではあります。

○**図師委員** チェック表の4番に、発行者が採択期間中に云々とありまして、発行者が主催する講習会とか研修会には原則として参加しない、関与しないとあるんですが、いわゆるこういうことが徹底されてなかったということなんですか。

○**永山学校支援監** 今、議員がお示しした4番の採択期間中というところについての講習会を主催してるということですけども、今回の案件につきましては、その前年度に開催されている教科用の申請図書ということに関してのものであったということで、1も含めた中で、再度そういう意識を喚起をするというところで、今回、再発防止で出させていただいたところがあります。

○**図師委員** 最後にしますが、これはいわゆる

モラルの問題なのか、何らかの違法性があるのか。それもまた、中にはお金、もらった金品を返されてる方もいらっしゃいますけれども、指導する立場として、どうしなさいというところまで県教委からは指導できなかったのか、そのあたりを教えてください。

○永山学校支援監 今回の調査の報告につきましては、まず、国のほうから、この件について、聞き取り調査をしっかりと行った上で報告するというところのもので来ておりますので、実際にやったかどうかの確認であるとかについて行ったところであります。ですから、それぞれの項目について聞き取りをしっかりと行っていきながら、県教育委員会としては、どういうことでこういう事態が生じたのかということも含めて聞き取り調査は行ったところです。

特に、4番のところにありますように、今回の大きな発端となっておりますのは、2の4にありますように、教科書会社からの案内のあり方ということで、事前にそういうものを見せるとか、そういうことではなくて、あくまで教育フォーラムに参加してくださいであるとか、そういう参加のあり方で教科書会社のほうから案内されたということが発端になっていると思いますし、今回のいろんな禁止事項に関しましては、文部科学省のほうから、検定申請中の図書については外部に閲覧させてはいけないということを、教科書会社の発行者に対して国が言っているものでありますから、今回の事案については、調査と同時にそういうところをしっかりと精査していきながら、今後の再発がないような形での意識で経過を調査したところでございます。

○図師委員 国が発行会社には事前閲覧はさせないようという指導をしているにもかかわらず

ず、それをした業者、そこに関与した先生方がいらっしゃるということで、もしかしたら、国から業者に対して何らかの行政指導なり違法性というものが出来た場合には、やはり関連した先生方にも影響してくるということでしょうか。

○永山学校支援監 今、おっしゃったように、関係はしてくるということだと思います。地方公務員法とか文部科学省の規則、あと倫理規定等と照らし合せて、そういう部分で我々としても検討していかないといけないなと思います。

○図師委員 要は、国のまた今後の回答待ちというか、この調査報告を受けて、また国から指示が来るでしょうから、そこ待ちということでしょうか。

○永山学校支援監 報告をした時点で、まだ国が今回どのような対応をしていくのか、国のほうは、教科書会社から厳しく今回このようなことがあったのはどうかというところで、各教科書会社に対して全部出すよという指示が来ておりますので、実際、教科書会社が出した情報と今回聞き取った情報が、当然、そこでまた精査されて出てくると思っているところです。

○中野委員 この問題は、たまたま今回こういうのが出てきたが、私は長年されていた問題だと思うんです。この聞き取りもですけど、働きかけをしたか、してないかとか、こういう中で、こんなのをしてますという人はいないですよ。だから、要は、教科書は大きいですよ。大体1学年、恐らく人口比で100前後、1学年120万ぐらいおるんじゃないかな。小中学校、120万の9倍したら、かなりになります。

それで問題は、やったかどうかというのではなくて、この結果がどうなるか。私は、去年分析していたのをきのうの袋に忘れてきたんです

よ。教育委員会に頼んで、宮崎で使われてる教科書の種類とここの比率を見たんです。だから、要は教科書を使ってもらいたい、使ってる数が少ない会社がよく働きかけるとか、光村とかね。今、あれで見たら、一番多く使われたのは東京書籍ですよ、宮崎県は。

それで、この中で、要は一番接待度合いの濃いやつ、濃度が濃い、それはどんなふうに分けてますか。こんな表をつくって終わりじゃおかしいですよ。この表を使って何を説明するかということ言うんだけど、この中で一番全体的に金額からして、接待、こういう事例が多いとか、高いとか、どうなります。

○**永山学校支援監** 今回の事案で、20ページの6番のところで見ますと、金品等につきましては光村図書が2万円、そして教育出版が5,000円、日本文教出版会社が1万円、東京書籍が1万円という状況になっておりますし、また交通費とかそういうところでは、東京に呼んだりであったりとか福岡に呼んだりであったりとかいうところで、また金品がプラスされてるところがあります。

○**中野委員** 回数とか、中身をもうちよつとして、その結果、うちの教科書の使用量はどうかというのを考察させてみたりするとか。そうすると、宮崎で一番多く使ってる会社名が。

だから、この結果を、何ぼやった、取った、もろうたという話じゃなくて、この結果が宮崎県の教科書の使用量とどう関係してるかというのを最終的には見らんと意味がないですよ。

○**永山学校支援監** 今現在使用されてるパーセンテージにつきましては。

○**中野委員** もういいです。わかりました。

だから、要は、それでちょっと話は変わるけれど、秋田と比較した場合に、うちは全然使っ

てない会社があったんですよ、秋田県のやつで。啓文社かな。

○**永山学校支援監** 啓林館。

○**中野委員** ああ、啓林館。あそこは、秋田じゃ3番目ぐらいの教科書使用量が入ってるよね。話は変わるけれど、うちにはこれが全然ないんだけど。それはどんなふうに見ますか。同じ教科書選定をとりとる中で、秋田が3番目に使ってる教科書会社が、宮崎県は全然入ってないんです。

○**永山学校支援監** 秋田県で多いのは、東京書籍という状況で、教育芸術社がゼロになっております。

○**中野委員** 啓林館というのが3番目か4番目ぐらいになるわけよ、それを見たら。それは分析したんですよ。

○**永山学校支援監** 秋田が使って本県で使っていないのは、啓林館。本県が使っているのは啓林館で、秋田は使っていません。

○**中野委員** ああ、そう。逆じゃない。啓林館は秋田が使って、うちが使っていないんじゃないですか。

○**永山学校支援監** いや、逆です。

○**中野委員** 逆か。

○**永山学校支援監** はい。本県では、啓林館を使っておりまして、秋田県のほうでは啓林館のほうは使っておりません。

○**中野委員** 逆、じゃあ、今回、啓林館はそういうことをやってないんですね。

○**永山学校支援監** はい。本県ではございません。

○**中野委員** 要は、教育長、これは、文部科学省がどういうこういう問題じゃないです。もう宮崎県は一切図書出版社のこういう催しには出ませんと、それを言い切ったらどうですか。もうそれしかないでしょう。

○飛田教育長 おっしゃるとおりだと思います。実はこれ、教科書会社を文科省が指導してたのを、だからうちが通知を出すけれど、そういう重要認識をもって現場が見てたのかということ、私はクエスチョンだと思ったんです。だから、一切やるなってことで、今度、チェック表をつけた。そのチェック表のどこを見ていただきますと、全ての文言が「教科書会社は」「発行者は」という通知なんです。発行者はするなど。だから、現場はそれほど意識してなかった。当然、この期間中じゃなかったら、教科書を見てもいいわけだし、教科書会社と意見交換をしてもいいわけです。文科大臣自体が、やっぱりいい教科書をつくるためには意見交換をすることが大事だと。だから、銭もらうとか、そういう倫理に反するようなことはしてはならんと、そういうことはちゃんと絶対周知しようということが、一番の今回改めてやったことでございまして、そこは、国の通知をそのままうちが流していても、現場はきちっとそこを受けとめてなかった。それは、我々にも責任があるんじゃないか。もうちょっときちっと周知する。おっしゃるとおりで、そこは絶対やるなということにしたから、一人一人チェックさせるということでございます。

○中野委員 要は、いろいろ勉強会とかするのはいいですね。例えば、会社が、宮崎でするのはいいですね、逆に。例えば、東京とかで、会社がこういう催しをする場合、教科書の自分とこの会社の東京でする場合に、どういう教科書も、そういう勉強はせんといかんですよね。だから、その勉強の仕方、例えば宮崎県内でやってくれば、極端な言い方をすると、200円の日当で勉強に来てもいいわけですね。要は、こういうのは東京でしかやらんのですか。

○永山学校支援監 20ページの、資料の中でありましたように、本県の市内での開催もありましたけれども、今回の件は、勉強会について、申請している段階においては、そういうことを行ってはいけないということになっておりますので、検定を申請してる期間、そして次年度の採択の期間中についてはそういうことを行ってはいけないのに、今回は教科書会社のほうがそういうことを行ったということで、それ以外の期間については、先生たちとかがいろんなところで勉強するために、一生懸命に教材研究するところの研修会について禁止してるものではございません。

○中野委員 教育長なんか辞めてもOBになると力が強いですよ。そういう人たちが行って、いろいろこういう方法をやれば、また中身は一緒ですから。直接県教育委員会調査研究会なんか属しとる人が行かなくても、第三者が行って、口利き、そういうのがありますからね。かなりこれはしっかりしてもらわんと。文部科学省が選定したりするのは、そんなに違いはないかもしれん。会社としてはかなりの売り上げ、営業活動をしますから、今後もあるし、この前もあったんだろうと思うから、そこら辺をしっかりと明確に。通知も、国じゃなくて、宮崎県はこうしますという取り扱い要領をしっかりと出したらいんじゃないですか。何も東京の指示待ちじゃなくても。

○飛田教育長 宮崎としてそうしたいと思ったので、今回、再確認で現場に徹底しようということで、さっきのチェックをして、必ずそういうことのないようにという指導をしたところなんです。

○中野委員 指導は何ですか。文書ですか。

○飛田教育長 文書です。一人一人配って、一

人ずつチェックをしなさいと。

○中野委員 一人一人というのは。

○飛田教育長 教職員。

○中野委員 教員全体。

○飛田教育長 はい。

○中野委員 ぜひ、そういうことを含めて、校長の責任でそこ辺を監視するとかしないと、文書で1万人に出したって、校長が無頓着だったらだめですよ。そこ辺も改めて校長に、そういうのがあったらちゃんとした責任とってもらいますよぐらい。私は、校長がしっかりやらんことには、これはほんとに企業の影響力というのはすごいから、ぜひ徹底してください。

○緒嶋委員 この人たちは、年休を取っていかれたんですかね。出張命令はどうなってたですか。

○永山学校支援監 基本的に休みの日であるとか、夜であるとか、そういう時間帯になっております。

○永山学校支援監 先ほどの、教科書の金額ですけれども、小学校については大体教科書の1点の平均が377円、中学校が521円で、平均の教科書の費用としては、小学校が大体3,346円、中学校が4,830円となっておりますが、実際に教科書会社にどんだけの金額が行ったかということについては、私どものほうではわかっておりません。

ただ、予算につきましては、大体400億ぐらいのお金が使われているということになります。国全体です。

○田口委員 今出てるのは、教科書会社4社ですが、対象になる採択の会社というのは何社ぐらいあるんですか。

○永山学校支援監 対象となる教科書会社については、大体21社でございます。

○田口委員 調べてみると、これは、教科書の中でほぼ大手の大手ですね。例えば東京書籍なんていうのは、これは余り会社名は聞いたことがないんですけども、凸版印刷グループですよね。教育出版社が、これは大日本印刷系、光村図書、これは前、業界3位だったみたいですが、今は業界2位になってるけれど。見ていると、何か営業活動が非常にうまくいったのかなと。

そういう意味では、東京まで呼んでやった成果が出てるといっても過言ではないようなデータが出てますので、会社側としては、教育レベルを上げるためにとかいうことはほんとは表向きで、実際やってることは、もちろん会社ですから、利益を上げるのが第一です。

例えば、教育フォーラムとかいう出版社が主催する、報酬が伴わないような勉強会みたいなものは、結構あるんですか。地域とかで、教科書会社がやるものでも。

○永山学校支援監 教科書会社が主催してフォーラムをやるということについて、今、こちらの持ち合わせる情報では入ってきてない情報ではあります。

○田口委員 もちろんこれは、案内は一応教育フォーラムとかいろいろ出てますけれども、教育出版社の名前で、教科書会社の名前で案内が来てるんですよね。

○永山学校支援監 そういう状況になります。

○田口委員 そうなるとやっぱり意図が見え見えで、のこのこと行ったというのは、やはり責任は重たいなと思っております。

今後のチェック項目がいろいろ出ておりますけれども、まず先生方は自分自身の判断でそういうものには行かないという、先生としてのモラルが必要じゃないかなと思うんです。そうい

う方向で、まず先生方のモラルを高めるような認識を持っていただきたいと思いますので、今後、そういう指導をよろしく願いいたします。

○井本委員 さっき、図師さんが言った、どうか法律か何かに違反してるのか、モラルの違反なのか。今のところ、モラル違反であるというところでいいわけですか。

○西田教職員課長 それぞれ市町村等、職員の倫理規程とかがありまして、そういうときには利害関係者からお金を受け取らないとありますので、モラルについては一定責任があるかなと思ってます。

○井本委員 いや、法律には違反してないということなんですか。

○西田教職員課長 法律については、今、精査しないといけない状況で、例えば営利企業等の従事制限とかありますが、そういうところにかかるのか、かからないのかとか、今後、学校政策課から出た資料をもとに、教職員課として、そこら辺をさらに精査して、また聞き取り等もさらに行わないといけない状況もあるかなと思ってます。

○井本委員 国としては、この辺はちょっとどうも隙間があったなという認識があるだろうと思うんです。その辺は、何か対策を打たないといかんという、そういう動きはあるんですか。

○飛田教育長 私は、文科大臣から直接、会議で聞きましたけれど、国としての方針としては、やっぱりいい教科書をつくることに現場の声とか、使った子供たちの声を反映するような、そういうシステムというのは大事だろうと。ただ、モラルを疑われるとか、法に抵触するとか、企業を挟むようなことはいかんだらうから、きちっと整理をしたいと言われておりますので、ぜひそうしてほしいと願ってます。

○井本委員 そうですね。わかりました。

○重松委員長 暫時休憩します。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

先ほどのその他報告、教科書検定については、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 では次は、請願の審査に移ります。

まず、新規請願第10号「公立高等学校授業料不徴収制度の復活を求める請願」について、執行部からの説明はございますか。

○田方財務福利課長 特にございません。

○重松委員長 質疑はございませんか。

○田口委員 今、高校授業料無償化ではなくて、収入によって授業料を取るか取らないかというのに変わりましたが、確かに910万が分岐点だと思うんですが、県内で授業料を払っているのは全体のうちの何人になってますか。

○田方財務福利課長 平成26年度から入っておりますので、1年生、2年生が、今、対象になってますが、県内では、27年度の数値で申し上げますけれども、まだ見込みでありますけれども、対象者が1万5,444人で、認定人数が1万3,757人、不認定、授業料をいただいているのが1,641人ということで、大体10%から11%ぐらいの方々から授業料を徴収してるということになります。

○田口委員 その中で、授業料を免除してるのと合わせていろいろ、就学援助というんですか。その対象になってる学生は、学校ごとにどれぐらいいらっしゃいますか。

○田方財務福利課長 就学のための給付金とい

うのを支給をしておりますが、生活保護世帯及び非課税の世帯というのがありまして、金額が生活保護世帯で3万2,300円、それから第1子のいる家庭で3万7,400円、27年度ですけれども。23歳未満の扶養されている兄弟のいる第2子が12万9,700円、通信制が3万6,500円支給をしてるわけですけれども、27年度の実績で申し上げますと、支給したのが3,120名、2億1,400万円ぐらいで、約20%ぐらいの方々に支給をしてるということになります。

○重松委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 では次に、新規請願第11号「正規教職員の増員を求める請願」について、執行部からの説明はございますか。

○西田教職員課長 特にございません。

○重松委員長 質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは次に、新規請願第12号「小・中・高の35人以下学級等の実現について国に意見書の提出を求める請願」について、執行部からの説明はございますか。

○西田教職員課長 特にございません。

○重松委員長 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 次にいきます。

次に、新規請願第13号「義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願」について、執行部からの説明はございますか。

○西田教職員課長 特にございません。

○重松委員長 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは最後に、その他のその他で何かございませんか。

○緒嶋委員 飛田教育長は、恐らく先生として、もう三十七、八年ぐらいになられると思うんですけれども、宮崎県の教育の発展のために貢献されたし、今度退任されるということは、私としては残念であります。

そういう中で、教育長としての宮崎県の教育に対する思い、今後に期待するものというような思いがあれば、ぜひ一言述べていただくと我々も勉強になるかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○飛田教育長 ほんとに、何か胸がいっぱいになってしまって。

さっきも申し上げましたけれど、教育というのは、未来への投資だと思います。担任をしていたとき、ほんとにだめな教師でした。家庭訪問に行くと、あるときから、これじゃいかんと思ってやったことは、家庭訪問に行くと、通知表のもとになるような成績のデータを見るんじゃなくて、あなたの、一番得意なものを何か持ってこいとか、あるいは小学校のときに優勝したメダルでもあったら持ってこいと言ったら、いろんなことがありましたが、ある男の子がもじもじしとるので、お母さんが「いいがあ、出しない」って言ったら、当時、ものすごいロックをがんがん弾いてくれたのもありますし、それこそ刃物をめぐって子供たちとやり合うようなことがありましたけれど。

やっぱり子供たちと向き合いながら我々は成長するわけで、教育というのは、学校は何のためにあるかというのは、私は2つあると思うんですが、一つは、ともによき社会をつくらん。子供たちを預かって、子供たちがどれだけ社会貢献をできるかということ、力を一緒に保護者、それから教師、地域とつくっていくのが学校の仕事。その子供たちに伝えたいことという

のは、ともによき世をつくらん。そのために学校で何をするかといったら、自分で学び続ける子供をつくれということだと思います。

いろんな思い出があるんですが、選挙権年齢が18歳になってとっさに思い出したのが、ある年、成人式のインタビューの場面をテレビで放映してましたら、「あなたは政治に何を望みますか」って成人式の会場から出てくる若者にインタビューがマイクを突きつけておったときに、その若者が、ほとんどは、例えば雇用をふやしてほしいとか、インフラの整備をしてほしいとかそんなことを言ったら、ある若者は、「どうしてそんなことを聞くんですか」と、「成人式の会場を出る若者に、あなたは社会のために何をしてくれるんですかって、なぜ聞かないんですか」って、生放送でアナウンサーに言った子供たちがおりましたが、そういう子供たちが社会をつくってくれる。

言うならば、遠藤未希さんっていう、あの南三陸町でずっと放送をして、みずから命を落として放送してくれた人は、多分、あれから、あした11日で、もうそれでもそういう名前は忘れる人は多いと思うんですが、やっぱり社会に何か自分のおり場を見つけて社会に貢献するような、そういう小さな名もなき英雄を育てられるような宮崎の教育であってほしいと思いますし、スポーツ活動とか社会活動、文化、そんなものを通して、県民の皆さんにも、宮崎で子育てをして宮崎で暮らしてよかった、そういうことが教育行政でやっていけたらうれしいなど。これからも、きっと後輩たちがそういうことを必死でやってくれると願っております。ありがとうございました。(拍手)

○緒嶋委員 教育長以外にも、それこそ定年を迎えられる方がこの中にも何人かおられるかも

しませんが、やっぱり今まで長い間、教育界の発展のためにほんとに頑張られた皆さん方に感謝申し上げたいと思いますし、今後も健康に留意されながら、さらに教育、そのほかのそれぞれのまた第2ステップがある、立場があると思いますので、次のステージでまた頑張って、宮崎県の教育、そのほか県政発展のために全力を尽くしていただきますようお願いをして、ほんとに感謝申し上げたいと思います。ほんとにありがとうございました。(拍手)

○重松委員長 ほかにございませんか。

○中野委員 ちょっと教えてください。今、学校のテストを見ると、会社がつくったきれいな印刷物ですよ。あれは、町ごとに選んどるんですか。それとも教科書と一緒に、何か統一して選んでるんですか。

○永山学校支援監 これにつきましては、各教育委員会ごとに学校で使用する教材ということで申請していくという形になっております。

○中野委員 ぜひ、このテスト、これなんかも学力テストとクロスしながら分析してください。

○永山学校支援監 今回の予算の中にも、そういうものも含めてプログラムを開発するという観点でいくと思っております。

○中野委員 我々自民党3人は、来年も残りますから、ちゃんとお願ひします。

○重松委員長 そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは以上をもって教育委員会を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時52分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります、申し合わせにより委員会審査の最終日に行うこととなっておりますので、11日に採決を行うこととし、再開時間を13時00分としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

暫時休憩します。

午前11時52分休憩

午前11時54分再開

○重松委員長 委員会を再開します。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 以上で本日の委員会を終わります。

午前11時54分散会

平成28年 3月11日(金曜日)

午後1時0分再開

出席委員(7人)

委 員 長	重 松 幸次郎
副 委 員 長	日 高 博 之
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	井 本 英 雄
委 員	中 野 廣 明
委 員	田 口 雄 二
委 員	凶 師 博 規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主幹	西久保 耕 史
議事課主事	八 幡 光 祐

○重松委員長 委員会を再開いたします。

採決に入ります前に、皆様に御協力をお願いいたします。御承知のとおり、東日本大震災発生から5年を迎えました。そこで、当委員会といたしましても、この震災で亡くなられた方、多くの方々の御冥福を祈り、ただいまから黙祷を捧げたいと存じます。皆様、御起立、そして黙祷をお願いいたします。黙祷。

〔起立、黙祷〕

○重松委員長 お直りください。黙祷を終わります。御着席ください。

暫時休憩をいたします。

午後1時1分休憩

午後1時1分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め御意見を願いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、ないようですので、これから議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、第14号から第18号、第20号、第23号、第36号及び第37号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

請願第10号「公立高等学校授業料不徴収制度の復活を求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、請願第10号については、採決との御意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、請願第10号の賛否をお諮りいたします。

請願第10号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○重松委員長 挙手少数。よって、請願第10号

は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第11号「正規教職員の増員を求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔採決〕と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 請願第11号については、採決との御意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、請願第11号の賛否をお諮りいたします。

請願第11号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○重松委員長 挙手少数。よって、請願第11号は不採択とすることに決定いたしました。

まず、請願第12号「小・中・高の35人以下学級等の実現について国に意見書の提出を求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔採決〕と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 請願第12号については採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、請願第12号の賛否をお諮りいたします。

請願第12号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○重松委員長 挙手少数。よって、請願第12号は不採択とすることに決定いたしました。

まず、請願第13号「義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

か。

〔採決〕と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 請願第13号について、採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、請願第13号の賛否をお諮りいたします。

請願第13号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○重松委員長 挙手少数。よって、請願第13号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子についてであります。委員長報告の項目として、特に要望等はありませんか。

暫時休憩します。

午後1時7分休憩

午後1時8分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのほか、何かござ
いませんか。

暫時休憩します。

午後1時9分休憩

午後1時9分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

総合博物館民家園の現地調査について、昨日
協議いただいた総合博物館の民家園の現地調査
についてですが、3月14日の14時30分からとい
うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのようにいたしま
す。視察時間は30分程度を見込んでおります。14
時30分までにそれぞれ現地にお越しいただくよ
うお願いいたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 何もないようですので、以上で
委員会を終了いたします。

午後1時9分閉会